

〇概ね5年で実施する取組内容

取組の柱	課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市
実施する施策 具体的取組													
■ソフト対策の主な取組													
①円滑かつ迅速な避難のための取組													
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供													
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施 県・市町村	ホットラインにより情報提供された内容を、避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用。	ホットラインの情報は、災害対策本部において情報共有している。	必要に応じて活用している。	ホットラインは台風19号等で情報は取得できた。具体的な活用については検討中。	熊谷気象台からの情報収集など、必要に応じて活用している。	避難情報発令における参考として活用している。	熊谷気象台からの情報など、必要に応じて活用している。	ホットラインで得た水位情報や潮流現象、氾濫等の情報について、避難情報発令基準において水位に応じた警戒レベルを設定し、また、水防団の待避基準を明確化する。	洪水予報伝達演習などの際に活用を図る。	ホットラインによる情報提供があれば、避難情報発令を検討する等に活用する。
(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）													
2	多機能型タイムラインの検討	L,N,R	終年度 県・市町村・気象台	令和4年度時点において作成していない。			予定なし。		地域防災計画でも本市における事前行動計画（タイムライン）を定めており、その中に荒川上流河川事務所とのタイムラインの記載がある。		地域避難検討会において、共通タイムラインの運用を検討している。	各機関と連携し、検討する。	市風等に関する多機能型タイムラインを作成している。
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年 協議会主体	市長ほか、荒川上流河川事務所、県、自衛隊、警察等が参加する訓練の際に、タイムラインを考慮した水害対応方法を検討する実践的な訓練を平成30年度に実施。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムライン作成が完了したため、今後検討していく。	河川はん濫を想定した災害対策本部指揮訓練を実施（国・県河川併せて実施）	令和3年11月に福祉避難所となる災害時応援協定先と福祉避難所を訓練を実施し、水害対応タイムラインを基に、討議型訓練を実施した。	要配慮者施設を対象とした情報伝達訓練を実施した。	実施を検討する。	災害対策本部による、タイムラインに基づいた水害対応の図上訓練を実施。	県・他市町村等の動向を調査研究し、水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,D,R	必要に応じて 県・市町村・気象台	国、県管理河川ともに、避難情報発令に係るマニュアルを作成済み。 令和元年東日本台風による教訓や避難判断の基準となる水位の見直し等の状況を踏まえ、避難情報の発令基準やタイムラインの見直しを実施。	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成、運用中であり、必要に応じて見直しを検討する。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準を定めたマニュアルを作成しており、必要に応じて見直しを実施する。	地域防災計画の改訂に併せて避難情報を見直し。今後も、必要に応じて見直しを検討していく。	地域防災計画（あるいは水防計画等）で避難指示等の発令基準を記載している。（国・県河川ともに）	平成29年度に地域防災基本計画の改定のあわせて見直しを実施。令和3年5月に避難情報が変更されたことに伴い、タイムラインの見直しを実施	地域防災計画で避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を記載している。	避難情報の発令基準の見直しを実施する。	必要に応じて見直しを実施する。	・12年にチェックリストとして作成しており、それを29年12月にタイムラインとして、改良。 ・さらなる改良を15年5月に実施。 ・13年7月に改良。 ・14年1月に改良。 ※市内全河川内河川同し
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	終年度 関係機関・気象台・県・市町村	・令和3年度改訂予定の「学校における防災訓練」で、マイ・タイムラインの内容を掲載。市内市立学校全校に配布した。 ・令和3年度、ゲストティーチャーにおいて、防災アドバイザーがマイ・タイムラインを講義することを追加予定。避難する際、避難される側の双方が水害への理解を深めていただくことを計画。 ・令和4年度、防災アドバイザー対象にマイ・タイムライン講習を実施した。また、実際に防災アドバイザーによるマイ・タイムラインの講義が行われた。	防災出前講座等において、マイ・タイムラインの作成及び普及啓発を行っている。		「マイ・タイムライン（避難行動計画）」の作成に関する出前講座を実施。その他、防災関連事業で普及チラシ配布。	市で実施する防災イベントで年数回、作成会を実施している。	防災講座や防災訓練でマイ・タイムラインの作成方法を説明した。	ハザードマップ内に入れるとともに、おとどけ講座において、周知を行っている。	市ホームページにより、作成の啓発を行っている。	ハザードマップや時に案内を掲載しているほか、YouTubeやTVを用いて啓発を行っている。	浸水想定区域内の小中学校に対して、マイ・タイムライン講習会を実施している。
(3) 水害危険性の周知促進													
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	終年度 県										
7	ハザードマップの見直しや災害の事前準備に関する周知啓発の徹底	Z	0 関係機関・気象台・県・市町村	ハザードマップの見直しや災害の事前準備に関する周知啓発の徹底。総務局危機管理課防災課と連携している。	ハザードマップの配布、内容に係る説明等は危機管理課の窓口にて実施。		予定なし。	市の広報誌、甲等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知している。	防災訓練で対応している。ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理課防災担当が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理課防災課にて問い合わせの対応を実施している。
(4) ICTを活用した洪水情報の提供													
8	洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	終年度 県										
9	気象情報発令時の「危険度の色分け」や「避難勧告の発令」等の改善	N,D,G	引続き実施 気象台										
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AC,AE	引続き実施 市町村	・災害時には防災行政無線放送、メール配信、市HP、テレビデータ放送、Yahoo!防災速報アプリなどの多様なツールを用いて住民への情報伝達を行っている。 ・令和2年度から携帯電話等を所持しておらず、情報の受け取りが困難な高齢者等を対象として、防災行政無線にて配信する避難所開設や避難勧告等の情報を電話・FAXにより配信するサービスを導入した。 ・令和4年度から、情報収集のツールの一つとして、「さいたま市防災アプリ」の公開を行った。	・防災行政無線、広報車、市公式ウェブサイト、サービス、LINE市公式アカウント、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て情報伝達を実施している。 ・対象区域の町会・自治会長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝達できるよう計画している。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知徹底を防ぐようしている。 ・R4年では防災行政無線を3基新設し、併せて20基の高齢子居について更新・高機能化を実施するなど、防災行政無線の改良を行った。	高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、緊急速報メール、Lアラート等を活用し、広報を行っている。	防災行政無線、広報車、市HP、緊急速報メール、登録制メール、SNS、スマートフォンアプリ（Tocoふり、Yahoo!防災速報）、Lアラート、LINE等により情報伝達を行っている。また、平成30年度より放送内容を受信する防災ラジオの販売を開始した。今後も情報伝達手段の充実を図っていく。	避難情報を発表した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッタ、緊急速報メール、Lアラート等を活用している。	同僚系防災行政無線のデジタル化。 同僚系防災行政無線放送内容確認の電話対応サービスの実施。 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市公式ウェブサイト、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。	市防災行政無線、広報車等による広報手段のほか、消防団及び自主防災組織等の協力による戸別訪問等により、速やかに市民等に伝達することが地域防災計画に記載されている。 令和元年度の実績として、市からのメール配信、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。	・防災行政無線のデジタル化を実施した（平成30年度に子居完了）。 ・避難情報を発令した場合、防災行政無線、エリアメール、Lアラート、市ホームページ、市公式ツイッター、市公式フェイスブック、新座市防災行政無線メールで広報する他、必要に応じて広報車で巡回する。 ・平成30年度から、土砂災害警戒区域の住民を対象に、一斉情報伝達システムの運用を開始した。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会へ電話連絡及び避難対象区域の要配慮者利用施設へ電話連絡についても、一斉情報伝達システムの運用を開始した。	・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、サイレン、口伝伝達、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、インターネット等を通じて広報を行う。 ・消防団員、自主防災組織の協力を得て、当該地区の避難行動支援者にも周知徹底を図る。必要に応じて見直しを実施する。 ・20年市の防災行政無線システムを導入と、防災ラジオの有償貸与を開始。 【危機管理課】 ・鶴川及び芝川都市下水路、逆川、原市沼川、江川、荒川の移子等をHPにて公開。 ・荒川流域一帯荒川沼川について、宮下樋管の開閉時及び閉鎖が見込まれる場合は、江川沿いの住民に電話で周知。 【危機管理課防災課】 ・市内に設置する河川については、増水が見込まれる場合に、総務部又は都市整備部がパトロールを実施。 ・状況に応じて、市民協働推進課、危機管理課防災課や危機管理課など防災行政無線、ツイッター、市メールマガジン、LINE、Yahoo!防災アプリで注意喚起を実施。 ・状況に応じて、危機管理課防災課又は広報広聴課が流域周辺の自主防災組織に、高齢介護課と障害福祉課が浸水想定区域内の要配慮者利用施設に、電話連絡を実施。	
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	終年度 関係機関・県・市町村	（1）行方不明（ラジオ局）と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。	災害時における情報発信の協定を複数事業種と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。		ジェイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティエリアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結し、災害時にはFMを通じて、災害情報を発信することができる。	Lアラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティエリアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティエリアFMと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジェイコム株式会社やコミュニティエリアFMと連携し、情報発信を行っている。	地元コミュニティFM放送局と協定を締結し、放送等に関する協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。	平成25年にジェイコムさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実													
12	洪水時のダム操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,D	終年度 関係機関・県・水資源機構										
13	避難行動に繋がるダムの放送情報の目や機種のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,D	終年度 関係機関・県・市町村・水資源機構	熊谷河川の避難情報の発令にあたっては、「川の防災情報（埼玉版）」の水位情報を活用している。	河川情報の水位情報については、市ホームページ等を活用し情報提供を予定。		災害対策本部での避難情報等の発令に関する判断材料として活用する。		埼玉県の川の防災情報で、荒川（治水観測所）、新河津川（宮戸観測所）、柳瀬川（清波観測所）の水位を参考に避難情報の判断をしている。	川の防災情報を活用し、宮戸観測所の水位を基準に避難情報の判断をする。	危機管理課型水位計の水位を避難情報発令基準に活用する。	県や県の情報をもとに迅速な判断に活用していく。タイムラインに反映していく。	各情報については、リアルタイムで情報取得に注力し、過去の被害も考慮し活用している。

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱			課題	目標時期	取組機関	さいたま市																			
	実施する施策						さいたま市		川口市		蕨市		戸田市		朝霞市		志木市		和光市		新座市		鴻巣市		上尾市	
	具体的取組																									
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	総務部	関係団体・県・市町村	さいたま市(ラジオ局)と災害時の情報発信における協定を締結し、平時より連携を深め、災害時に円滑に情報を発信することができるよう調整を行っている。	災害時における情報発信の協定を複数事業所と結んでおり、市民に迅速かつ正確な情報伝達に努めている。			ジョイコム川口戸田と災害時における放送等に関する協定を締結している。	コミュニティFMと災害協定を締結し、災害時にはFMを通じて、災害情報を発信することができる。	アラートの活用 令和4年度に株式会社コミュニティFMと災害時緊急放送に関する協定を締結	株式会社コミュニティFMと災害時緊急放送に関する協定を締結した。	ジョイコム株式会社やコミュニティFMと連携し、情報発信を行っている。	地元コミュニティFM放送局と協定を締結し、協定を締結している。	平成25年にラジオエコーさいたまと「災害時における放送等に関する協定」を締結し連携。同じく平成25年に、テレビ埼玉のデータ放送を活用しており、連携して情報伝達する体制を構築している。										
(6) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等																										
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, X, X, AE	引き続き実施	市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究において、避難場所・避難経路・避難誘導体制等について確認と改善を図っていく予定。	指定避難所や指定緊急避難場所は、主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定している。	緊急避難所や指定避難所は、主に小中学校や公民館等を指定している。	指定緊急避難所として、市内の公共施設を指定している。また、地域の町会が身近なマンションや事業所を緊急一時避難場所として選定している他、冠水が発生しやすい道路を選定し、マップにしている。今後も必要に応じて見直ししていく。	指定緊急避難所や緊急避難所は、小中学校の他、公民館等の公共施設を指定している。	令和3年12月に指定緊急避難場所、指定避難所、指定緊急避難所の指定を行い、公示をした。	市内33ヶ所を指定緊急避難所や緊急避難所とし、主に小中学校や公民館を指定している。他に7箇所、(民間施設を含む)福祉避難所を指定している。	・私立学校に対し、出水期前にあらかじめ、避難所として開設する手順等を確認する。 ・避難対象区域の町内会長・自主防災会会長へ電話連絡し、特に、在宅の避難行動要支援者への伝達を依頼する。	防災マップ、ホームページで避難場所・避難経路を周知している。	現在、大雨等による避難所としては、以下避難所を開設予定。 【定例】 東中学校・中央小学校 【増設】 富士見小学校・市民体育館 【荒川】 大石南小学校・平方支所											
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について確認し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係団体・県・市町村	令和2年度に埼玉県災害対策課と調整し、「県と市町村の広域避難研究会」を発足。本研究において、当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合の、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討を行っている予定。	隣接する近隣市と避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。今後、具体的な運用について、検討していく。	地域防災計画では、指定避難所、避難場所を収容できる想定。	災害時応援協定や地域防災計画には、位置づけられているが、今後具体的に避難先などについて、近隣市と協議していく。	近隣の市区と災害協定を締結済み	・近隣の市区と災害協定を締結済み。適宜、情報共有を図っている。	荒川上流河川事務所主催の広域避難検討会に参加。	災害時相互応援協定により、近隣市の避難場所を利用可能。必要に応じて、具体的な運用方法について検討する。											
	17	必要となる避難場所、避難経路の整備にあたり、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係団体・県・市町村	予定なし	必要に応じて検討する。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所の整備を検討する。	建設工事における発生土砂等の有効活用を検討していく。						必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	避難場所、避難経路等の整備が必要になった場合は、河川工事等の発生土砂等の活用を検討していく。										
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	総務部	県・市町村	市有施設等を指定緊急避難場所に指定するほか、やむを得ず車で避難する場合に利用可能な駐車場を確保するなど、応急的な避難場所の確保を行っている。	主に市内小・中・高等学校や公民館等を指定緊急避難場所として確保している。	緊急避難所や指定避難所は、主に小中学校や公民館等を指定している。また、近隣市と災害時相互応援協定を結んでいる。	検討中	市内の民間施設(4箇所)と洪水等の災害時における避難所利用の協定を締結している。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所の指定や、民間施設と一時避難場所をはじめ、ホテルとの協定を締結した。	指定緊急避難場所まで立退き避難する状況がない場合の緊急避難先について、洪水浸水想定区域の住民一人一人が確認しておくよう、引き続き啓発を行う。	避難所の見直し等を今後行う予定	令和3年度に避難所の指定を見直し、新たに指定避難所兼指定緊急避難場所を指定した。応急的な避難場所の確保はない。											
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	総務部	市町村	浸水想定区域内の自主防災組織等において、水害からの垂直避難に関する訓練を順次実施している。	震災時の避難訓練については、各地域において定期的に実施している。今後、水害に関する訓練についても実施するよう指導する。	今後水防訓練等を検討する。	荒川の氾濫については、水害避難訓練を既に実施している。市の広報を使って、広く参加を促す予定。また、県管理河川については今後の実施を検討する。	小学校区における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	自主防災組織代表者会議や新住町内会協議の場で自主防災組織への補助金交付等を周知し、積極的な訓練の開催を促し、地域住民の参加促進に努めている。	今後実施予定。一次避難所における防災訓練を自主防災組織と共催で実施している。	実施を検討する。	水害を想定した住民参加型の避難訓練を今後実施予定	令和4年6月に市民の避難訓練を含め、防災訓練を実施した。											
	20	共助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の調整及び出発時における乗降の調整の連携を共有し、より充実した取組を実施	V, AD, AE	総務部	県・市町村	各自主防災組織に対し、防災資機材の購入や訓練の実施等について補助金を交付し、活動を支援している。また、年に1回自主防災組織を対象に防災対策に関するセミナーを開催し、防災意識の醸成を図り、共助の仕組みの強化を図っている。	防災出前講座等において、水害時の対応について周知。また、年に1回自主防災組織を対象に防災対策に関するセミナーを開催し、防災意識の醸成を図り、共助の仕組みの強化を図っている。	自主防災組織や地域等と連携を図る。	各自主防災会で洪水時の避難について相互共助の仕組みを実施している。今後はフォローアップなどを訓練等を通じて、実行していく予定。	指定緊急避難場所での避難所開設・運営訓練を実施したことをはじめ、現行の避難行動要支援者名簿(個別計画)の活用資料を作成したことや、令和5年度から運用を開始できるよう、避難行動要支援者個別避難計画基本方針を策定した。	今後実施予定。	引き続き、避難行動要支援者支援制度の周知を行う。また、避難行動要支援者支援制度の実効性確保のため、対象要件を見直すとともに、個別計画の整理を行った。	自主防災組織の取り組み強化を図る	共助の意識向上として、上尾市防災協議会によるイッソ防災講座や市政出前講座を実施しており、引き続き実施していく。												
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	総務部	市町村	県洪水予報河川、水位周知河川の洪水ハザードマップを作成している。また、住民一人一人の避難計画の検討に役立ててもらったため、県管理河川も対象としたマイ・タイムラインの作成について、市民へ周知を図っている。	避難行動要支援者については、順次作成を町会・自治会に依頼。 ・住民一人一人避難計画については、防災出前講座等で必要性を周知。 ・情報マップについては、地域防災マップを有効活用する。	洪水ハザードマップの家族の連絡先や非常用持ち出し品リストを周知していただくよう出前講座等で周知している。	マイ・タイムラインについて、市庁及びハザードマップに掲載し、周知、作成促進を図っている。	小学校区における防災訓練をとおして、各地区の自主防災組織にマイタイムラインの周知・啓発を行っている。	令和2年度から令和3年度にかけて、志木市地区別防災ガイドブック(8地区)を作成し、住民へ全戸配布を行った。さらには地域での防災訓練や防災講座において、マイ・タイムラインの周知を実施している。	令和元年度に実施した水防セミナーにて、講師である消防士がマイ・タイムラインの説明をした。また、防災ガイド&ハザードマップに、和光市版マイ・タイムラインを新たに作成・掲載し、周知を図った。	マイ・タイムラインの周知・啓発を行う。	マイタイムラインの周知を行う	令和2年度から継続して、マイ・タイムラインの作成を促す研修を行い、中学校で実施している。前段階として、令和2年2月に、荒川上流河川事務所に出前講座を依頼し、上尾市防災協議会の会員に対し実施済。令和4年2月の発行の上尾市防災ガイドブックにマイ・タイムラインを掲載。											
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	総務部	関係団体・県・市町村	防災士の資格を有する防災アドバイザーによる地区防災計画策定支援により、地域の防災力向上に係る人材育成を行っている。	定期的に防災リーダー認定講習を開催し地域防災リーダーの拡充に努めている。	防災大学校を実施して地域住民の防災知識向上を図る。	自主防災会からの推薦者に対し、防災士資格取得に係る費用の補助を実施している。また、新たに中学生を対象とし、防災士資格取得に係る費用の補助を実施予定。	平成28より防災士の資格を持ち、自治会等の自主防災活動に協力できる方を地域防災アドバイザーとして委嘱し、地域防災力の向上に寄与いただいている。	市内6校の小・中・高3年生を対象に防災講座を実施し、中3年生に出前講座を行い、マイ・タイムラインについて説明を実施	防災の知識の習得や実際に体験して防災スペシャリストを目指す「和光市BOSA1まちづくり伝道師講座」において、水害カリキュラムを講義した。	引き続き、自主防災会向けの研修会を実施する。	自主防災組織リーダー養成講座等を開催し育成を図る	平成24年度から防災士育成補助金を出しており、防災力向上のための人材育成を実施中。平成27年度からは、自主防災組織の上位組織による1日研修会を実施中。令和2・3年度防災士に対して、マイ・タイムライン研修を実施。令和4年度は、自主防災組織及び防災士を対象にハザードマップに関する研修を実施した。											

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市	
	実施する施策	課題	目標時期	取組機関											
															具体的取組
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	23	施設が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	A	令和3年度	関係部署・市・市町村	関係部署に対して情報の共有を行っている。	担当部署において避難確保計画を作成するにあたり情報共有している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	市の避難確保計画のひな型を要配慮者利用施設に配布している。共有すべき情報については、要配慮者利用施設と情報共有を図っていく。【令和4年度】	市で独自作成した防災啓発冊子を要配慮者利用施設に配布している。	知事防災計画に位置付けている避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対して、避難確保計画作成を促し、作成させた。今後も新規開設した要配慮者利用施設に速宜案内をしていく。	該当施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	・該当施設に対し、避難確保計画に関する知見を周知した。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	避難確保計画の作成は、各要配慮者施設に依頼しているところである。施設の負担とならないよう、市側で雛型を作成し、空欄等に記入すれば計画が作成できるようになっている。令和4年度 82%の施設が計画を策定。
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とした先進的事例等、必要な情報提供を行う。	A	令和3年度	県・市町村	対象となる要配慮者利用施設へ計画の作成と避難訓練の実施を推進しており、庁内所管課と調整し、地域防災計画へ位置付ける対象施設を整理した。令和3年度は、避難確保計画作成に係るチラシを作成し、所管課と協働で対象となる施設へ通知を発送するなど、取組を推進している。	担当部署からそれぞれの要配慮者施設に対して避難確保計画作成を指示しており、一部の施設では作成済みである。	福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画を作成する。	対象となる要配慮者利用施設のうち、のべ前が避難確保計画を作成した。また、関係課と連携し、計画作成を促している。訓練の実施についても、促している。	対象となる施設を一堂に集めて説明会を開催した。施設所管課と連携し、計画の作成や訓練の実施支援等をしていく。	要配慮者施設の避難確保計画に基づき令和3年度避難訓練事例集を作成した。要配慮者施設の参考になるような情報提供し、市伊にも掲載している。	令和3年度の情報伝達訓練、必要に応じて説明会を実施。令和元年度は自営水防組織の組織化を盛り込んだ計画の作成率を100%とするともに、計画に基づいて施設独自の避難訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	・該当施設に対し、個別訪問等による説明を実施し、作成率100%となった。 ・引き続き、要配慮者利用施設に対する情報伝達訓練を実施する。	・福祉担当課や高齢者担当課と調整し、要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び訓練の実施に向けた支援を検討していく。 ・保育・児童施設に対し避難確保計画の作成を依頼する。	市ホームページに計画について公開し、また各施設に計画作成を促すために冊子等の資料を送付している。令和4年度 82%の施設が計画を策定。
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用															
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	令和3年度	市町村	国、県管理河川とともに、防災イベント等の際に洪水ハザードマップを配布し、市民への周知を図っている。	想定最大規模降雨によるハザードマップを令和3年5月に作成し、各戸配布するとともにHPで公開している。また、危機管理課、支所、公民館等に配置し提供しているほか、防災出前講座においても活用し周知を図っている。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、市ホームページへの掲載及び改定の際に全戸配布を実施している。	戸田市ハザードマップを作成する際、他自治体の事例を参考にしている。今後も他自治体の事例を参考に、必要に応じて改善を図っていく。令和3年度に実施した、新しいハザードマップ(令和3年4月公表)の全世帯配布について、取組事例としてブロック会議で共有した。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、窓口交付及びホームページに掲載している。他市町村における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。(国・県河川ともに)	ハザードマップを周知するため、ホームページでの公開や市民使役への掲載などを実施。	水害だけでなく、地震(揺れやすさ)等のハザードマップとセットにした「防災ガイド&ハザードマップ」の配布。	他市町村における優良事例を参考に、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練方法の改善を検討する。	【消防河川篇】 ・洪水被害発生箇所について情報を共有し、希望者には情報照会を行っている(公開は行ってない) 【危機管理防災篇】 ・令和3年度水害ハザードマップを作成し、無料で全戸配布。転入等してきた住民等必要とする方に配布を実施。 ※市内全河川にて対応		
26	ハザードマップの見方などの水災時の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課として	B	令和3年度	市町村	ハザードマップの見方などや災害の事前準備に関する問い合わせ窓口は、総務局危機管理部防災課として	予定なし。	市の広報誌、HP等でハザードマップを周知啓発を行っている。問い合わせ先もその際に合わせて周知をしている。	防災課で対応している。ホームページに防災担当課の連絡先を明記している。	危機管理防災担当課が行っている。	問合せがあった際に、随時対応している。	危機管理課で担当。	危機管理防災課にて問い合わせの対応を実施している。			
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトの登録	C	令和3年度	市町村	国、県管理河川とともに、国土交通省ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国河川：想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録している。 県河川：計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録している。	・改定したハザードマップの登録を行う。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録。	洪水ハザードマップ、内水ハザードマップ登録済。 ※市内全河川にて対応	
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	令和3年度	市町村	国、県管理河川とともに、ハザードマップを活用した訓練を必要に応じて検討する。	総合防災訓練の事前訓練(住民対象)において、水害ハザードマップ等を活用し、D I G訓練を実施した。	防災課で図上訓練を実施する際にハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用し、荒川のはん濫を想定した水害避難訓練を実施している。今後、訓練について、内容の充実を図っていく。	河川はん濫を想定した災害対策本部指揮訓練を実施(国・県河川併せて実施)	自主防災組織のD I G訓練において水害ハザードマップを使用した訓練を実施している。	荒川及び新河川川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済み。また、避難確保計画に基づいた施設独自の訓練・防災教育も全ての施設で実施した。	浸水想定区域における防災訓練の際に、洪水ハザードマップを用いた講話を行った他、D I G訓練においても洪水想定区域を活用した。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を実施。図上訓練・避難所開設訓練	県・他市町村等の動向を調査研究し、水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。	
(9) 浸水実績等の周知															
29	浸水が原因に発生する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	令和3年度	県・市町村・水災復興課	市内の水害被害の履歴をとりまとめ市民に公表している。	把握している浸水実績を、防災課及び市HPにおいて公表している。	市の把握する水害履歴を窓口で公開している。	浸水実績を市ホームページ、戸田市ハザードマップ、市庁舎で公表している。	白図に記載した浸水実績図を公表している	浸水実績をハザードマップにて公表している。また、災害ごもり町別の浸水被害のデータを窓口にて公開している。	浸水実績や家屋倒壊等浸水想定区域をハザードマップにて公表している。	・過去の浸水実績について、庁舎窓口にて周知している。	浸水実績を内水ハザードマップにて公表している。	・大雨等の災害が発生した後、被害集計を行い、浸水履歴として蓄積し、危機管理防災課窓口にて公開中。	
30	まるとまことハザードマップの整備・拡充	B	令和3年度	市町村	国管理河川の荒川については実施しているが、県管理河川については、実施の予定なし。	・浸水想定区域には、電柱に浸水深看板及び避難場所及び経路などの表示看板を設置している。また、スマートフォンでAR機能を活用し、現在の浸水深や近隣の避難所の位置及び距離等を確認できる「川口市ハザードマップアプリ」を提供している。	想定浸水深を記載した看板を設置済。	荒川沿線の浸水深看板について、市内に看板を設置、更新している。また、東電タウンプランニング課と協定を締結し、企業広告に避難場所等を掲載している。	東電タウンプランニング課と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する「地域貢献型広告」に関する協定を締結済。令和3年度に一社掲載実施。	実施を検討する。	※ ・東電タウンプランニング課と電柱広告の一部に市の防災情報等を掲載する内容の協定を締結済み。 ・避難場所看板等について、洪水への対応等、災害種別ごとの対応を速記している。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討していく。	・今後、浸水想定区域内の電柱、学校、公共施設等に水深、避難経路などの表示看板の設置を検討していく。 ・企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結して、町内各所に設置してある電柱に避難場所、避難経路を示すよう検討していく。	平成28年8月に東京電力タウンプランニング課との協定締結。 令和3年度4月の避難所までの避難経路を設置。 令和4年度6月の避難所までの避難経路を設置。		
31	市町村のまちづくり担当課に対して、中長期の浸水リスク情報の提供	A	令和3年度	関係部署・県											
(11) 防災教育の促進															
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	令和3年度	関係部署・県・市町村	今後、指導計画に関する情報提供を受けた際には、その情報を市立の小・中・高等・特別支援・中等教育学校に周知する予定。	指導計画の情報提供があった場合には、教育部局を通じて情報共有を図る。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	各小・中学校において、安全教育の全体計画を作成し、避難訓練の実施など、計画的に安全教育を推進した。避難訓練の実施については、地震や竜巻など、様々な種類の災害を想定し、必要に応じて実施を検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	国、県で作成された、指導計画の共有について、教育委員会と連携していく。	※	・国・県からの情報提供資料について、市教委と共有した。	国の支援により作成した指導計画を、市内の全ての対象となる学校に情報共有する。	国の指導により作成された指導計画が示された後、市教育委員会に情報共有を図る。	
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	令和3年度	協議会全体	市立学校の安全教員主任を対象とした安全教員主任研修会において、学校における防災教育の内容、防災アドバイザーの活用、各区避難所運営訓練への児童生徒の参加について周知した。	市総合防災訓練において、訓練実施会場となった学校の教職員に対して防災に関する講習を実施している。	平成30年度に、市内小中学校に配備となった新規採用の教職員を対象とした講習会を実施し、次年度以降も継続していく予定。	戸田市の安全教育委員会において、災害時における小・中学校合同引き渡し訓練について、課題や成果について共通理解を図るための研修会を実施した。防災教職員個人対象にまちづくり出前講座を実施(05.2.15)	浸水想定区域内の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務付けられたことなどを、全体説明会や個別対応にて説明を実施した。今後も実施していく。	※	・浸水想定区域の学校の管理職に対し、避難確保計画の作成や災害時の市の対応について、個別訪問の上、説明済み。 ・浸水想定区域の学校教職員を対象に出前講座を実施した。今後も実施に努める。	・教職員に対する防災研修を検討する。	浸水想定区域内の小中学校に対して、マイタイムライン講習会を実施しており、教員も参加している。		
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	令和3年度	協議会全体	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内の各種団体、町会・自治会に対して防災出前講座を実施している。内容としては、「川口市防災ハンドブック」を活用し地震・水害に対する自助対策について周知している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	市内各町会・自治会とのワークショップや出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて、住民への周知を実施している。今後も継続して出前講座等を実施していく。	住民からの依頼により実施している	防災講座などで要望に合わせて、防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。毎年、小学4年生を対象に防災講座を実施。	出前講座などで防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施しそめいた。	引き続きハザードマップを用いた防災訓練時の講話や出前講座の実施に努める。	・市内における浸水想定や洪水時の避難方法等について、自治会や自主防災会に説明会を実施する予定。	住民等から依頼に対して、出前講座を実施。	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化															
35	危機管理型水位計の拡充	Q, AR	令和3年度	県											
36	河川監視カメラの拡充	Q, AR	令和3年度	県											
37	河川管理施設の維持状況に係る警戒情報の伝達(特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報)に関する基準や周知の明確化	H	令和3年度	関係部署・県・水災復興課											
38	ダム取捨調整等の耐水化や改良	AX, N	令和3年度	関係部署・県・水災復興課											

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市	
		39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関東地方・県・水資源機構											
		40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村	さいたま市水位情報システムにより雨水幹線の水位を周知			市内に地下街がないため、指定予定なし。	該当となる施設がないため実施対象外	予定なし。	※	予定なし		県・他市町村等の動向を調査研究し、指定について検討する。	
		41	洪水予測（水害タイムライズ）の高度化による災害対応や避難行動の実施	E	88年度	関東地方・県											
2.的確な水防活動のための取組																	
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																	
		42	水防団（消防団）への河川水位等に係る情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は、 消防本部へ伝達している。	水防団（消防団）への水防警報等の河川水位情報については、消防局において情報伝達手段を構築している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、水防担当部署から消防本部へFAXで連絡することとしている。また、水防団へは、消防本部からメールを活用し、周知を図ることとしている。	水防警報等の河川水位情報について、水防団（消防団）への伝達手段として、有線やメールを活用している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、危機管理室から直接消防団へ電話連絡することとしている	災害対策本部に消防団長が参加しているため、消防団への情報の提供を行っている。また、消防団災害マニュアルを策定し、河川水位等の情報収集を消防団員自ら入手できるよう、明記している。	河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	・現場対応要員に対しては、電話の他、携帯型無線機の運用に努める。また、SNSを利用した連絡体制を整備した。 ・あらかじめ災害対応時の河川監視に関する資料を作成し、配布した。 ・災害対応時、庁舎にて気象状況等の説明を行った他、避難情報の発令状況等についても共有を図った。 ・水防警報等の河川水位に係る情報は、直接、消防団へ電話連絡しており、現地確認を依頼した際には、画像データも用いた報告を受けている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	住民の有志で構成される自衛水防団と連絡をとる予定。	
		43	水防団が行う河川現場の受け持ち区画や定規等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地方・県・市町村	・必要に応じ実施	水防団の災害時の行動マニュアル（後称）を策定し、河川の受け持ち区画や定規内容について明記する。	必要に応じて、河川現場の受け持ち区画や定規等水防活動の実施体制の見直し、伝達訓練の実施を行う。	必要に応じて、河川現場の受け持ち区画は、適時見直しを行っている。伝達訓練実施については検討していく。	水防団の受け持ち区画は、適時見直しを行っている。また、水防訓練でIP電話機による情報伝達訓練を実施。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																	
		44	樋門・樋管等の施設の点検・点検結果の公表	BC	必要に応じて	関東地方・県											
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認																	
		45	洪水に対しリスクが高い区画や重要水防施設を水防団や地域住民等への共同点検の実施	AI	引き続き実施	関東地方・県・市町村・地域住民	・毎年、国及び県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、国が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	県が実施する重要水防施設等の共同点検に、市職員及び沼川町会が参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。
		46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われること確保	AL	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施	必要に応じ実施	実施方法等について検討していく。	出水時の際は、水防計画に基づき、重要水防施設を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施する予定。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。	必要に応じ、県土整備事務所と確認を行う。
		47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関東地方・県・市町村	・必要に応じ実施	堤管理河川の荒川に対して以下の取組みを行っている。 ・土のう、縄、シートなど水防活動に必要な資機材を水防倉庫に保管し、各所に設置している。 ・毎年、出水前日に水防倉庫及び資機材の点検、数量確認を行い必要に応じて、補充をしている。	縄、シートなどを、市管理の水防倉庫に保管している。 土のう、縄、シートなどを水防倉庫に保管している。不足資機材等については、購入し補充を行う。	土のう、縄、シートなどの水防資機材を荒川左岸水害予防組合の水防倉庫に見直し、必要に応じて補充している。必要に応じて、内容を拡充していく。	市内に内用水の排水ポンプを整備している。	可搬式ポンプの定期点検を行い、また資材について確認している。	土のうを市内各所に分散して保管している。点検も月に1度実施している。	・可搬式ポンプは定期的に点検している。 ・水防資機材を新座消防署水防倉庫に保管しており、その点検に努める。 ・順次、土のうステーションを配備し、計5基となった。	・土のう、縄、シートを水防倉庫に保管している。点検は数か月に1度実施している。	【荒川河川課】 ・毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	【荒川河川課】 ・道路では土嚢袋を所有しており、希望者に配布している。 【消防団】 ・市内の消防署で土嚢袋を所有しており、希望者に配布している。
		48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されること確保	BI	出水後速やかに	県・市町村	・必要に応じ実施	必要に応じ実施	実施方法等について検討していく。	庁舎内の資機材をリスト管理し、活用状況を確認している。	出水時に内用水の排水ポンプを迅速に活用している。	出水時に内用水の可搬式排水ポンプを迅速に活用している。	土のう、ブルーシートを活用を確認している。	出水時の手順を明確にし、事前に共有するよう努める。	・状況に応じて実施する	関係部局にて配布した場合には、記録している。	
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																	
		49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	・広報紙やホームページで広く消防団員の募集や自主防災組織、企業等の参画を促すための広報を充実させる。	消防団の募集については、消防団で実施している。	消防団の組織や活動内容についてホームページ等に紹介し、常時団員募集を行っている。	消防団（水防団）員募集のホームページを作成し、組織や活動内容などの紹介も含め、常時団員募集している。必要に応じて、内容を拡充していく。	イベント開催時等に消防団（水防団）員の募集を行っている。	・消防団（水防団）の常時団員募集を行っている。 ・水防協力団体として、建設業防災協会がある。	・消防団のホームページを作成したり、市内各種イベントで組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・広報紙やホームページで広く消防団員の募集を今後も継続していく。	・消防団ホームページの掲載や、イベントにおけるパンフレット配布にて、活動内容を紹介し、募集を行っている。	・広報紙等で消防団員の募集を呼びかける。	市ホームページにて自主防災組織の活動内容等を掲載。	
(17) 水防訓練の充実																	
		50	水防団強化、防災の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）	AX, AP	88年度	関東地方・県・市町村	・毎年、水防管理団体、消防機関、が参加する水防訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練において、近隣市町村消防団（消防団）及び防災関係機関と連携し訓練を実施している。	荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練への参加	水防団（消防団）、建設業協会は、毎年、荒川左岸水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。必要に応じて、内容を拡充していく。	水防団、河川管理者などが参加する水防訓練の実施を検討する。	毎年、消防署、市職員、消防団、建設業防災協会と合同で水防訓練を実施している。	荒川及び新河岸川の浸水想定区域の要配慮者施設を対象とした水害対応情報伝達訓練を実施済み。	水防団、河川管理者・住民等が参加する水防訓練の実施を検討する。	・毎年、水防事務組合による水防訓練を実施している。今年度は中止	令和4年度は、水害を想定した水防訓練を実施し、近隣市町村消防団（消防団）と連携し訓練を実施。	
(18) 水防団での連携、協力に関する検討																	
		51	大規模災害に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調査	AI, AI, AI, AI, AP	88年度	市町村	必要に応じて検討する。	近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容及び訓練について検討する。	荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討、訓練を実施する。	近隣の消防本部とは、協定に基づき、大規模災害の際など、相互支援することとしている。また、荒川左岸水害予防組合を通じて、近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容を検討していく。	近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。	消防団の応援協定について火災以外にその他の大規模災害についても記載があるが、水害について具体的な協力の取り決めはなく、今後検討の必要がある。	河川に沿うように市と区の境があり、河川の外側に市の住民が居住し、逆に内側に隣接する区の住民が居住している箇所がある。隣接する区とは、河川が氾濫した際に、互いの住民を避難所に受け入れるよう協定を締結済み。	・協議会や、県土整備事務所が主催する重要水防団合同点検等の機会に、近隣市等と情報共有を図り合うこととしている。 ・近隣の消防団と具体的な協力内容について検討する。	建設業協会と災害時における対応策について協定を締結している。また、地元の自衛水防団、近隣市等の自主防災隊との具体的な連携を検討していく。		
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																	
		52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AI, AS	88年度	県・市町村	地域防災計画に基づき実施する。	・市庁舎及び災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法等の対応については、地域防災計画に基づき連携を図ることとしている。	市庁舎施設管理部署及び災害拠点病院の施設管理者と洪水に係る情報について共有している。	洪水に係る情報について、市庁舎施設管理部署とは地域防災計画に基づき、本体制の中で情報を共有する。地域防災計画の改訂（令和3年度）に併せて要配慮者利用施設を見直し・更新した。		ハザードマップや地域防災計画で公共施設の洪水時の使用経路の位置づけを示している。（市内に災害拠点病院はない。）	必要に応じて、市幹部職員へ洪水等災害に係る情報についてメールにてオンラインで共有している。	・市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	庁内緊急連絡網を作成し、緊急時に連絡をとれるようにしている。		
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																	
		53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、洪水化に伴う非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調査	AI, AS, AI	88年度	県・市町村	市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。 区役所等、浸水想定区域内に存する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく。	令和2年4月から免震構造を有し、浸水深4mに対応できる新庁舎となった。 災害時の機能維持として、非常用発電機・無停電電源装置・排水利用・緊急汚水貯留槽（ローラーバ）を設置している。	浸水時においても災害対応を継続するため、災害対策室を上層に置いている。 市庁舎の建替予定があり、その際に非常用電源設備の洪水化について検討していく。	対象施設：戸田役所庁舎 浸水想定区域（50cm未満）にあり、自家発電装置及び一定容量の燃料タンクを基盤に設置している。なお、荒川がはん濫した場合の浸水想定区域は3～5mである。	必要に応じて、市幹部職員へ洪水等災害に係る情報についてメールにてオンラインで共有している。	・災害対策本部を設置する市役所新館は基礎をあげているため、浸水はしないと想定されている。	市本庁舎は浸水想定区域外にあり、浸水のおそれはない。 区役所等、浸水想定区域内に存する拠点については、施設管理者が浸水対策を行うために必要な情報を提供していく。				

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	さいたま市	川口市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	鴻巣市	上尾市
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地盤・県・市町村・水資源機構			市内に排水ポンプ施設が74箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が40箇所ある。	市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。	市所管の排水ポンプ施設が17箇所ある。	可搬式動力ポンプを7台所有している。	可搬式排水ポンプを36台所有している。 市内に排水施設が11箇所ある。	排水可能なポンプは、市内消防団全分団に車両に搭載しており、全分団の車庫及び市内防災倉庫にも設置している。	可搬式動力ポンプ8台、軽可搬式動力ポンプ60台、排水ポンプ1台を配備している。	市内排水施設4箇所あり。 排水ポンプあり。	【荒瀬河川課】 市内に排水ポンプ施設が6箇所ある。 緊急時に排水ポンプを提供する協定を3社と締結。
55	排水機場の遠隔操作化、遠送基準の明確化	AX	38年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構			放流先の河川管理者と調整していく。	市管理種の排水機場は、現状では遠隔操作化及び遠送基準の明確化の予定なし。(埼玉県との業務委託協定により稼働している排水機場には遠送基準が明確化されている。)	中継ポンプ場(雨水河川放流箇所)の遠隔操作化については予定なし 遠送基準の明確化については今後検討を行う。	排水機場操作規則を策定し、操作方針、遠送等を明確化した。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。	市内の排水機場は遠隔操作もしくは自動運転となっている。 河川施設とは別に下水道施設の樋門(館第一排水ポンプ場、館第二排水ポンプ場)については志木市下水道樋門操作規則において遠送基準を明確化している。		真田赤見台排水機場のみ遠隔操作化している。遠送基準の明確化はしていない。	【荒瀬河川課】 河川課で管理している排水機場及びポンプピットについては自動で作動、通報するようになっている。	
(22)浸水被害軽減地区の指定																
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報(地影データや冠水シミュレーション結果)を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県												
57	隣接する市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や確認等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村			必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、隣接市と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。			※	必要に応じて実施を検討する。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	市内を流れる県管理河川については、浸水被害軽減地区の条件に合致する土地があれば、近隣市町と連携し指定を検討していく。
(23)出水後の対応																
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村			迅速な被災状況調査の実現に向け、庁内での役割分担等を検討する。	被害状況調査班を直ちに編成し、速やかに被害状況調査を実施する。	実施方法等について検討していく。	システムは導入済み、調査担当職員の高熟度を高めるために、研修への参加等を促す。	台風や集中豪雨の際には、天候回復後速やかに被害調査を実施している。	被災後、関係部局による調査を実施する。	地区ごとに職員を配置し、市内全域をローリング作業で被災状況把握した。これにより、迅速に被災状況を把握することができた。	出水時の手順を明確にし、事前に共有するよう努める。		被害状況調査班を編成し、状況調査を実施する。
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台												
■ハード対策の主な取組																
④河川管理施設の整備等に関する事項																
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
60	現行の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引続き実施	県												
61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村												
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等(樹木伐採、河堤整備)	BA	引続き実施	県												
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	38年度	県・市町村			下水道の排水施設にて耐水化を検討	予定なし	排水機場操作規則を策定し、操作方針、遠送等を明確化した。	該当となる施設がないため実施対象外	該当となる施設がないため実施対象外 ※今まで浸水した実績はない。また、河川計画高水位までの浸水では機能停止はしないため。	※	実施対象外			【荒瀬河川課】 既設排水施設については、浸水想定高さより高い箇所には耐水化などを設置済
64	土砂・流木捕捉効果の高い遠送型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県			必要に応じて実施する。			予定、河川防災ステーションの設置予定なし。	検討中	※		真田赤見台排水機場、常光ポンプ場は33年度に耐水化計画を策定し、対応予定。 遠内観田排水機場は機械類を以前より高い位置へ移設したが、今後も対応を検討する。		市内には河川防災ステーションが整備されていない
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と協働を推進し、市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村												
(24)危機管理型ハード対策																
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県												
(25)排水機場の耐水化の検討																
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	38年度	県												

取組状況

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市	
■ソフト対策の主な取組															
①円滑かつ迅速な避難のための取組															
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供															
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村				タイムライン内にホットラインを位置付け、避難勧告等を判断する情報としている。	ホットラインの情報を避難指示等の発令を判断する検討材料としている。		各町会長と市とのホットラインを構築	避難情報発令等の災害対応策を実施する際の検討材料として活用を検討。	ホットライン情報の活用を検討をする		
(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）															
2	多機能連携型タイムラインの検討	L,N,R	毎年度	県・市町村・気象台				多機能連携型タイムラインの策定について検討する。			情報収集等を実施				
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年	協議会主体	水害対応タイムラインが完成次第、訓練実施の検討を行う。			タイムライン作成後、防災担当及び水防担当等による図上訓練実施を検討する。	タイムラインに基づいた訓練について検討する。	風水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	水害対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	タイムラインを活用した洪水対応訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や市民団体と連携し、講話や訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	今後、訓練の実施を検討	
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,D,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	桶川市地域防災計画に記載されている判断基準をより具体化した、避難情報等の判断・伝達マニュアルを作成済み。			タイムライン作成後、訓練等を重ねながら、課題を洗い出し見直しを図っていく。	国や県の基準観測所の水位基準の要更に併せて避難勧告等の発令基準やタイムラインの見直しを実施済み。	適宜見直しを行っている。	H29年度地域防災計画の改訂に併せて、避難情報の発令基準を見直しを実施	地域防災計画の見直しに伴い、タイムライン等の見直しを実施。	内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」の改訂等を踏まえた見直しを適宜実施。	三芳町地域防災計画において避難判断マニュアル作成済み（随時更新済）	適宜見直し予定
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	毎年度	関係団体・気象台・商・市町村			今後、町ホームページ上で作成・普及啓発を実施する。	住民向けのマイ・タイムライン講習会を開催するとともに、マイ・タイムライン作成ツールを町ホームページに掲載した。	避難所ガイドマップ、冊子にてマイ・タイムライン作成を促進している。		防災ガイドブックに、マイ・タイムラインの作成を掲載し、普及啓発	市域化調整区域において一定以上の浸水が想定される場合は、開発許可の段階においてマイ・タイムラインの作成指導による普及啓発訓練を行い、地域住民に浸水被害を回避	市域化調整区域において一定以上の浸水が想定される場合は、開発許可の段階においてマイ・タイムラインの作成指導を実施している。		
(3) 水害危険性の周知促進															
6	水位異知河川の氾濫及び運用	K	毎年度	県											
7	ハザードマップの見直しと水害の事前準備に関する問い合わせ対応の促進	Z	0	関係団体・気象台・商・市町村		くらし安全課で対応		予定なし。	ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの度、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。			
(4) ICTを活用した洪水情報の提供															
8	洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	毎年度	県											
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒レベルの表示」等の改善	N,D,O	引続き実施	気象台											
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AR,AC,AE	引続き実施	市町村	災害時等情報伝達システム導入事業により、情報伝達システムを導入した。事前登録した固定電話や携帯電話に避難情報や避難所開設情報を一斉配信するシステム。	防災行政無線のデジタル化が完了している。出水地域の自主防災会、大規模工場との連絡体制を整備した。	H28年度に防災行政無線（同報系）をデジタル化に改修し、登録制緊急情報メール等への即時配信が可能となった。 H29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。 H29年度にヤフーと協定を締結したことで、県からの緊急情報を「Yahoo!防災速報アプリ」を通じて配信できるようになった。 H29年度から、J-COMの緊急地震速報未装置について、避難行動要支援者等を対象に無償配布を実施する。	防災行政無線、エリアメール、登録制の防災情報メール、ツイッター、フェイスブック、市ホームページ、テレビのデータ放送、自治会長への連絡により情報伝達を行っている。 これらに加え、令和3年度には、新たにコミュニティFMやLINE公式アカウントによる情報発信を開始した	防災行政無線・登録制メール・市HP等で情報発信を行う。	避難情報等を発令した場合は、防災行政無線、市公式サイトメール配信サービス、市公式SNS、避難情報等電話一斉配信サービス、緊急速報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている	防災行政無線の電話応答サービスの実施、Yahoo!防災速報アプリでの市独自の情報の配信、市との協定に基づきJ-COMが防災情報サービスを実施。	避難情報等を発令した場合は、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、市ホームページ、SNS、市公式サイトメール配信サービス、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。 対象地区の自治会への情報連絡体制を確立した。 情報発信体制を強化した。	避難に関する発令が出た場合、防災行政無線、ホームページ ツイッター、コミュニティメール、Lアラート、および区長に連絡するなどの方法で広報を行っている。	高齢者等避難避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、フェイスブック、緊急速報メール、Yahoo!防災速報、Lアラート、防災関係機関の協力を得て広報を行っている。自主防災組織の会長への連絡もしている。	
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	毎年度	関係団体・商・市町村		平成27年に株式会社フレイコム（現東映）と、令和元年にヤフー株式会社と協定を締結している	H29年度にJ-COMと協定を締結し、防災行政無線情報をJ-COM防災情報サービスに配信することが可能となった。	テレビ埼玉と文字情報による配信契約を締結し、平成29年1月より防災情報の発信を開始した。川越新聞記者会に、市からの災害時の情報（災害対策本部会議での資料等）について情報提供している。（パブリシティシートによる提供）		研究を検討		テレビ埼玉と契約を締結している。JCOM（ケーブルテレビ）と契約を締結している。			
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実															
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,O	毎年度	関係団体・県・水資源機構											
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の目や適切なタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	毎年度	関係団体・県・市町村・水資源機構	玉淀ダムのFAXや電話等で放流情報や水位等の確認を適宜行う。	出水地域に対し注意喚起の連絡をする際に、河川水位情報等について周知する。	国土交通省等から提供される河川情報を活用できるよう調整中	「避難情報の判断・伝達マニュアル」を改訂し、ダムの放流情報等を避難情報と判断する情報と明記した。	河川水位情報を避難指示等の発令を判断する検討材料としている。	放流情報の内容や通知のタイミングについては、今後検討していく	県及び県等の提供する河川水位情報を収集	河川水位状況の注視しつつ、沿河自治体及び警察、消防、消防団等の関係団体との連携による情報共有。	飯能市危機管理課とのホットラインを構築		

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施							今後、担当課と実施方法について検討予定。	今後、担当課と実施方法について検討予定。	・他県のモデル施設の計画等、参考となるものについて、防災担当だけでなく関係部署にも情報の共有を図る。	平成30年11月に避難確保計画講習会で先進事例の取り組みを紹介し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有した。	関係部署に対して情報共有を行っている。	国が作成するマニュアル集を、対象となる要配慮者利用施設に配布し情報共有を図る。	ホームページ等にて周知予定	福祉部局と連携し、国が作成したマニュアル集を対象となる要配慮者利用施設へ配布及びホームページに掲載し、情報共有を行っている。		福祉部局と連携し、国が作成したマニュアル集を対象となる要配慮者利用施設へ配布し情報共有を行った。
23	指定が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する取組について共有	AD	88年度	関東地区・県・市町村												
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とした先進的な事例等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村			今後、担当課と実施方法について検討予定。	-	・H29年度に児童福祉施設について避難確保計画の作成依頼済 ・今後も対象となる事業所等に計画の作成に向け周知を図る。	国土交通省のモデル事業で要配慮者利用施設を対象に避難確保計画作成講習会を実施した。	避難確保計画を年度内に作成完了する見込み。避難訓練については、今後実施した際に報告していただく。	要配慮者利用施設が避難確保計画を作成中や作成できるよう支援する。	対象施設については作成済み	福祉部局と連携し、計画の作成を支援するとともに、ホームページ上にて訓練実施及び作成に向けた情報を提供している。		福祉部局と連携し、計画の作成を支援を行っている。
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村			熊管理河川に関する水害ハザードマップ作成と周知及び訓練等へ活用について検討する。 市に影響ある、水害リスク情報図については、市ホームページに掲載している。	-	想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図について、熊管理河川及び熊管理河川で洪水ハザードマップを作成し、市ホームページ等への掲載及び全戸配布済み。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを更新し、公表を行った。 令和4年7月に、洪水ハザードマップの全戸配布を行った。	住民への水害ハザードマップの周知に関し、防災講座で使用するなど工夫している。	富士見市防災ガイドブック（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）作成 【令和3年6月全戸配布】	市広域やHPを活用した周知、ハザードマップやタイムラインを活用した地域での防災訓練における支援を実施している。	内水及び洪水ハザードマップ作成済み 更新を検討	水害リスク情報図をもとに本年度水害ハザードマップ作成予定	
26	ハザードマップの見方などの水災等の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村			くらし安全課で対応		予定なし。	各ハザードマップの担当課で、随時問い合わせを受け付けている。		問い合わせの課、担当課で対応	各種問合せに対して適宜対応を実施している。			
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村			熊の熊管理河川について平成30年度中に水害ハザードマップの改定を行い、登録済。 熊管理河川については、作成後速やかに登録を行う。		国土交通省ハザードマップポータルサイトに、洪水ハザードマップを登録申請している。	令和4年3月、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップの登録を行った。		富士見市防災ガイドブック（地震・洪水・内水・土砂災害ハザードマップ）登録済み。	国・県の熊管理河川について登録済み。	登録済み		
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村			今後、実施を検討していく	-	水害ハザードマップを活用した訓練の実施に向けて関係課と協議していく予定。	自主防災組織リーダー養成講座におけるD16訓練にて洪水ハザードマップを活用している。	水害ハザードマップを活用した訓練の実施を検討する。	実施済み	自主防災組織や市民団体等と連携した講話や、訓練の他、民間福祉施設による避難訓練を実施。	現在のところ予定はないが、今後検討する。		
(9) 浸水実績等の周知																
29	各機関が周知する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施	県・市町村・水資源機構			本市における水害履歴を公開している。	出水地域の自主防災会に周知済み	・内水による浸水実績については、HP及び窓口での閲覧が可能	窓口にて浸水履歴を公開している。	市HP、窓口にて公開中。	ホームページで浸水実績を個人情報が特定されない範囲で公開している。	ホームページや窓口等で浸水履歴を公開している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	浸水実績を主体とした、内水ハザードマップを公表している。	水害履歴に関する住民等からの問合せに対応している。
30	まるとまことハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村			実施内容について検討中。	・電柱に避難経路等を示した広告看板を設置できる検討を行う。	・浸水危険箇所等に注意喚起の看板及び浸水深が確認できる表示を設置済 ・ニューシトルの駅や公園、地区集会施設等に、最寄りの指定避難所を示した看板を設置した。	広告付きの避難場所等案内看板を電柱に設置するための協力を電力会社と締結し、要望に応じて設置している。	-	指定緊急避難場所等誘導標を電柱76箇所を設置した。	市独自で令和2年度に避難所誘導看板を設置	指定避難所誘導標を設置済み。		
31	市町村のまるとまことハザードマップに対し、申請者の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地区・県												
(11) 防災教育の促進																
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	88年度	関東地区・県・市町村			学校の年間計画に反映されるように情報共有を行う。	国の支援により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する。	文部科学省作成の「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」が各学校に配布され、それをもとに防災教育の指導計画等が作成されている。 文部科学省委託事業（埼玉県教育委員会再委託事業）「学校安全総合支援事業」の指定を受け、外部指導者を招き、「川越市立学校防災タイムライン（水害編）」を作成し、学校と共有している。	指導計画に関する情報提供を受けた際には、教育局を通じて情報共有を図る。		国の支援により作成された指導計画に関する情報提供を受けた場合、学校に周知する。	指導計画に関する情報提供を受けた場合には教育局を通じて、学校に周知し、情報共有を図る。			
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体			実施内容について検討中。	講習会の実施については、他市町村の動向を調査し、検討していく。	・各小中学校単位でパンフレット等を用いて防災教育に取り組んでいる。 ・防災キャンプを実施し、生徒はもとより教職員にも防災意識の向上を図っている。	「川越市立学校防災タイムライン（水害編）」の作成の仕方等について、校長対象の講習会を実施した。	教職員を対象としたHUG訓練等を実施	H29特別支援学校、H31市内小学校の教職員にHUG訓練を実施	学校からの要望等により実施		教育委員会と調整し実施を検討する	
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体			実施内容について検討中。	出前講座や出水地域での勉強会で、防災情報の提供等を行っている。	・自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域の防災力向上を図っている。 ・防災教育の一環として中学生に総合防災訓練に参加してもらっている。	・自治会や自主防災会、その他地域の会議等において、出前講座を実施している。	出前講座等で防災情報の入手方法や自宅でもできる備え等について住民への周知を行っている。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を図っている。	自治会や自主防災組織等からの申請により、出前講座を実施中。	・出前講座や講演会を通じて防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて周知している。 ・切迫性の高い地域に出向き説明を行っている。	現在のところ予定はないが、前向きに実施を検討する。	
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																
35	危機管理型水位計の拡充	Q, AH	88年度	県												
36	河川監視用カメラの拡充	Q, AH	引き続き実施	県												
37	河川管理施設の稼働状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関東地区・県・水資源機構												
38	ダム取捨調整等の耐水化や改良	AX, N	88年度	関東地区・県・水資源機構												

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市	
	実施する施策 具体的取組														
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	既年度 農林水産省・農水省											
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	既年度	農・市町村			予定なし。	指定予定なし		内水ハザードマップにより、過去の浸水履歴を周知	今後検討していく		- 予定はない	
	41	洪水予測（水害タイムラウド）の高度化による浸水予測や避難行動の実施	E	既年度	関東地整・農										
2.的確な水防活動のための取組															
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供															
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る具体的な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村	必要時に団本部や分団長と無線、電話、メールを用いて連絡をとる。	平成29年の出水時に複数の手段で連絡した。	・水防時の緊急連絡等については、消防団員用の一斉メールを活用し、消防本部から消防団員へ配信している。 ・水防団本部設置後は、無線及び電話連絡にて情報伝達を行っている。 ・現在、行っている情報伝達手段を引き続き実施し今後必要に応じ、新たな伝達手段も取り入れていく。	限の河川水位情報のシステムを活用し、速やかに情報伝達を図る。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・FAXで連絡することとしている。 ・水防団本部設置後は、無線及び電話連絡にて情報伝達を行っている。 ・現在、行っている情報伝達手段を引き続き実施し今後必要に応じ、新たな伝達手段も取り入れていく。	消防団との連絡体制を構築。	消防団長とのホットラインを構築済	消防団へは、直接、消防署が情報を伝達することになっている。	・河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ連絡することとしている。	
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区域や定額型水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地整・農・市町村		毎年、土砂災害訓練の際に確認を行っている	・定期的に水防団が行う河川堤防の区域を確認し、水防活動時の資機材及び活動内容の見直しを図る。 ・関係機関との情報伝達訓練を実施する。			研究を検討				
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
	44	樋と樋管の点検や修繕に関する研修等において、樋の機能強化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地整・農										
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認															
	45	洪水に対しリスクが高い区域や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関東地整・農・市町村・地域住民	実施内容について検討中。	毎年、県土整備事務所が実施している重要水防施設の見直しに共同点検に参加している。	・県が実施している重要水防施設等の共同点検に、市内に県が実施する重要水防施設がない。ただし、内水警報の危険性がある箇所については、水防担当が事前確認を行っている。	・県が実施している重要水防施設等の共同点検に、水防団（消防団）が建設部河川課及び防災危機管理室とともに参加している。 ・県が実施する重要水防施設等の共同点検に、水防団（消防団）が毎年参加する。	東川地下河川の立坑について、県と協定を結び点検を実施。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。		
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われたこと確認	AL	出水後速やかに	農・市町村	パトロールや通行止め等の対応を行い、報告書として確認している。	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員を対応を逐一確認している。	・出水時は、水防団（消防団）が重要水防施設等の警戒巡回を行い、必要に応じて水防活動を実施し、活動内容を対象会議にて建設部河川課及び防災危機管理室に報告する。	重要水防施設（一部）に土のうを配備済。	市職員等により確認	適宜パトロール等を実施し、確認している。			
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地整・農・市町村	実施内容について検討中。	台風上陸前に業者に土嚢作成を依頼している。	・シートや水中ポンプ等の水防資機材については、行舎はもとより、各地区に設置してある防災倉庫に保管しており、消防本部には救助用ゴムボート1艇を配備し、定期的に点検を実施している。	・県、シート、車手などを市内の水防倉庫に保管している。水防団（消防団）の車庫にライフジャケットを、水防団兼乗艇数定数、配備保管している。 ・消防署、分署に排水ポンプを所有している。 ・土のうを建設部道路管理事務所や市内の市民センター、防災倉庫等に保管している。 ・水防倉庫に保管してあるシート、車手などは毎年度増強または交換する。 ・毎年実施している水防演習時に数百袋の土のうを作成し、建設部道路管理事務所に保管する。	土のうのストックを常に確保している。	土のう、シート、縄、ポンプ等は資材置場で保管している。 また、市内の各地区センターにも配布用の土のうを常備し、随時補充している。	可搬式ポンプ等の資機材や土のう等を備蓄している。	・可搬式排水ポンプを所有している。 ・備蓄品として土のうを常備。 ・排水ポンプ車の所有。 ・市独自の雨量計の設置。 ・市内に排水ポンプ施設を整備。	排水ポンプを後援防災倉庫に保管。	土のう、ブルーシート等を確保している。
	48	出水時に備蓄されている資材の有効かつ迅速に活用されたこと確認	BH	出水後速やかに	農・市町村	実施内容について検討中	H29年度、出水時に実施した。	・内水等が発生したとき、現地の職員を対応を逐一確認している。	・出水時は、建設部と水防団（消防団）が連携し、備蓄されている資材を有効かつ迅速に活用し、必要に応じて資材の増強等を建設部と調整している。 ・出水時に、現場調査員による有効かつ迅速な土のうの配布・設置や可搬式排水ポンプ設置・稼働等を実施する。	土のう置場管理表により在庫数を確認している。	備蓄土のうの配布状況確認	市職員等により確認及び活用	適宜実施していく。	・常に在庫状況を把握している。	
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	実施内容について検討中。	ホームページにおいて消防団員を募集している。	・消防団員の募集については消防本部が主体で継続的に実施している。H29年度には企業等に声を掛け女性消防団員が入団した。 ・市内で企画されるイベント等で消防団（水防団）PR活動を行っている。 ・消防団（水防団）員の募集のため、広報紙やホームページ等で掲載、店舗・事業所でのポスターの掲示、全自治会への回覧、市内イベント等でPR活動を実施していく。	水防団員（消防団）の募集については、HPやチラシ、イベント等で周知。	消防団（水防団）のホームページを作成し、相模川活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	人間東部地区事務組合と連携して、消防団員の募集を実施している。	・人間東部地区事務組合と連携した消防団員（水防団を兼ねる）の募集を実施。 ・成人式や総合防災訓練における地域防災拠点等の啓発を実施している。 ・機能別消防団の拡充。	消防団については、成人式に募集チラシを配布。自主防災組織については、区長会において、共同の啓発を実施している。	・消防団のホームページを作成し、相模川活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	
(17) 水防訓練の充実															
	50	水防団強化、防災の継承を目的とした広報の充実（水防訓練等）、水防団員の募集、協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	既年度	関東地整・農・市町村	実施内容について検討中。		・総合防災訓練において、建設業協会の指導のもと、このう作り等の訓練を実施している。 ・県で、水防管理団体、水防団、川越市、消防団、埼玉消防気管隊や水防演習を実施している。また、川越市・川島町、両水防演習時に水防団が相互参加している。 ・水防演習時に消防団、消防団業務者以外の関係者の参加拡充を検討する。	近隣市が主催した水防訓練に防災担当職員と自治会が参加した。また、自主防災組織が中心となって実施する自主防災組織活動訓練の訓練メニューのひとつとして水のう作成訓練を常設している。	水防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施を検討する。	多様な関係機関や住民等が参加する水防訓練を検討する。	風水害発生地域の自主防災組織や民間福祉施設と連携した訓練を実施。	消防団、河川管理者、浸水想定区域の事業所などが参加する訓練を今後検討する。		
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模氾濫に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討・調整	AH, AL, AX, AP	既年度	市町村	実施内容について検討中。	広域避難について、国、県、近隣市町と検討会議を行っている。	・今後必要に応じて検討する。 ・隣接の川島町水防団（消防団）との連絡が必要な場合は、消防局で川島町水防管理者に連絡することとしている。 ・近隣の消防団（消防団）との相互支援について検討する。	所沢市地域防災計画にて水防活動等の計画を策定している。	近隣の消防団（消防団）と連携強化を検討する	消防団と具体的な協力内容について検討する。	近隣自治体及び警察、消防、消防団の他、協定事業所との協力関係を構築し、情報共有と連携強化を図っている。			
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AX, AS	既年度	農・市町村	地域防災計画に基づき実施する。		・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	平成29年度に本庁舎、保健所、消防局と救急病院を含む医療施設との情報伝達手段として、1P無線を導入した。		災害拠点病院の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。				
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化・非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調整	AX, AS, AI	既年度	農・市町村	地域防災計画に基づき実施する。		・役場本庁舎及び救急告示医療機関については浸水想定区域外	本庁舎が浸水想定区域にない。			庁舎等の耐水化や非常用電源等の対策を検討していく。		町庁舎においては、非常用電源は屋内に設置されており、浸水想定区域内でもない。	

○概ね5年で実施する取組内容

項目				課題	目標時期	取組機関	桶川市	北本市	伊奈町	川越市	所沢市	狭山市	富士見市	ふじみ野市	三芳町	飯能市	
取組の柱																	
実施する施策																	
具体的取組																	
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																	
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地整・備、市町村・水資源機構			市内に排水ポンプ施設が74箇所ある。	出水地域における勉強会において情報を共有した	・可搬型水中ポンプについては、役場庁舎はもとより町内の防災倉庫等に配置済	・可搬式排水ポンプを38台所有している。 ・市内に排水ポンプ施設が14箇所ある。 ・可搬式排水ポンプの配備を検討する。	確保の操作について、県・消防と連携して対応している。	可搬式排水ポンプを2台所有している。	排水資機材等の情報を共有していく。	・水害リスク情報や、施設・機材について関係団体・部署と共有している。			
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	88年度	関係地整・備、市町村・水資源機構			排水機場はなし。		・今後必要に応じて検討する。	・排水機場の遠隔操作化については、検討中。 ・遠隔基準については、排水機場ごとの操作規則において明確化済み。			遠隔操作化、検討中。 遠隔基準の明確化、作成中。				
(22)浸水被害軽減地区の指定																	
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が示され、認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県													
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理本部で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村			必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行っていく。		・今後必要に応じて検討する。	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。 ・必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。			必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて検討を行う。	必要に応じて検討を行う。	
(23)出水後の対応																	
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村			実施内容について検討中	迅速化に努める	・平時から関係部署と災害時の役割分担を把握し、発災時に迅速な対応ができるよう準備する。	水害の発生する恐れのある地区に現地調査班が出動し、被害状況の調査・報告を行う。	罹災証明書所管部署の現地調査など被災状況調査を行っている。	市職員による遠方目視確認	被害発生後、速やかに実施	・マニュアルに基づく役割の明確化と平時からの情報共有を図っている。 ・J-LISシステムの活用と訓練を実施している。			・迅速に被害状況調査が出来る体制を構築している
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台													
■ハード対策の主な取組																	
各河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引続き実施	県													
61	浸水被害の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県、市町村													
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河堤整備）	BA	引続き実施	県													
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村			実施対象外		・期時点において具体的な取組はないが、中継ポンプ場の位置が洪水ハザードマップ浸水想定区域内のため今後必要に応じて対策を検討する。	霞ヶ関第1雨水ポンプ場、霞ヶ関第2雨水ポンプ場の耐震化対策と合わせて対策予定。			計画等の作成	配電盤の嵩上げ等の対応を実施。			
64	土砂・流木誘致効果の高い透透型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県													
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し、市町村の自律的な水防活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村									防災部の活動拠点としての機能を保有				
(24)危機管理型ハード対策																	
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県													
(25)排水機場の耐水化の検討																	
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県													

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	嵐山町	小川町
<p>■ソフト対策の主な取組</p> <p>①円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供</p> <p>1 ホットラインの情報を活用する検討 D.G 引続き実施 県・市町村 毎年、荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台の長と坂戸市長との間で各々ホットラインを開設しており、有事の際に迅速な情報伝達が行えるようにしている。</p> <p>(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）</p> <p>2 多機能連携型タイムラインの検討 L,N,R 毎年度 県・市町村・気象台 多機能連携型タイムラインについて検討する。</p> <p>3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施 N,AF 毎年 協議会全体 タイムラインを活用した訓練は実施できていないため、今後検討する。 令和2年8月 職員を対象に訓練を実施</p> <p>4 避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施 L,N,D,R 必要に応じて 県・市町村・気象台 適宜見直しを行なっている 令和5年3月にその他河川におけるタイムラインを作成。 水害対応タイムラインに沿って、避難情報を発令する。</p> <p>5 マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発 R 毎年度 関係地区・気象台・県・市町村 継続して行う。 令和4年度に埼玉県が作成した「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」を洪水想定区域に住む世帯に配布し、マイタイムラインの作成・普及啓発を行った。</p> <p>(3) 水害危険性の周知促進</p> <p>6 水信興知河川の氾濫及び運用 K 毎年度 県 /</p> <p>7 ハザードマップの更新など水害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 Z 0 関係地区・気象台・県・市町村 防災安全課窓口にてハザードマップの更新など水害の事前準備に関する問い合わせ等を受けている。 防災安全課である危機管理防災課が問い合わせ窓口となっている。 防災地域支援課窓口において対応。</p> <p>(4) ICTを活用した洪水情報の提供</p> <p>8 洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用基準の明確化 P,Z,AA 毎年度 県 /</p> <p>9 気象情報発報時の「危険度の色分け」や「警戒レベルの発表」等の改善 N,O,G 引続き実施 気象台 /</p> <p>10 住民等への情報伝達方法の改善 P,Z,AA,AA,AC,AE 引続き実施 市町村 避難情報を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、Lアラート、報道機関、その他協定先事業者の協力を得て広報を行っている。 令和2年度末に同報系防災行政無線のデジタル化を完了。引き続き緊急連絡メール、市ホームページ、登録制メール、ツイッター、テレビ埼玉データ放送、坂戸市防災アプリ、Yahoo!JAPAN!自治体からの緊急情報、JCOM音声告知端末による複数の手段で情報伝達を実施する。 ・避難地域への情報伝達として、全自治会へ防災ラジオを配布。 ・避難情報を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市HP、SNS、Lアラートを通じて広報を行っている。 ・対象地域の自治会長へ連絡している。 ・避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、町公式サイト、メール配信サービス、緊急連絡メール、Lアラート、ツイッター、区長への電話等により伝達を行っている。また、区長への防災行政無線個別発信機など、住民向け登録制メール、テレビ埼玉でのデータ放送を実施。 防災行政無線のデジタル化と併せて情報伝達手段の多量化の検討を行う。</p> <p>11 災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化 Z 毎年度 関係地区・県・市町村 広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報発信している。 東松山ケーブルテレビ「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。</p> <p>(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>12 洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供 N,N,G 毎年度 関係地区・県・水資源機構 令和元年度から有間ダム連絡協議会に参加している。 令和元年東日本台風を踏まえ、今後検討していく。</p> <p>13 避難行動に繋がるダムの放送情報の内容や検知のタイミングの改善、河川水位情報等の活用 N,N,G 毎年度 関係地区・県・市町村・水資源機構 ダム放送情報：河川の水位変化の予測に活用。河川水位情報：避難情報の発令に活用。 町設置の水位計や県設置の危機管理型水位計の活用を検討中。</p>														

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	嵐山町	小川町
	取組の柱 実施する施策 具体的取組													
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	88年度 関係地整・ 県・市町村		広報広聴課が地元記者クラブと連携しており、災害時には必要に応じて情報を発信している。					東松山ケーブルテレビと「災害情報の緊急放送に関する協定」を締結しており、データ放送にて各種災害情報の周知を図っている。			地元メディアと位置付けられる事業者は無いが、情報発信にあたっては多様な手段・媒体を活用した幅広い連携を図っている。
(6) 近隣市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等														
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, N, X, AE	引き続き実施	市町村	令和元年台風第19号の課題を受けて、調整を行なった。平成29年度に暫定的に指定をし適用していた水害時の指定避難場所について、各地区からの意見をもとに平成30年度から確定適用を行っている。また、令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加した。	指定緊急避難場所や指定避難所は、主に小中学校や市民センターとしている。隣接する坂戸市からの外水による水害であることから、避難経路については、広域避難も含め坂戸市と協議を行う。	指定緊急避難場所を主に小中学校や公民館などを指定している（29箇所）	災害種別ごとの指定緊急避難場所を指定。水害発生時の避難所を新たに指定。 【平成29年度】	新たな2か所避難所を指定し、災害種別ごとに整理を行った。避難経路については、未確定のため、今後検討する。	ハザードマップに避難場所や道路の冠水実績を掲載し、市ホームページ上で公開。 東日本台風の被害状況を元に避難場所の見直しを行った。	避難経路については未作成のため今後検討する	水害による避難経路の再確認は、水害による避難所の場所が決定後となる。避難場所の見直しを実施。利用可能な災害の種類を整理した。	防災に関する会議や地域住民から寄せられる意見に対して、随時、検討し改善が図れるものについては、図っている。
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近隣市町村における避難場所の設定や連携体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係地整・ 県・市町村	地域防災計画に基づき検討	引き続き隣接市町村への広域避難について検討する。	・他市町村からの避難者について、坂戸市及び川島町と協議し、広域避難における避難場所等を協議中であったが、川島町については令和3年7月に水害時における広域避難に関する協定を締結した。	近隣市町村と情報共有をしながら今後検討していく。 【令和2年度以降】	近隣市町村と協議し、広域避難場所の確保に向けて検討する。	近隣市町村と相互応援協定を結んでおり、必要に応じて他市町村の避難場所を利用可能。	・熊谷市・深谷市と災害等相互応援協定を締結しており、連絡体制を構築している。	近隣市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。	
	17	必要となる避難場所、避難経路の確保にあたり、河川工事等の発生を妨げる有状態の除去など、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係地整・ 県・市町村・ 水資源機構	現状、今後の予定なし。	坂戸市と協議し、広域避難計画を策定後、避難経路等の整備予定が発生した場合は、必要に応じて検討する。	現状、今後の予定なし。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を検討する。	必要に応じて検討する。				
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	88年度	県・市町村	予定なし	令和2年度、新たに市内公共施設を避難場所として追加したほか、新型コロナウイルス感染症対策のため、既存の避難場所においても、体育館のほかに教室や会議室なども使用できるよう引き続き協力を求める。	指定避難所に準ずる	現状、今後の予定なし。		緊急避難場所として、民間施設等の駐車スペースを確保した。			必要に応じて検討する。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	88年度	市町村	予定なし	避難訓練の実施促進や、地域住民の参加促進について、今後検討していく。	市防災訓練への参加を促進する。	町防災訓練への参加を促進する。		各地区で自主防災組織リーダー養成研修（応用編）を実施し、地域住民参加型の避難所開設訓練を行っている。			出前講座等を通じて町民の意識の高揚を図っている。
	20	互助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び体験における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整	V, AD, AE	88年度	県・市町村	予定なし	水害時の互助の仕組みについて、令和元年東日本台風を踏まえ検討していく。	自治会又は自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。	避難行動要支援者対応を中心に、自主防災組織等への水害対策に関する普及啓発を促進する。		自主防災組織等による防災訓練について、職員の出陣や助成を行い、互助の取組支援を継続する。			出前講座等を通じて普及啓発を実施中。
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	88年度	市町村	予定なし	令和元年9月にマイ・タイムライン啓発冊子を発行し、全戸配布を行った。令和2年度は荒川上流河川事務所協力のもと、令和元年東日本台風で被災した住民向けにマイタイムライン講習会を開催した。	洪水浸水想定区域が局部的であるため、市防災訓練や市民講座において普及啓発を図る。	令和3年5月に防災マップを全戸配布予定。防災マップの中にマイタイムラインの作成案内があり、各家庭ごとの避難計画作成を促す。		03, 4配布のハザードマップにマイ・タイムラインの作成案内を掲載			出前講座等を通じて普及啓発を実施中。
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	88年度	関係地整・ 県・市町村	地元出身の自主防災組織リーダー養成指導員を育成予定	自主防災組織リーダー養成講座を平成30年度以前は実施していたが、令和3、4年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。令和4年度開催の可否については今後検討する。	自主防災組織リーダー養成講座を開催し、地域における人材育成を推進する。	自主防災組織リーダー養成講座を毎年度実施していたが、令和2年度については、新型コロナウイルスの影響を考慮し中止とした。感染状況を見ながら、令和3年度に改めて開催する予定。		防災役員を兼ねた自主防災組織リーダー養成研修（基礎編）と、その後に各地区で実施する自主防災組織リーダー養成研修（応用編）により人材の育成を図っている。			自主防災組織リーダー研修会を実施。

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	嵐山町	小川町	
	取組の柱		課題	目標時期											取組機関
	実施する施策	具体的取組													
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	23	指定が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	令和年度	関東地区・県・市町村	国の資料をもとに、市の避難確保計画の参考様式を作成し、その様式をもとに該当施設へ作成を依頼済み。今後、モデル施設での知見等について共有も検討していく。			国が作った手引き等を要配慮者利用施設と共有し、各施設の避難確保計画作成に活用している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となるよう要配慮者施設と情報共有を図る。	国の支援を受け、避難確保計画に関する資料を作成し、関連部署と対象施設と情報共有している。			埼玉県防災対策協議会等を通じて知見の共有を図る。	
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とした進捗状況の把握、必要な情報提供を行う。	AD	令和年度	県・市町村	すべての対象施設から避難確保計画が提出されたため、今後は避難訓練の実施及び、結果報告を促進する。			要配慮者利用施設において、避難確保計画を策定する。	対象としている施設については、令和2年度避難確保計画作成済み。今後避難訓練実施に向けた支援を行っていく。	福祉担当者と連携し、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成および訓練の実施支援を検討していく。	市内社会福祉法人、関東地方整備局、水災者対策センター、荒川上流河川事務所、東松山市等合同の避難訓練を実施。関東地方整備局が作成中の避難訓練補助ツールの「シナリオ編集作成ツール」を用いて訓練を行った。	町内の対象となる要配慮者利用施設は1施設のみ、当該施設で避難確保計画作成済み、年報数回の避難訓練を実施している。	国や県から情報提供があるごとに、随時関係機関へ情報提供している。計画の作成についても同様である。	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	令和年度	市町村	令和4年3月に、想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップを作成し、全戸配布及び公開予定。 令和2年5月に埼玉県が公表した水害リスク情報図等を掲載した新たなハザードマップを令和3年3月に作成。今後訓練等への活用及び優良事例の共有について検討する。	令和元年7月に水害を含めた防災ハザードマップを全戸配布し、市民へ周知した。 令和2年7月に内水ハザードマップを作成、全戸配布し、市民へ周知した。	令和2年度作成。令和3年5月に全戸配布実施。			最新の洪水浸水想定区域図等を参考に、水害ハザードマップを更新			県公表の水害リスク情報図を基に洪水ハザードマップを作成。	
	26	ハザードマップの見方などの水災等の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	令和年度	市町村	防災安全課窓口にてハザードマップの見方など水災等の事前準備に関する問い合わせを受けられている。						防災主管課である危機管理防犯課の問い合わせ窓口となっている。		防災地域支援課窓口において対応。	
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、水害ハザードマップを登録している。	水害を含めた防災ハザードマップ作成後、登録済み。	今後、掲載予定。				国管理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。 県管理河川：ハザードマップポータルサイトに水害ハザードマップを登録済み。		登録済み。	
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村	防災訓練の一環として実施を検討	検討中	令和2年8月 職員を対象に訓練を実施		今後、実施を検討する。		マイ・タイムラインに関する出前講座でハザードマップを活用している。			
	29	水害・土砂災害マップ（水害履歴を掲載している）を作成し、市報と同時全戸配布した。入間市水害履歴マップ（平成14年～28年）をホームページ・窓口で公開・閲覧可能としている。	A	引き続き実施	県・市町村・水災復興機構	水害・土砂災害マップ（水害履歴を掲載している）を作成し、市報と同時全戸配布した。入間市水害履歴マップ（平成14年～28年）をホームページ・窓口で公開・閲覧可能としている。	水害ハザードマップにて、過去の浸水実績を掲載。周知済み。令和3年度4月公表の水害ハザードマップにて令和元年度日本台風の際の浸水実績を掲載。今後も引き続き周知していく。	対象地域の住民に対して周知済みだが、浸水実績は今のところない。	・防災担当窓口において、過去に発生した浸水等の情報を公開している。	浸水実績を消防等の関係機関と共有し必要に応じて住民に周知を行う。	浸水実績を関係機関と共有し、必要に応じて住民に周知を行う。	浸水実績を東松山市ハザードマップ（水害ハザードマップ）に、「過剰浸水箇所」として記載している。東日本台風による浸水被害状況を市のホームページ上で公開。	・必要に応じて周知を図る。		
30	浸水が想定される浸水履歴を共有し、市町村において浸水履歴を住民等に周知	B	引き続き実施	市町村	冠水が見込まれる道路へ注意喚起の表示を設置。また、令和2年度に防災行政無線の更新工事にあわせて、洪水浸水想定区域内の屋外拡声器周りに想定浸水深がわかる標識を設置済み。	引き続き検討する。			企業と「広告付避難場所等電柱看板に関する協定」を締結し、町内の避難場所、避難経路を示す。	まるとまちごとハザードマップの整備について、検討していく。	東電タウンプランニング（株）と電柱広告に関する協定を締結済み。				
31	市町村のまちづくり担当課に対して、中長期の水害リスク情報の提供	A	令和年度	関東地区・県											
(11) 防災教育の促進	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	令和年度	関東地区・県・市町村	今後も指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報提供を行う。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と協議し、情報共有を図る。		今後実施を検討する。	国の指導により作成した指導計画の情報共有を受けた場合には、町内の学校に情報共有を行う。	教育担当者と連携し、情報共有を図る。				
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	令和元年度に小学校主催による避難所運営の図上訓練(HUG)を実施。引き続き教職員を対象とした講習会等を検討していく。 令和4年度に浅羽野中学校で教職員を対象とした避難所運営の図上訓練(HUG)、マイ・タイムラインについて研修を実施。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象とした水災害についての説明会（勉強会）実施について検討する。	小中学校の総合学習の中で、水災害教育に取り組んでもらうため、教員を対象に、水災害についての説明会（勉強会）の実施を、検討していく。	必要に応じて実施を検討する。		避難所開設訓練などを通じた、教職員への防災知識の普及を検討する。	指定避難所となっている学校の教職員と、その地区の自主防災組織役員と合同でHUG訓練を実施し、防災教育に取り組んでいる。		
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	申請があった団体へ市職員による出前講座を実施。今後も引き続き出前講座の活用を推進していく。	本市区域内に水防法でいう洪水予報河川及び水位周知河川、並びに河川法でいう一級河川はないが、水防を含めた防災対策について啓発する必要があるため、教育委員会と協議し、実施について検討する。	自主防災組織等を対象とした出前講座により、水害対応や避難方法等について講習会を実施している。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。今後も継続して実施する。	自主防災組織等をはじめ市民からの依頼により防災出前講座を実施している。		要請により職員による出前講座を実施。今後も引き続き出前講座を実施する予定。	自主防災組織を始めとした地域の防災訓練等への職員の派遣を行っている。		
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化	35	危機管理型水位計の拡充	Q, AH	令和年度	県										
	36	河川監視カメラの拡充	Q, AH	引き続き実施	県										
	37	河川管理施設の構造物に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	令和年度	関東地区・県・水資源機構										
	38	ダム取捨調整等の耐水化や改良	AX, N	令和年度	関東地区・県・水資源機構										

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	嵐山町	小川町
	実施する施策													
	具体的取組													
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関東地方・県・水資源機構									
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村									
	41	洪水予測（水害タイムライズ）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	88年度	関東地方・県									
2.的確な水防活動のための取組														
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供														
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	県設置の水位計、カメラを活用している。	台風等の水害時において、水防団との情報連絡体制の迅速化・効率化を図るために、情報連絡員として市役所へ水防団員の駐在を記した覚書を締結（平成31年3月）	避難情報を発信した場合、消防団による広報を依頼	災害対策本部が立ち上がった際は、消防団本部が災害対策本部に待機し、各分団に防災行政無線（移動系）を使用して情報伝達を行う。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。	危機管理防災課から直接消防団へ電話連絡をすることとしている。	水防警報の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整し、町から消防団へ電話連絡している。	スマートフォンやタブレットによるSMSを活用した水位情報の共有を行っている。	大雨等による水害発生危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。特に、消防署、消防団については、町役場に情報連絡員を派遣し、常に連絡が取り合える環境を確保しており、現場では河川の水位を適宜確認している。
	43	水防団が行う河川現場の受け持ち区域や定規等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地方・県・市町村									
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
	44	樋と樋管の点検が参加する研修研究会等において、樋の運転能力の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地方・県									
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認														
	45	洪水に対しリスクが高い区域や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関東地方・県・市町村・地域住民	飯能県土整備事務所、埼玉西部消防局、地元消防団と共に1回平老川、霞川で実施している。	荒川上流河川事務所主催の重要水防施設共同点検に参加。（令和3年6月）（令和4年4月）		毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	荒川上流河川事務所及び県土整備事務所と共同点検を実施している。	毎年、国及び県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	平成30年度より町内河川が指定され、水防重要施設の共同点検に参加している。	共同点検に参加している。
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われることと確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	見直しを実施している	出水時に速やかに確認がとれるよう、確認体制を検討している。	坂戸市との連絡体制を確立する。	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集体制の強化と見直しを実施。		関係機関と情報を共有していく	今後検討していく。
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関東地方・県・市町村	ボックスウォール及び土嚢を配備している。	土のう袋やブルーシートを追加購入し水防資機材にて確保。また、令和2年度、新たに土のうを購入した。今後も随時整備・点検を実施していく。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	土のう、シートなどを保有している。	排水ポンプ、ロープ、ライフジャケット等を計画的に購入している。令和2年度、止水版を購入。	町の水防資機材を保管しており、定期的に点検を行っている。	土のう、シート、スコップ、排水ポンプ等の水防資機材を庁内倉庫と比企広域消防本部敷地内の水防倉庫に保管している。		主に土のうについては、常に配備できるように確保している。
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用できることと確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	消防団で使用したものについては随時把握している。	令和4年度、土のうの作成を水防演習にて実施した。7月12日の大雨の際にスムーズに止水防止対応が取れた。	関係課と調整し、土のうやバリケードを配備している。引き続き整備を実施する。	今後実施を検討する。	確認体制を整える	情報収集における確認事項に加えた。			随時確認を行っている。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	ホームページ等で消防団（水防団）員募集を随時行っている。	消防本部が広報紙などを通じ、常時団員の募集を行っている。今後も引き続き広報紙やホームページ等で広く参画を促している。	消防団員の募集は、坂戸・鶴ヶ島消防組合の主体により、HPやイベント等で継続的に行っている。	消防団員が水防団員を兼ねているため、消防組合で行う消防団員募集に協力する。	イベント等で消防団（水防団）の活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促している。	水防団員（消防団員）の募集案内を市役所のHPに掲載している。	水防団員の募集としては行っていないが、消防団員の募集を町の広報で行っている。	広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的に行っている。	消防団（水防団）の団員募集を定期的に行っている。
(17) 水防訓練の充実														
	50	水防団強化、若手の継承を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団での連携、協働に際する検討及び多様な関係機関・住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	88年度	関東地方・県・市町村	防災訓練の一環として実施を検討	越辺川・高麗川水害予防組合（坂戸市・毛呂山町・越生町）による水防訓練を実施（令和元年6月）。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、訓練は実施せず、事前に講演内容を収録したDVDを各市町及び水防団員等に配布し、視聴した。また越辺川・高麗川水害予防組合、陸上自衛隊、荒川上流河川事務所による意見交換会を行った。 ・令和4年度は、越辺川・高麗川水害予防組合（坂戸市、毛呂山町）		1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	毎年、越辺川・高麗川水害予防組合で水防訓練を実施している。	今後必要に応じて実施を検討する。			今後検討していく。
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討														
	51	大規模災害に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調整	AH, AL, AX, AO, AP	88年度	市町村		越辺川・高麗川水害予防組合において、会議等を書面による方法で実施予定。	近隣の消防団と連携強化を検討する。	1市2町で構成している水害予防組合で継続して実施。	近隣3市町で越辺川・高麗川水害予防組合を組織している。今後3市町で協力していく。	水防団（消防団）との連携強化に向けて内容を検討する。			大雨等による水害発生危険性を把握するため、台風等の襲来予測時は町、消防署、消防団、警察の密に連携を図っている。
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実														
	52	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	88年度	県・市町村	地域防災計画に基づき検討								
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実														
	53	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化・非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調整	AR, AS, AI	88年度	県・市町村									

○概ね5年で実施する取組内容

項目				入間市	坂戸市	鶴ヶ島市	日高市	毛呂山町	越生町	東松山市	寄居町	嵐山町	小川町
取組の柱	課題	目標時期	取組機関										
実施する施策													
具体的取組													
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組													
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有													
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関係地誌・県・市町村・水資源機構	排水ポンプを9組所有している	会議等を通じて、水害リスク情報や現状の施設・機材の情報について共有を行った。今後も引き続き情報共有を実施していく。			共有内容について、今後検討していく。				
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	88年度	関係地誌・県・市町村・水資源機構	排水ポンプは自動化されている。		県と協議中。				検討する		
(22)浸水被害軽減地区の指定													
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が期待される土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県									
57	関係の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村									
(23)出水後の対応													
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	総務部の協力のもと、現地調査を実施している	令和元年東日本台風での経験を踏まえ、より迅速な被災状況の調査方法について検討していく。							
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台									
■ハード対策の主な取組													
④河川管理施設の整備等に関する事項													
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策													
60	現行の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引き続き実施	県									
61	浸水被害の考え方にに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村									
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河堤整備）	BA	引き続き実施	県									
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村									検討していく。
64	土砂・流木捕捉効果の高い遠隔型砂防堰堤の整備	-	引き続き実施	県									
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と連携を強化し、市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村									
(24)危機管理型ハード対策													
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県									
(25)排水機場の耐水化の検討													
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県									

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	皆野町	小鹿野町
■ソフト対策の主な取組																
①円滑かつ迅速な避難のための取組																
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供																
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村			町民への周知方法や行内連携を図る。	今後検討していく	今後検討する。							
(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）																
2	多機能連携型タイムラインの検討	L,N,R	毎年	県・市町村・気象台			今後検討していく。			今後検討						
3	水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年	協議会全体			今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。	令和4年5月に職員を対象とした情報伝達訓練を実施した。	令和元年度における実際の台風等大雨対応時において、水害対応タイムラインを踏まえた対応についての検証を実施。	浸水想定区域が指定される場合、避難訓練を検討	今後、水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施するための検討をする。	未実施	毎年6月に実施する町内全域防災訓練において実施を検討		住民参加型防災訓練 内容検討中（土砂災害）	
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,D,R	必要に応じて	県・市町村・気象台			避難指示の発令基準をハザードマップで周知。	令和3年度に改定した地域防災計画で、高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載していることから、発令基準の見直し、タイムラインの見直しを実施した。	平成31年3月の避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い、避難勧告等判断・伝達マニュアルを見直し、避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）に伴い、避難情報の判断・伝達マニュアルを改定済み。	浸水想定区域が指定される場合、現在ある「土砂災害」に対する避難準備情報等の判断基準を見直す	地域防災計画で、高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載している。また、必要に応じて発令基準の見直し、タイムラインの見直しを検討する。	令和3年度作成済	R3.6「災害時初期マニュアル」改訂	R3.7「長瀬町避難勧告等の判断基準及び伝達マニュアル」改訂	R28.7地域防災計画改訂	警戒レベルの導入に伴い、土砂災害を想定した「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を改定する予定。
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	毎年	関係地区・気象台・市町村			マイ・タイムラインの講習会を実施。今後も引き続き継続して実施予定。		マイ・タイムラインを記載したハザードマップを全戸配布（令和4年度）	今後検討	ハザードマップに掲載済み	全戸配布の「機密ハザードマップ」にマイ・タイムラインを増録。説明文及び「わが家の行動」について記入するように周知。				
(3) 水害危険性の周知促進																
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	毎年	県												
7	ハザードマップの見直しと水害の事前準備に関する周知の徹底	Z	0	関係地区・気象台・市町村			経路図にて、住民等への周知や窓口対応を実施。		ハザードマップに周知先を掲載	予定なし	経路図 危機管理課					
(4) ICTを活用した洪水情報の提供																
8	洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用標準の明確化	P,Z,AA	毎年	県												
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「避難勧告の掲載」等の改善	N,D,O	引続き実施	気象台												
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AA,C,AE	引続き実施	市町村			防災情報については、防災行政無線、登録メール配信サービス、ツイッター、テレビデータ放送、ケーブルテレビ、広報車、対象地区区長への連絡により、情報伝達する。また、防災行政無線のデジタル化等と併せて情報伝達の改善を図っている。	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、緊急連絡メール、吉見町安全安心メール、SMSの配信、ホームページ、公式ツイッター、フェイスブック、広報車、報道関係への報道依頼（テレビ・ラジオ） ・土砂災害（特別）警戒区域の指定地域には、区長 ・対象区域自主防災組織の長に連絡するなど、関係者に連絡し対象者に連絡ができる連絡網の作成をしている。	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、防災行政無線、メール配信サービス、緊急連絡メール、シェアード等により広報を行っているが、緊急時におけるホームページへの情報掲載体制も新たに整備した。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、防災情報音声知システム、防災タブレット、広報車、村ホームページ、緊急連絡メール、（アラート、報道関係の協力を受けて広報を行っている。 ・対象区域住民自治組織の長に連絡するなど、関係地域内の全ての人に伝わるように伝達している。 ・情報伝達手段の配信一元化の検討を行う。	・防災行政無線の更新により、デジタル化、全市一斉放送が可能。 ・防災行政無線とエリアメール、安心・安全メール、音声伝達装置が連携。 ・戸別受信機の配布（旧町村地区全世帯、旧秩父市は議員・町会役員・民生委員・65歳以上の単身老人・避難行動要支援者・土砂災害警戒区域内にお住いの方等）	・防災行政無線デジタル化整備完了（R3.3）、戸別受信機全戸配布 ・ちちろ安心・安全メール、HP、SNS等活用による情報伝達の実施	防災行政無線、広報車、ちちろ安心メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施。	防災行政無線整備 安心メールサービス	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発生した場合は、防災行政無線、広報車、ちちろ安心メール配信サービス及び公式LINEにて伝達を行っている。 ・各地区担当の災害調査員が区長と連絡を取り、情報収集・伝達を行っている。 ・防災行政無線のデジタル化更新を実施（令和2年度）	
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	毎年	関係地区・市町村			今後検討していく。						R3.3「防災・防犯情報の緊急放送に関する協定」を地元ちちろエフエム（株）と締結し、災害時の情報発信について電子メール等により要請を行う。			
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実																
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,O	毎年	関係地区・県・水資源機構												
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の内容や機能的なタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	毎年	関係地区・県・市町村・水資源機構			避難指示等の発令判断に活用している。	タイムラインの中で、放流状況による影響を受けやすい地区には情報を伝えることを取り決めている	台風等の大雨時においては、対象となる河川における河川水位情報等を活用している。	防災行政無線、エリアメール、防災メール（登録制）、町ホームページ、ツイッター、テレビ（データ放送）、放送事業者へ情報提供、消防団車両による広報、自主防災組織へ情報提供、電話窓口の設置等による周知を実施する	ダム放流通知文庫意見交換会について意見交換会を実施している。		随時関係機関と調整を図る。			

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	皆野町	小鹿野町	
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																	
23	施設が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関係地区・市・市町村	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の作成等にあたり、情報提供を実施	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。					モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。						
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目指す。先進的事例や、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村	福祉担当課と連携し、要配慮者施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を依頼済み	対象施設に対し、計画の作成を再度依頼するとともに、計画作成の解説書等を配布するなどして計画作成を促進している。					福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における計画の作成、訓練の実施支援を検討						
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																	
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村	令和3年3月に川島町洪水被害ハザードマップ、ガイドブックを作成し、全戸配布を実施した。町民を対象としたハザードマップ説明会を実施。	令和3年3月に防犯ハザードマップを全戸配布し、令和4年度は、自主防災組織リーダーを対象としたハザードマップ説明会を行った。また、野公式Youtubeでは、ハザードマップの解説動画を公開している。											
26	ハザードマップの見方などの水災情報の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村													
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画根拠等に対応した水害ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画根拠等に対応した水害ハザードマップを登録している。											
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村	水害ハザードマップを活用した訓練の検討を行う。	総合防災訓練で避難訓練を実施し、ハザードマップの実施（平成30年度）ハザードマップ説明会を令和3年度に実施。避難訓練については、引き続き検討していく。											
(9) 浸水実績等の周知																	
29	各機関が互に保有する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施	県・市町村・水災源機構	地域防災計画に掲載し、公表している。	地域防災計画に掲載している。											
30	まるとまごちこハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村	公共施設及び商業施設等の町民の集まる場所によるまるとまごちこハザードマップの整備を実施	早期避難の啓発物として検討していく											
31	市町村のまるとまごちこ地域情報に対し、申請者の水害リスク情報の提供	A	88年度	関係地区・県													
(11) 防災教育の促進																	
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,Z	88年度	関係地区・県・市町村	今後、実施予定。	国の支援により作成した指導計画を、町内の全ての学校に情報共有する。また、国が示している防災教育の優良事例や先進事例などの情報を町内小中学校と情報共有をしていく。											
33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,Z	引き続き実施	協議会全体	今後、実施予定。	町で開催する、水防訓練、総合防災訓練への参加を推進。教職員に対してだけの講習会等は未実施だが、避難所開設の連携などを検討していく											
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,Z	引き続き実施	協議会全体	今後、実施予定。	町の防災訓練にイッモ防災インストラクターの派遣をしていただき、実施した（平成30年度）令和4年度は、自主防災組織リーダー養成指導員の指導のもと、災害対応向上訓練（016）を実施した。											
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																	
35	危機管理型水位計の拡充	Q,AR	88年度	県													
36	河川監視用カメラの拡充	Q,AR	引き続き実施	県													
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に多数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関係地区・県・水災源機構													
38	ダム取捨調整等の耐水化や改良	AX,N	88年度	関係地区・県・水災源機構													

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀨町	皆野町	小鹿野町		
		39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	毎年	関係機関・県・水資源機構												
		40	水位周知下水道の指定	AX, N	毎年	県・市町村	避難の参考とするため検討する。	関係機関と協議していく		予定なし								
		41	洪水予測（水害タイムライズ）の高度化による災害対応や避難行動の実施	E	毎年	関係機関・県												
2. 的確な水防活動のための取組																		
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供																		
		42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引き続き実施	市町村	町が水防団へ直線電話で連絡している。	水防警報等の河川水位等に係る情報は、早い段階で、災害対策本部から直接消防（水防）団長へ電話連絡している。	水防団本部役員との携帯電話での連絡手段を確保し、メール等での対応も実施している。	防災行政無線（移動系）の配備	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・LINE・デジタル簡易無線等で連絡することとしている。 消防団への情報伝達手段の多量化の検討を行う。	防災行政無線及び登録制メール	防災行政無線（移動系）を活用し情報伝達を実施。			防災行政無線整備 安心安全メールサービス		
		43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区域や定額型水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係機関・県・市町村												
(14) 備門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																		
		44	国土交通省が参加する研修研究会等において、国の動向が化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係機関・県												
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認																		
		45	洪水に対しリスクが高い区域や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引き続き実施	関係機関・県・市町村・地域住民	合同点検に参加している。	毎年、国・県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。 共同点検に対象地域区長など関係者も参加するよう検討する。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。						83年度から県と共同で実施中			
		46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたこと確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	確認実施し、重点的に水防活動を行うことを検討中。	関係機関と情報を共有していく		出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。		調査員等を配備し調査を検討						
		47	水防資機材等の配備・確認	AN	引き続き実施	関係機関・県・市町村	毎年、出水期前に点検を行っている。	町内2箇所の水防資機材に保管している。数量についても不足が生じた場合は即時補充をしている。土のうについては、いつでも使用できるよう町内2箇所に対当数を備蓄している。	水防資機材を防災倉庫に保管しており、出水期前に点検を行っている。	水中ポンプの配備、消防団との連携	土のう、機、シートなどを消防団（水防団）の倉庫に分散して保管している。点検も年に数回実施している。 資機材の数量が十分ではないため、購入を検討する。		土のう、シートなどを（防災）倉庫等に保管	行政区からの要望に応じて土嚢を配付。	行政区からの要望に対して土嚢の配布			
		48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたこと確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	水防団への使用資機材等のヒアリングを実施検討中。	適時、関係機関と確認していく		出水時において備蓄資材が使用された場合には、その使用状況を確認する。	消防団との連携を図る	災害対応後、検証等を行うよう検討する。		備蓄している土嚢を有効かつ迅速に活用している。		確認している		
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）																		
		49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引き続き実施	市町村	水防団（消防団）員の募集を消防署で行っている。併せて、町ホームページ等で周知している。	水防団員については確保できている。欠員が生じた場合には、広報紙・ホームページ等で募集する予定。	広報等により、消防団（水防団）の団員募集等を定期的に行っている。	消防団の組織や活動内容について紹介し、団員募集を随時実施	消防団（水防団）の団員募集を広報誌等を通じて行っている。		町広報や消防団のホームページを作成し、消防団員の紹介及び募集について、常時実施	町広報誌に団員募集の記事掲載。	広報誌 消防団員募集記事掲載	広報誌 消防団員募集記事掲載	消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 広報紙やホームページ等で広く消防団員の募集や自主防災組織等の参加を促していく。	
(17) 水防訓練の充実																		
		50	水防団強化、市民の参画を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団での訓練、協力に関する検討及び多様な関係機関・住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	毎年	関係機関・県・市町村	毎年、水防団・自主防災会が参加する水防訓練を実施している。	年1回関係機関（消防・水防団）、住民参加の水防訓練を実施している。引き続きより多くの関係機関と連携をしながら訓練の実施をする。	水防団、河川管理者、住民等が参加する水防訓練の実施について検討する。	浸水想定区域が指定される場合、水防訓練の実施を検討	水防団、河川管理者、建設業協会などが参加する水防訓練の実施を検討する。					住民参加型水防訓練の実施（土砂災害）町消防団の協力の元実施	水防訓練は毎年実施している。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																		
		51	大規模氾濫に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容等について検討、調査	AH, AL, AX, AP	毎年	市町村	隣接の水防団（消防団）と相互協力連携を行っている。	広域避難について、現在近隣市町と調整をしているため、それらに合わせ水防活動についても協力体制ができればよい調査していく。	近隣の水防団（消防団）と連携強化を検討する。	浸水想定区域が指定される場合、協力内容について検討	近隣の消防団（水防団）との連携が必要な場合は、関係市町で連絡を取り合うこととしている。 近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する。					平成19年に「秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書」を締結済み。	平成19年に秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書を締結している。	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定に基づき、相互支援することとしている。 今後も協定に基づき対応する。
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																		
		52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設関係者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AX, AS	毎年	県・市町村	施設管理者と情報共有している。	水害においては、役場庁舎が浸水エリアとならないため、災害対策本部の設置を代替施設である、新立西小学校となった場合には、防災行政無線の活用については、移動式観測装置を利用するなど情報手段の確保に努めている。			対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 災害拠点病院等該当なし。					近隣の自治体の動向も確認し、今後要件等		
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																		
		53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐火化・非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AX, AS, AI	毎年	県・市町村	対象施設：川島町役場 非常用電源や電話交換機等を浸水しない高さに設置している。	対象施設：吉見町役場庁舎 非常用電源設置済み。（令和3年度）			対象施設：役場庁舎 浸水想定エリア内に立地しておらず、標高が高い位置にあるため、浸水を想定していない。 災害拠点病院等該当なし。							

○概ね5年で実施する取組内容

項目				川島町	吉見町	鳩山町	ときがわ町	東秩父村	秩父市	横瀬町	長瀬町	皆野町	小鹿野町
取組の柱	課題	目標時期	取組機関										
実施する施策													
具体的取組													
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組													
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有													
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地盤・県・市町村・水災源機構	町及び水防団で可搬式排水ポンプを所有している。	町内に排水機場が4箇所ある		・可搬式排水ポンプを2台所有している。 ・可搬式排水ポンプの増設を検討する。	水中ポンプの配備、消防団との連携				
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	88年度	関係地盤・県・市町村・水災源機構	遠隔操作の必要性を含め、検討予定。	関係機関と協議していく			退避基準の明確化について今後検討する	排水機場はなし			
(22)浸水被害軽減地区の指定													
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が期待される土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県									
57	農の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村				・必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。					
(23)出水後の対応													
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	担当者調査方法を定め、明確にすることで迅速化を図る。	被災者支援システムの導入により迅速化を図る		・被災後速やかに被害地域へ職員を派遣し、現地調査を実施。	消防団との連携	調査員・消防団等と連携し実施する	迅速であれば速やかに調査する予定		調査手順・方法の検討を行う。
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台									
■ハード対策の主な取組													
④河川管理施設の整備等に関する事項													
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策													
60	現行の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BK, BE	引続き実施	県									
61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村									
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河床掘削）	BA	引続き実施	県									
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村	機能停止リスクの高い下水施設において把握・低減策の実施予定	関係機関と協議していく							
64	土砂・流木対策効果の高い遠隔型防砂堰場の整備	-	引続き実施	県									
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と連携を共有し市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	今後検討していく。			今後検討する。					
(24)危機管理型ハード対策													
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県									
(25)排水機場の耐水化の検討													
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県									

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	加須市	羽生市
■ソフト対策の主な取組														
①円滑かつ迅速な避難のための取組														
(1)	洪水時における河川管理者からの情報提供													
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	・台風19号の際、河川の氾濫についてホットラインが入らなかつたため、活用しようがない。	気象台と連携をとり、台風や前線に伴う豪雨時に利用を検討。	ホットラインの情報を、避難指示等の発令判断に活用する。	・災害対策本部等で情報共有し、状況に応じて災害対応する。	ホットラインで情報を得た場合は、災害対策本部等に情報提供し、災害対応を行う。	ホットラインの情報を基に、避難情報の適切な発信を図る。		状況に応じたホットラインの活用について、平時から検討する。		
(2)	避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）													
2	多様な避難経路タイムラインの検討	L,N,R	毎年度	県・市町村・気象台	予定なし	関係機関、対象地区等を含め検討する。	河川管理河川について、国、県及び関係団体により流域タイムラインを作成を検討する。		実施について検討する。	作成を検討する。		タイムライン作成に向けて検討する。		避難指示の発令等に留意したタイムラインを作成している。
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年	協議会主体	・消防団（水防団）及び職員を対象とした水防技術講習会を実施した。	自主防災組織等と連携し、地域や地理条件に応じた訓練や講座の実施の中で検討。	水害対応タイムラインを活用した訓練について検討する。	・地域に応じた訓練の実施を検討する。	洪水対応タイムラインを活用した訓練の実施を検討する。	協議会において、訓練事例の情報収集及び訓練実施の検討を行う。		河川管理河川と合わせた訓練を検討する。	・より大きな被害が想定される河川管理の利根川等の氾濫を想定した水防訓練、広域避難訓練を実施している。 ・県管理河川については実施していない。	・平成30年7月にハザードマップの浸水想定とタイムラインに基づき、洪水避難訓練を実施。 ・今後の実施についても検討する。
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,D,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	・地域防災計画で高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令基準を記載する予定。	タイムラインに発令基準を記載。 令和3年7月 避難指示の判断・伝達マニュアル改訂 令和3年1月 水害対応タイムライン作成 令和4年3月 地域防災計画改定 今後も必要に応じて見直しを行う。	令和3年6月に避難情報の判断・伝達マニュアル改訂、令和3年1月に河川管理河川・県管理河川のタイムラインを更新、令和3年3月に地域防災計画を改訂を行った。	河川管理河川（荒川・利根川）洪水対応タイムラインについて、「警戒レベル」を導入した形式に更新済み【令和元年度】 県管理河川（福川・小山川・女堀川）洪水対応タイムラインについて、「警戒レベル」を導入した形式に更新済み【令和元年度】 新たに県管理河川（唐沢川）洪水タイムラインを作成し、既存のタイムラインの更新も行った。【令和2年度】 災害対策基本法の改正（R3.5）に伴い、河川管理河川（荒川・利根川）、県管理河川（福川・小山川・唐沢川・石田川）の洪水対応タイムラインの更新を行った。【令和3年度】	避難情報の変更内容を地域防災計画及びタイムラインに反映済【令和3年度】		地域防災計画等で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載している。 ・河川管理河川については、平成29年8月に利根川中流が隣接広域避難協議会を設立し、国、県、近隣自治体と広域避難の検討を進めている。	・令和3年5月に変更となった避難情報等の伝え方の見直しを実施。 ・発令基準に関しては、今後必要に応じて見直しを行う。		
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	毎年度	関係機関・気象台・県・市町村	防災ガイドブックに掲載や講座、説明会にて実施中	訓練や防災講座の実施の中で検討している。	マイ・タイムライン作成の解説を掲載した総合ハザードマップを制作し、ホームページに掲載している。広報誌にてマイ・タイムラインに関する特集記事を掲載した。防災講座にてマイ・タイムライン作成講座を実施した。	・住民を対象とした防災講座等をおとして、マイ・タイムラインの普及啓発を引き続き実施する。	「マイ・タイムライン（避難予定表）」を8月市報と同時に全戸配布を行うとともに、自治会連合会等に掲載した。【令和3年度】	ハザードマップにマイ・タイムラインを掲載し、ハザードマップ活用講座等で、作成について啓発している。		行田市防災ガイドブック（令和4年3月発行）にて普及啓発に努めている。		令和4年3月作成の洪水ハザードマップにおいて、河川管理マイ・タイムラインを掲載し、普及啓発を行っている。
(3)	水害危険性の周知促進													
6	水信異知河川の氾濫及び運用	K	毎年度	県										
7	ハザードマップの見直しと水害の事前準備に関する周知啓発の促進	Z	0	関係機関・気象台・県・市町村	予定なし	必要に応じて検討する。	所管課窓口にて実施。	・河川等定区域の周知合わせについては、くらし安全課防災安全係が継続して対応する。	自主防災会等の訓練においても要望があればハザードマップの説明を行っている。	広域連携		河川管理課で対応している。		道において臨時ハザードマップの見方など説明を行っている。
(4)	ICTを活用した洪水情報の提供													
8	洪水情報のブック配信の実施及び運用体制の明確化	P,Z,AA	毎年度	県										
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒レベル」等の改善	N,D,G	引続き実施	気象台										
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AC,AE	引続き実施	市町村	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令した場合は、防災行政無線、広報車、市ホームページ、メール、FAX、テレビテータ放送、エリアメール、アラートで伝達を行っている。他の手段についても、今後検討する。	令和元年度に防災無線のデジタル化を実施。防災無線の内容はホームページと登録制メールで連携し、情報伝達の強化を図っている。	令和2年度に防災行政無線のデジタル化を実施。希望者へは戸別受信機、文字表示板を貸与した。情報伝達は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施した。また、本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結している。	・情報伝達手段の多様化を行う。 ・防災行政無線、町ホームページ、防災情報メールにより情報伝達を実施。 ・情報伝達は、防災行政無線、ホームページ、防災情報メール、SNS等に加え、ヤフー株式会社と協定を締結し、防災アプリを活用した情報伝達を実施した。また、本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結している。 ・電話応答サービスを開始。【令和2年度】 ・本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結。【令和2年度】 ・上里町公式アカウントを開設【令和3年度】 ・電話応答サービスの回線を4回線から8回線に増設【令和3年度】	・市内全域の防災行政無線のデジタル化工事を完了した【平成29年度】 ・ホームページ、登録制メール、SNSでの情報伝達に加え、JCOMと協定を締結し、ケーブルテレビネットワークを通じ家の中でも防災行政無線放送が聞ける「防災情報サービス」を開始した【平成29年度】 また、自治会長等への電話連絡も実施する。「ほんじょうFM」と、災害時の連携に関する内容が含まれる包括連携協定を締結済。	避難等に関する情報については、防災行政無線、市メール配信、市ホームページ、市公式ツイッター、テレビ埼玉のデータ放送、アラートなどで周知を行う。 また、自治会長等への電話連絡も実施する。「ほんじょうFM」と、災害時の連携に関する内容が含まれる包括連携協定を締結済。	・防災行政無線の保守、適切な運用を行うほか、複数の情報伝達手段として、新たにツイッターを通じて住民等に周知している。	・高齢者等避難、避難指示を発令した場合は、速やかに防災行政無線、緊急連絡メール、広報車、フェイクブック、ツイッター等を通じて市民等に周知することとしている。 ・自主防災組織の地域コミュニティとの協力・連携により、避難行動要支援者をはじめ住民への周知を助けるようしている。 ・令和2年7月より避難情報等電話配信サービスを開始した。	・地域防災計画に、災害広報として、防災行政無線や電話・FAXなどをもち、段階的に、誰が、何を、どのように、情報伝達していくかを定めている。 ・防災行政無線の聞こえづらい方向けに、電話による自動応答サービス等の補完対策を継続して行う。 ・防災行政無線の放送内容が聞こえる防災ラジオを希望する全世帯に無償貸与している。 ・スマートフォン向け防災アプリを令和3年4月に配信した。	・防災行政無線（難聴地区には防災ラジオを配布）、広報車、メール配信サービス、緊急連絡メール、アラート、報道機関の協力等、複数の手段により、情報伝達を行う。
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	毎年度	関係機関・県・市町村	予定を継続している。		本庄市内のコミュニティ放送局「ほんじょうFM」と災害時の緊急放送に関する協定を締結している。		市内のケーブルテレビ局やコミュニティ放送局と連携強化に向けて、情報共有を図る。	深谷コミュニティFMと包括連携協定を締結しており、災害時には連携して情報発信を行う。		行田ケーブルテレビ株式会社、FMクマガヤ株式会社と災害時連携協定を締結している。		
(5)	防災施設の機能に関する情報提供の充実													
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,D	毎年度	関係機関・県・水資源機構										
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の目や他のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,D	毎年度	関係機関・県・市町村・水資源機構	適宜活用している。	該当となる河川がダムのより下流に属しているため、影響や情報利用は検討中である。 河川水位情報については、「埼玉県川の防災情報」をホームページにリンク掲載し、必要に応じて内容を確認するようにしている。	下流側ダムからのホットライン等の情報を市内で共有する。 ・河川管理所の洪水対応演習や防災説明会等に参加している。 ・河川水位情報については、「川の防災情報」などを活用し、把握している。	・市内に荒川・利根川水系のすべてのダム貯水位、放流量HPAのリンクを掲載した【令和元年度】	河川水位情報については、市ホームページにリンクを掲載し周知しているほか、水位情報を判断基準の一つとして避難情報等を市メール配信や緊急連絡メールをはじめとする複数の手段で情報発信することとしている。			河川水位情報等を避難情報発令の参考としている。 河川水位情報は避難情報発令の参考または基準として活用し、把握している。 ・ダムの放流情報については、特に上流域に注意している。 ・川の防災情報を活用している。		

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	加須市	羽生市	
	実施する施策		課題	目標時期											取組機関
	具体的取組														
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	38年度	関係地誌・県・市町村										
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等															
	15	現状の避難場所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	V, R, X, AE	引続き実施	市町村										
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係地誌・県・市町村										
	17	必要となる避難場所、避難経路等の確保にあたり、河川工事等の発生を抑制する有償活用など、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係地誌・県・市町村・水資源機構										
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	38年度	県・市町村										
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	38年度	市町村										
	20	救助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出前訓練における実際の事例の共有を共有し、より充実した取組を検討・調整	V, AD, AE	38年度	県・市町村										
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	38年度	市町村										
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	38年度	関係地誌・県・市町村										

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	加須市	羽生市
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施																
23	施設が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関係施設・農・市町村	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	福祉担当課と連携し、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	参考となる知見を深め共有を図る。	参考となる知見を深め共有を図る。	消防防災課を通じて内閣府等が作成した「要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集」の提供を受けたため、市ホームページに掲載した。【平成29年度】	機会を捉え、関係部署と共有を図る。						
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とする先進的事例等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	農・市町村	・ハザードマップに浸水想定区域の要配慮者施設の記載があり、相談があった場合は、支援等の対応を行う予定。 ・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に該当する福祉施設の計画作成、避難訓練実施の指導を行い、福祉主管課と情報共有した。	要配慮者利用施設における避難確保計画作成に係る指導を実施	・対象施設への指導を実施している。	浸水想定区域内の要配慮者利用施設を対象に「避難確保計画の作成に関する説明会」を実施した。また、要配慮者利用施設への注意水位FAIX通知訓練の交付文面に、計画未作成施設に対して作成を促す内容を盛り込んだ。毎年施設へ発出する「訓練実施」照会文書にも、計画作成を促す内容を盛り込んだ。【平成29年度】ハザードマップ更新に伴い、浸水想定区域に基づいて再度計画作成（更新）を勧奨する通知を発出した。【令和2年度】地域防災計画に掲載されている全ての施設の避難確保計画を策定済み。【令和3年度】	令和3年度、最大規模降雨による浸水想定区域に立地する配慮者利用施設に対し依頼通知を送付し、全施設において計画を作成済み。よる計画の作成・訓練の実施の報告が進んでいる。計画に基づく訓練を実施する施設については継続して呼びかけを行う。	市内全ての要配慮者利用施設を対象に依頼文書の通知や説明会を実施するなど作成支援に取り組み中。 ・計画作成率97%	・避難確保計画の作成を見直しを支援している ・避難訓練の実施及び訓練結果の報告の周知を図っている。 ・計画作成率90.9% (R3.9末)	・現在、各施設における、計画策定状況の確認作業中である。 ・福祉関係部署と連携し、計画の作成及び訓練の実施を助言していく。				
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用																
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村	他市町における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知方法を検討する。	令和2年度にてマップ作成・周知済み。浸水想定区域及び水害リスク情報図を交えた図上訓練実施を検討。	水害ハザードマップの見直しを行い、每户配布により住民への周知を図った。	・国管理河川（荒川、神流川、利根川）について平成30年度に作成、周知し、活用中。 ・防災ガイド・ハザードマップを改訂し、県管理河川の浸水想定区域について反映した。【令和3年度】 ・各種団体を対象に防災ガイド・ハザードマップを活用した防災講習会を開催。【令和3年度～】	国管理河川、県管理河川ともに協議会を通じて提供された情報及び他自治体事例を、洪水ハザードマップを作成時に参考にした。【令和2年度】	本市における優良事例を参考に、水害ハザードマップの周知や訓練への活用方法を検討。						
26	ハザードマップの見方などの水災等の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村	予定なし			・浸水想定区域の問い合わせについては、くらし安全課防災安全係が継続して対応する。	自主防災会等の訓練においても要望があればハザードマップの説明を行っている。	災害課						
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	国土交通省ハザードマップポータルサイトに、計画規模降雨に対応した水害ハザードマップを登録済み。	登録済み。	登録済み。	国管理河川、県管理河川：ともに登録済み。	登録済み。						
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村	自治会等への出前講座において、洪水ハザードマップを活用している。	図上訓練にて活用している。	水害ハザードマップを活用した防災講習会を実施した。	地域に応じた訓練の実施を検討する。	国管理河川、県管理河川：ともに実施を検討する。	職員や市民を対象とした訓練で活用している。						
(9) 浸水実績等の周知																
29	浸水実績が国に伝わる浸水実績を共有し、市町村において早急に住民等に周知	A	引き続き実施	農・市町村、水災課機構	・浸水実績を防災ガイドブックと内水はんぱハザードマップに掲載し、周知している。	町内で過去に冠水した箇所をハザードマップに掲載している。	・防災ガイド・ハザードマップに反映し周知に努めている。	ハザードマップや地図情報システム（くまぷら）において、浸水実績を掲載している。	ハザードマップに、浸水実績を掲載し周知している。今後の実績の収集方法や更新の方法については、継続して検討していく。	・必要に応じて周知を図る。						
30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引き続き実施	市町村	・指定緊急避難場所に標識を設置している。	必要に応じて整備を検討する。	・必要に応じて検討する。	・想定浸水深が深い地域の電柱に、浸水想定深を示した標識を設置する。【令和4年度～】	市内約250箇所の防災行政無線に各地域の「最大浸水深」標識を掲示した【平成30年度～】	浸水想定区域内に、浸水深などの表示看板の設置を検討する。						
31	市町村のまちづくり担当課に対して、中長期の浸水リスク情報の提供	A	88年度	関係施設・農												
(11) 防災教育の促進																
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	88年度	関係施設・農・市町村	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、市内の学校に情報共有を行う。	提供に応じて、教育委員会と連携し、学校への共有を図る。	・市内の小中学校に情報共有する。	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、全ての学校に共有する	国の指導により作成した指導計画の情報提供を受けた場合には、教育委員会と連携し学校との共有を図る。	国の支援により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する。						
33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	教職員を対象とした水防に関する防災教育の研修会を検討する。	教育委員会と連携し、「学校の危機管理マニュアル」の内容に関連付けて実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・計画的な実施を検討する。	・市内小中学校の防災担当教員を対象とした「安全教育主任会議」において、洪水に関する講習会を実施【平成30年度～】	今後検討する。						
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	・出前講座などで備蓄品や防災情報の入手方法などについて住民への周知を実施している。	自主防災組織の依頼に応じて実施。	行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施。	・地区公民館、行政区、自主防災組織等の依頼を受け講習会を実施している。	市内各地で市政宅配講座及び自主防災組織を対象とした防災講演を実施しており、水害対策についても啓発を行っている。【随時】	自主防災組織や団体等への出前講座を実施している。						
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化																
35	危機管理型水位計の拡充	Q, AH	88年度	農												
36	河川監視カメラの拡充	Q, AH	引き続き実施	農												
37	河川管理施設の稼働状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関係施設・農・水災課機構												
38	ダム取捨調整等の耐水化や改良	AX, N	88年度	関係施設・農・水災課機構												

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	加須市	羽生市	
	実施する施策														
	具体的取組														
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	既年度	関東地方・県・水資源機構										
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	既年度	県・市町村		地下街等の地下利用施設が存在せず、対象となる公共下水道等施設がないため、指定を想定していない。		令和8年度までに指定の予定なし。	県・市町村等の状況を踏まえ、検討する。		県との連携を図る			
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の支援	E	既年度	関東地方・県										
2.的確な水防活動のための取組															
(13) 水防団（消防団）への河川水位に係る情報提供															
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村	・水防警報等の河川水位に係る情報は市から水防団へ電話連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は町から水防団（兼消防団）へ、無線機、電話、SNSを活用し情報を共有している。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をする。 ・水防団（消防団）への情報伝達手段の多重化の検討を行う。	・スマートフォン・携帯電話による伝達システムをグループ化して実施している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部警備課と連絡調整をし、警防課より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。【表沼行政センター】 水防警報等の河川水位に係る情報は、水防団長と連絡調整をし、水防団長より水防団（消防団）へ携帯電話で直接連絡をする。【大里行政センター】	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団（消防団）へ電話連絡をしている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部と連絡調整し、町から消防団へ電話連絡している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ電話連絡をしている。	利根川・渡良瀬川の水位に応じた水防団の体制については、タイムラインに基づいて市から組合、各水防団に伝達する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、建設課または消防本部から水防団（消防団）へ電話連絡を行う。
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区域や定規等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地方・県・市町村	予定なし	消防団訓練や会議等の場で検討していく。	計画的な実施を検討する。		状況に応じて検討する。【表沼行政センター】 日頃から受け持ち区域の巡視を行っている。必要に応じて、連絡網を活用した伝達訓練を検討する。【大里行政センター】	水防団に伝達訓練を取り入れるよう、検討段階にある。	消防団と連携を図り、水防活動が迅速に実施できる体制の整備を図る。		水防団の団員人数等を考慮し適切な体制をどのように構築するか、また、兼任である消防団での活動を活かし伝達手段の向上を努める。	
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
	44	樋門・樋管等の施設の点検・修繕等に関する関係機関等において、協働が強化される取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地方・県										
(15) 重要水防施設の見直し及び水防資機材の確認															
	45	洪水に対しリスクが高い区域や重要水防施設を水防団や地域住民等との共同点検を実施	AN	引続き実施	関東地方・県・市町村・地域住民	・毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	過去の掘水箇所や水位上昇水路・河川を土木主管課と情報共有し、確認するようになっている。		・国や県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、国及び県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。【表沼行政センター】 毎年県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。【大里行政センター】	毎年、国及び県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	・利根川左岸において、沿線住民、建設業防災協力会とともに平成30年6月2日に実施した。	毎年、県が実施している重要水防施設等の共同点検に参加している。	
	46	出水時に重要水防施設において水防が適切に行われることと確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	・対応した部署や消防団に働き取りを行っている。	土木主管課と連携し、降雨状況や冠水に応じて、バリケード設置による通行不可を施し、図面管理するようになっている。		・対応した部署等に確認。	状況に応じて現地調査を実施する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。	消防本部からの連絡、県への報告を迅速に行う。	水防計画に基づき、堤防通報を実施。	重要水防施設の出水を確認した場合、速やかに河川管理者へ連絡を行う。	
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地方・県・市町村	・市内の水防倉庫に土のう袋やスコップ等を所有している。	土のう、スコップ等を備蓄している。	・土のう、縄、シートなどを水防倉庫に分散して保管している。	・必要資機材の確認と購入を実施している。	複数の水防倉庫に保管している土のう袋、縄、シートなど水防資材・機材を定期的に点検し、その確保に努める。【表沼行政センター】 定期的に点検を実施しており、必要に応じて水防資機材の入れ替えを行っている。【大里行政センター】	この土のう、縄、シート等の水防資機材は、水防倉庫に保管しており、取水開始及び定期的な点検を実施し、状態の確保に努める。	必要資材を水防倉庫に備蓄している。	水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。	水防計画に基づき、必要資機材を水防倉庫に備蓄している。水防倉庫の維持管理を水防団に委託している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されることと確認	BN	出水後速やかに	県・市町村	・対応した部署や消防団に働き取りを行っている。	平時から資機材を備蓄管理しており、使用・撤出時の記録をとっている。	・資材の備蓄状況をしっかりと管理し、取水後に使用された資材を把握できるようにする。	・必要に応じて対応する。	必要に応じて対応する。	大里郡利根川水害予防組合、消防本部と情報共有している。	消防本部からの報告を迅速に行う。	水防計画に基づき、各水防倉庫に配備している。水防計画で定める各倉庫別資機材の更新を行う。		
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	・消防団で、常時団員募集を行っている。	広報紙・ホームページ掲載、関係機関から送付されるポスターを掲示する等により、消防団員の募集を行っている。 「消防団協力事業所表示制度」を実施している。	広報誌への掲載や講習会等で実施している。	・広報誌への掲載や講習会等で実施している。	消防団のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。【表沼行政センター】 消防団員が水防団員を兼任しているため、水防団強化も兼ね、市ホームページ、広報紙（市報）、ポスター等で幅広く消防団員を募集している。【大里行政センター】	消防本部が広報誌などを通じ、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	・水防団員の募集としては行ってないが、消防団員の募集を可の広報を行っている。	市ホームページにおいて消防団員の募集を行っている。	・消防団（兼任水防団）については、自治協力団体を通じ、確保に努めている。	消防団（水防団）の募集ホームページを作成し、活動内容を紹介。常時団員募集を行っている。
(17) 水防訓練の充実															
	50	水防団強化、団員の確保を目的とした広報の充実（水防団確保）、水防団での訓練、協力に関する検討及び多様な関係機関・住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	既年度	関東地方・県・市町村	・毎年、坂東上流水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。	同上訓練において、自主防災組織、消防団のほか、地域住民が参加し、実施している。	水防組合において実施している。	・水防組合において実施している。	大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加する。【表沼行政センター】 荒川北線水防事務組合が実施する水防訓練に参加している。 ※令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。【大里行政センター】	毎年、大里郡利根川水害予防組合が実施する水防訓練に参加している。 住民等も参加する水防訓練の実施を検討する。	毎年、利根川、荒川の国管理河川において、実施している。消防団や大学生が参加している。	・加須市・羽生市水防事務組合主催の実地水防訓練を実施。関係機関や住民等の参加による訓練については今後検討。	加須市・羽生市水防事務組合主催の実地水防訓練を実施。	
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模災害に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるような関係者の協力関係について検討・調査	AX, AN, AX, AO, AP	既年度	市町村	・近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、副水防長同士で連絡を取り合うこととしている。	近隣の消防団と相互支援することとしている。	・水防組合の加盟団体間において実施している。	隣接する深谷市と水防組合を相隣し、相互支援することとしている。 利根川が水防区域となっていない水防団（消防団）と協力関係について検討する。【表沼行政センター】 【水防団員が所属する指定水防管理団体と事務局】 荒川北線水防事務組合（管理課） 熊谷市（大里行政センター） 大里郡利根川水害予防組合（表沼行政センター）	近隣の消防団（消防団）で大里郡利根川水害予防組合を形成しているため、水防活動時には相互支援することとしている。 近隣の消防団（消防団）と具体的な連絡方法、協力内容について検討する。	市内の建設業者と災害時の応援協定を結んでいる。	地域の建設業者等と災害時協定を締結している。	地域の建設業者等と災害時における応対業務に関する協定を締結している。		
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
	52	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供を共有し、各施設管理者に対する浸水時の情報伝達体制・方法について検討	AX, AS	既年度	県・市町村	-	浸水想定区域及び水害リスク情報圏の範囲内に庁舎や拠点施設はない。	-	浸水想定区域内の病院については、水防法に基づき、洪水警報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非平時時に円滑な情報伝達が行えるよう上記病院に対して浸水注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	電話などの通常の情報伝達手段のほか、公共施設へは、洪水警報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非平時時に円滑な情報伝達が行えるよう上記病院に対して浸水注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	電話などの通常の情報伝達手段のほか、公共施設へは、洪水警報等をFAX通知している【平成29年度以降】 また、非平時時に円滑な情報伝達が行えるよう上記病院に対して浸水注意水位FAX通知訓練を実施した。【平成30年度】	市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	利根川・渡良瀬川・荒川タイムラインを策定し、各施設管理者への連絡体制を構築した。 タイムラインについて、適宜見直しを行う。		
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
	53	浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐火化・非常用電源等の対策を施設管理者が実施できるよう調査	AX, AS, AI	既年度	県・市町村	-	浸水想定区域及び水害リスク情報圏の範囲内に庁舎や拠点施設はない。 庁舎及び拠点施設に太陽光発電設備・蓄電池を整備している。	-	庁舎の自家発電装置に72時間対応のための燃料タンク増設工事を完了。【令和2年度】	協議会を通して提供された情報を共有し、対策を実施するよう情報提供する予定。	本庁舎については、4期に非常用電源装置及び太陽光発電装置を設置済。【令和2年度】	地下に配置していた市役所本庁舎の受配電設備を、平成23年度に地上に嵩上げし設置した。	・各施設管理者が、ハザードマップ等を基に情報を把握し、対策を検討している。		

○概ね5年で実施する取組内容

項目				本庄市	美里町	神川町	上里町	熊谷市	深谷市	寄居町	行田市	加須市	羽生市	
取組の柱	実施する施策	課題	目標時期	取組機関										
					具体的な取組									
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組														
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有														
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引き続き実施	関係地盤・農・市町村・水資源機構	実施中	浸水想定区域及び水害リスク情報図の範囲内を対象施設はない。 土木・上下水道主管課と連携し、関係機関との調整を検討する。	市内に排水ポンプ施設が1箇所ある。	関係機関と積極的に情報交換をし、共有する。	市が所管する排水機場が9箇所ある。 国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	必要な情報共有を図っている。		排水ポンプ車を国から借りる協定を締結している。 市内に排水ポンプ施設が8箇所ある。	水防資機材は水防事務組合で保有するほか、県の水防計画に基づき、土木事務所の水防資機材、国土交通省が所有する水防資機材について情報を共有している。 国土交通省が所有する排水ポンプ車等災害対策車両を有事の際に依頼する。	市内に排水ポンプ施設を12か所ある。 可搬式の排水ポンプを2台所有している。
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	88年度	関係地盤・農・市町村・水資源機構	予定なし	必要に応じて検討する。			排水機場の遠隔操作化については必要に応じ、検討する。 遠隔基準については河川の状況、降雨量を参考にしているが明確な基準は決めていないため必要に応じて検討する。	雨や水位の状況を見ながら判断している。	関係機関と取り決めを行う。		各排水ポンプ施設は水位による自動運転運転状況は随時監視しており、故障等発生した場合はメールで職員に通知	
(22)浸水被害軽減地区の指定														
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県										
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組み	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて近隣市町と検討する。	必要に応じて近隣市町と検討する。	必要に応じて取り組む。	必要に応じ、共有・連携を図る。	必要に応じ、共有・連携を図る。		必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	
(23)出水後の対応														
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	災害対策本部設置運営マニュアルを作成し、情報伝達フローを整理した。	災害時における初動及び応急対応マニュアルを作成した。	現場写真を本部へ転送できる体制等を整え、情報収集を迅速化させる。	関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	令和元年度東日本台風後に罹災証明発行手順やチェックリストを整備、家庭調査用表備品を配属した。	職員の出発や連絡方法（チャットアプリの活用等）の見直しにより、迅速な対応について検討していく。	全部署の職員で対応する。		関係部署と連携を図り、迅速な被災状況の把握に努める。	
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										
■ハード対策の主な取組														
④河川管理施設の整備等に関する事項														
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策														
60	現行の堤防等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引き続き実施	県										
61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村										
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河堤整備）	BA	引き続き実施	県										
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村	予定なし	「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設個別施設設計計画」に基づき実施するほか、上下水道主管課と調整する。		耐水化計画に基づき必要な対策を令和5年度に実施予定。	令和3年度に耐水化計画策定。実施について今後検討する。		排水機能停止に係る低減策を実施する。			
64	土砂・流木対策効果の高い遠隔型防砂堰場の整備	-	引き続き実施	県										
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報共有し、市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	予定なし		必要に応じて取り組む。	関係機関と情報共有し、水防団（消防団）の円滑な水防活動等の方策を検討する。					関係機関と情報共有を図り、円滑な水防活動に努める。	
(24)危機管理型ハード対策														
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引き続き実施	県										
(25)排水機場の耐水化の検討														
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県										

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市	蓮田市	幸手市
<p>■ソフト対策の主な取組</p> <p>①円滑かつ迅速な避難のための取組</p> <p>(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供</p> <p>1 ホットラインの情報を活用する検討 D.G 引続き実施 県・市町村 令和元年台風第19号時に、越谷県土整備事務所とのホットラインにより得た情報等をもとに、対応を検討した。 ホットラインによる情報については、水防本部ないし災害対策本部において共有し、今後の対応を検討する上での重要な助成として活用を行っている。</p> <p>(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）</p> <p>2 多機能連携型タイムラインの検討 L,N,R 総年度 県・市町村・気象台 関係部署と協議し、検討している。 今後、多機能連携型タイムラインの検討を行う。</p> <p>3 水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施 N,AF 毎年 協議会全体 （国河川）訓練は実施していないが、台風第19号時に実際に活用した。（県河川）タイムラインを作成していない。 関係部署と協議し、訓練について検討していく。 今後、タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。</p> <p>4 避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施 L,N,D,R 必要に応じて 県・市町村・気象台 （国河川）警戒レベルの導入に伴う改定時に、内容についても見直しを行った。 （県河川）避難指示等の発令基準について見直しを行った。 国及び県のタイムラインについて、台風19号での対応で明らかとなった課題を踏まえ検証を行い、見直しを進める。 地域防災計画で高齢者等避難、避難指示の発令基準を記載しており、必要に応じて見直しを実施する。また、タイムラインについても、内容を検証し、必要に応じて見直しを実施する。</p> <p>5 マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発 R 総年度 関係部署・気象台・県・市町村 動画を作成し、YouTubeで公開している。 マイ・タイムラインが記載された「越谷市総合防災ガイドブック」を令和3年度に全戸配布するとともに、住民向け説明会を実施した。 出張講座や防災訓練時にマイ・タイムラインの啓発を実施している。</p> <p>(3) 水害危険性の周知促進</p> <p>6 水位周知河川の拡大及び運用 K 総年度 県 動画を作成し、YouTubeで公開している。</p> <p>7 ハザードマップの見直しと水害情報の事前準備に関する取組の進捗 Z 0 関係部署・気象台・県・市町村 危険管理課を統合窓口としている。 新たに窓口を設ける予定はないが、引き続き、窓口や電話等での問い合わせに関しては、都度対応する。</p> <p>(4) ICTを活用した洪水情報の提供</p> <p>8 洪水情報のブックアップ機能の実施及び運用標準の明確化 P,Z,AA 総年度 県 県の問い合わせ窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。</p> <p>9 気象情報発着時の「危険度の色分け」や「警戒レベルの表示」等の改善 N,D,G 引続き実施 気象台 県の問い合わせ窓口は設置していないが、危機管理防災課を窓口とし、問い合わせは随時受け付けている。</p> <p>10 住民等への情報伝達方法の改善 P,Z,AA,AA,AC,AE 引続き実施 市町村 ・防災行政無線（同報系・移動系）のデジタル化が完了しているほか、直近放送の聞き直し用のフリーダイヤルを設けている。 ・他情報伝達手段については、市ホームページ、登録メール、ツイッター、Lアラートを整備しているほか、令和2年1月よりYahoo!防災速報アプリの利用を開始し、情報伝達手段のより一層の充実を図った。 ・情報伝達手段としては、防災行政無線、登録メール、LINE、Twitter、Facebook、防災アプリ、Yahoo!防災速報、緊急速報メール、電話・FAX、コミュニティFMなどの情報伝達手段を整備している。 ・固定系防災行政無線についてはデジタル化による再整備を実施済み。 ・デジタル化に伴い、音声放送のほか、市ホームページ、登録メール、ツイッター、LINE、防災アプリ、電話自動応答サービス等、複数の情報伝達媒体へ一斉に情報配信することが可能になった。 ・要配慮者や防災行政無線が届きにくい地域の希望者に対して防災ラジオを有償で配付した。</p> <p>11 災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化 Z 総年度 関係部署・県・市町村 コミュニティFMである、FMコジヤと協定を結び、災害時にラジオ放送を活用することとしている。また、令和5年度に防災行政無線との連携を行い、緊急放送等を放送できるよう整備する予定。 平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。令和4年度に地元コミュニティラジオ局の電波を確保して市域に緊急情報伝達手段防災ラジオを導入した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。</p> <p>(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実</p> <p>12 洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供 N,N,D 総年度 関係部署・県・水資源機構 台風第19号対応において、常に河川水位情報等を注視し、水位に応じて災害対応を行った。</p> <p>13 避難行動に繋がるダムの放流情報の目や他のタイムミニングの改善、河川水位情報等の活用 N,N,D 総年度 関係部署・県・市町村・水資源機構 避難指示の発令や避難所の開設、避難の判断に活用している。今後についても、情報の効果的な活用を検討していく。</p>														

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市	蓮田市	幸手市	
	取組の柱 実施する施策 具体的取組														
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	総務部 県・市町村			コミュニティ等である。PRコジヤと協定を結び、災害時にラジオ放送を活用することとしている。また、令和5年度に防災行政無線との連携を行い、緊急放送等を放送できるよう整備する予定。	平成25年度に地元ケーブルテレビ局と協定を締結しており、令和2年度に地元コミュニティラジオ局とも協定を締結した。令和4年度に地元コミュニティラジオ局の電波を利用して市民に緊急情報伝達する防災ラジオを導入した。今後も情報共有を行い連携強化を図っていく。	高川市内のメディアではないが、4社のメディアと災害時対応協定を締結している。	株式会社ジェイコムと「災害時における放送等に関する協定」及び「行政放送の再送信に関する協定」を締結済み。	災害時の情報発信における地元メディアとの連携について検討する。	地元ケーブルテレビ会社と協定を締結している。			
	(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等														
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, X, A, E	引続き実施	市町村	自主防災訓練での避難訓練の実施や訓練時及び各種イベント等において、防災啓発リーフレットを配布し、避難場所・避難経路の再確認を行っているほか、避難場所案内看板の設置や、自治会等による要援護者の支援体制の確保を行った。	ハザードマップの浸水箇所から、比較的地盤が高い避難場所を抽出し、タイムラインに反映している。避難場所の検証と、避難経路について検討していく。	水害時の指定緊急避難場所や指定避難所となる施設は、2階以上の部分としている。 ・道路の破損、周辺の火災や浸水等により通行が困難になることも考えられるため、地域ごとの避難経路を固定化していない。 ・広域避難について検討予定。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校、公園、公民館を指定している。 ・市内各所の電柱に避難誘導看板を設置している。 ・広域避難について検討予定。	指定緊急避難所や緊急避難所は、小中学校や総合体育館、公民館などを指定している。 避難経路については、未確定のため検討を行う。	市内に高台のような場所はほとんど存在しないため、指定避難所の上層階、垂直避難、知人宅等への避難が主体となる。	指定緊急避難所や緊急避難所は指定しているが、避難経路については未作成のため、今後検討していく。	主に小中学校や公民館を指定している。 ・避難経路については、ハザードマップ等を参考に、住民自身で事前に確認していただくようお願いしている。		
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連携体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	県・市町村	近隣市町村と災害時相互応援協定を結んでいる。今後、近隣市町村と広域避難等について、情報共有を図っていく。	近隣のさいたま市、川口市、春日部市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町と連携し、避難場所の相互利用に関する協定を締結している。	近隣のさいたま市、川口市、春日部市、草加市、吉川市、八潮市、三郷市、松伏町と連携し、災害時相互応援協定を結んでおり、災害時は避難所の相互利用ができる。 ・協定内容の確認等を実施予定。	草加市、越谷市、三郷市、八潮市、松伏町とは、災害時における相互応援協定を締結している。 ・5社の民間企業と災害時応援協定を締結しており、一時避難場所として広報で周知した。	災害時相互応援協定を県内外の市区町村と提携しているが、具体的な避難所の設定はしていない。今後、避難先の施設等について、具体的に検討していく。	近隣5市1町における相互応援協定を締結し（平成28年度）、被災者に対する避難所及び避難場所の相互利用ができる。 ・埼玉県内の全ての市町村で相互に協力する協定を結んでおり、被災者の一時収容のために施設を提供できる。 ・協議会の場で、避難場所の設定等の検討・調整を強く希望する。	「災害時における相互応援及び避難場所の相互利用に関する協定」久喜市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町、春日部市と締結している。 ・「災害時の避難所相互利用に関する協定書」を上尾市、伊奈町、さいたま市と締結している。 ・「災害時における相互応援に関する協定」を東京都区北区と締結している。	田園都市づくり協議会において、災害時における相互応援に関する協定を結んでおり、協定市町村の指定する全ての避難場所を利用できる。		
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたり、河川工事等の発生土砂の有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	県・市町村 水資源課	建設発生土の再利用について、自治体及び関係機関と連携し実施している	必要となる避難場所等の整備にあたっては、発生土砂等の有効活用について検討していく。	予定なし。	予定なし。	予定なし。		必要に応じて検討する。	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要に応じて、河川管理者と連携した効果的な避難場所等の整備を検討する。	
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, X, Y	総務部	県・市町村	一時避難場所確保担当者や施設管理責任者等に対し、避難所開設及び運営に関する全体説明会を実施した。 ・避難所ごとに現地確認等の打合せを実施し、今後も継続して行う。	民間事業者やマンション自治会と災害時の応急的な避難場所に係る協定について協議を進めた。	協会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	町会と近隣企業との間で緊急一時避難場所に関する協力書の締結を実施していく。	洪水が発生した場合に施設の一部を一時避難場所として提供する協定を締結。（商業施設） 今後も、協定を締結予定。	民間施設と災害時の一時避難場所としての利用について協定締結済	洪水時の一時避難場所として、町内の大型物流倉庫業者等と協定を締結。	・ラウンドワンスタジアム、さいたま・東武東上線水戸駅における一時避難施設に関する協定を締結している。 ・立休駐車場の民間施設等と、緊急的な避難先について協議を進めている。	・市指定の避難場所の確保について、検討を進める。 ・日本保健医療大学南キャンパスを新たに指定緊急避難場所及び指定避難所に指定した。	
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	総務部	市町村	リーフレットの見直しを行い、内容の充実を図った。 ・リーフレットや広報紙など様々な媒体を活用した啓発を実施。 ・市のイベント等に地震体験車を派遣し、訓練への参加を啓発 ・小学生やPTAを対象とした防災講演を実施	現在実施している避難場運営市民防災訓練（地震想定）に水害の想定を加えられるか検討を行う。	自主防災組織に対し、防災訓練の実施に係る補助金を交付している。今後、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	今後、検討していく。	市総合防災訓練（防災プロジェクト）において、小学校区自治会、自主防災会における住民避難訓練を実施。 現在の取り組みを継続して行う。	市総合防災訓練にて、開催地周辺の地域住民が参加する避難訓練を実施しており、引き続き継続していく	住民の避難訓練も含めた水害想定防災訓練の実施を検討する。	令和元年8月31日に総合防災訓練において会場校となる小学校への避難訓練を実施した。	自治会に対し、継続して避難訓練の実施を促進する。 ・区長会や自主防災組織等を通じての周知や広報紙による参加呼び掛けを実施している。	
	20	自助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出発時における要援護者の手帳を共有し、より充実した取組を検討・調整	V, AD, AE	総務部	県・市町村	自主防災組織連絡協議会の事業としてHV、災害時医療救護訓練への参加、協議会名簿の作成などを実施 ・越谷市との市境付近の自治会に呼びかけ、市域を超えた合同防災訓練を実施した。	現在実施している避難場運営市民防災訓練（地震想定）に水害の想定を加えられるか検討を行う。	出強講座、防災訓練、自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施している。 ・その他については、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	「地区防災計画」に関する研修会の実施や、手引きの作成を行った。今後も計画の作成を促進していく。	市総合防災訓練（防災プロジェクト）において、小学校区自治会、自主防災会における住民避難訓練及び避難所運営訓練を実施。 現在の取り組みを継続して行う。	自主防災組織、地域包括支援センター・ケアマネージャー等を対象に、水害からの避難行動の理解促進に向けた出前講座を実施している。	高齢福祉部局への情報提供を実施する。 地域包括支援センター、ケアマネージャーと連携し、ハザードマップを用いた説明会を実施した。	・継続して自主防災組織の新規設立を促進する。 ・自主防災組織協議会の活動を継続して支援し、各自主防災組織の活動強化を図る。	・地域の自主防災活動を支援するとともに、講話等により啓蒙啓発を図る。	
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	総務部	市町村	小学3・4年生の社会科副読本にマイタイムライン等の防災に関する事項を掲載し、防災教育を強化していく。	令和2年度に配布したハザードマップに、タイムラインの作成所を掲載した。 令和3年度にタイムラインを活用できるような動画を制作した。	・協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	予定なし。	今後、実施予定	州にマイ・タイムラインの作成を支援するページを作成した。 また、令和3年度に作成したハザードマップを基に、マイ・タイムラインの作成方法を掲載し、要配慮者利用施設等に広く配布した。（令和4年3月）	出前講座のメニューに「マイ・タイムラインの作成講座」を追加している。 また、ホームページにマイ・タイムライン作成動画を掲載した。	住民に対して、マイ・タイムライン作成講習会を開催した。 ・マイ・タイムラインの作成について、HP上で周知している。	・継続して、洪水ハザードマップを活用した啓発活動を行う。 ・自主防災組織協議会の活動を継続して支援し、各自主防災組織の活動強化を図る。	・住民ごとの避難計画作成について、研究を進める。
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	総務部	県・市町村	1組織1名以上の防災士養成を目指し、資格取得を支援した。 ・養成した防災士の指導による防災訓練を実施した。 ・自主防災組織連絡協議会の事業として、防災士ステップアップ講座を実施した。	自主防災組織のリーダーを養成するための出前講座を毎年実施している。 また、令和4年度に、防災士資格取得のための補助金制度を設立した。	出強講座、防災訓練、自主防災組織リーダー養成講座を継続的に実施している。 ・その他については、協議会等の場において情報を共有し、実施を検討していく。	自主防災組織に対する補助金として、防災士の資格取得にかかる費用を負担する補助金の制度を実施している。	減災講演会及び減災リーダー認定講習会を実施。 自主防災組織等を対象とした防災講演会において、気象予報士等の有識者による講演を実施している	引き続き、松伏町防災リーダー認定講習会を実施していく。	地域における防災リーダー的役割を担うことができる人材の育成を目的とした自主防災組織リーダー養成講座を開催している。	・継続して、「自主防災組織リーダー養成講座」を開催し、地域における防災リーダー的な役割を担うことができる人材を育成する。 ・継続して、防災士資格取得支援事業を通じて、市内防災資格取得者の増員に努める。	・自主防災組織の活動を支援し、防災士資格取得を進める。	

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市	蓮田市	幸手市
	実施する施策													
	具体的取組													
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	令和年度	関東地方・県・水資源機構										
	40	水位周知下水道の指定	令和年度	県・市町村	現在、水位周知下水道の指定予定はない。	指定について関係課と協議を行う。	現在、水位周知下水道の指定予定はない。		予定なし。	市内の一部下水道のみを対象とするため、現時点では指定していない。今後、担当部局と検討していく。		予定なし		
	41	洪水予測（水害タイムラウド）の高度化による災害対応や避難行動の実施	令和年度	関東地方・県										
2.的確な水防活動のための取組														
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供														
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	令和年度	市町村	消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練時に行っている。	伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練時に行っている。	消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、日頃の訓練や火災現場等で行っている。また、連絡体制の再確認は訓練時に行っている。H28年度より消防団のデジタル簡易無線機の配備を進めており、令和元年度には班長以上の団員への配備が完了した。今後については、消防団（水防団）車両用のデジタル簡易無線機の配備を進める。	草加八潮消防組合から水防団を兼ねる消防団に対して情報連絡を行っている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話で連絡することとしている。今後、伝達手段について活動マニュアルの策定を検討する。	水防警報等の河川水位に係る情報は、消防本部から水防団へ連絡をしている。情報伝達の手段は電話、デジタル簡易無線等を整備している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、町から直接水防団へ電話等で連絡することとしている。	水防計画で水位の通報について記載している。消防団の各所にハイブリットIP無線機を配備した。	消防団が水防団を業務しており、伝達の確認や実施については、一斉メール、各分団長への連絡網を活用している。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・FAXで連絡することとしている。
	43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区域や定規等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	令和年度	市町村	情報伝達訓練については、関係部署と検討している。		毎年春4月に分団長会議において、消防団出動区域の確認を実施している。また、2か月に1回の統一訓練時にデジタル簡易無線機を使用した訓練を実施している。		必要に応じて、実施を検討する。	水防活動の実施体制の見直しや伝達訓練の実施について検討する。	今後検討する。	必要に応じて検討する。		
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保														
	44	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	令和年度	市町村										
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認														
	45	洪水に対するリスクが高い区域や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	令和年度	市町村	県河川については今年度未実施。なお、利根川（大別所川管内）については、令和元年6月10日国土交通省実施の合同巡視に消防総務課が立会い、確認をしている。	職員による共同点検を実施している。地域住民の参加について検討している。	重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	県職員及び市職員共同で点検を実施している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。県が実施する重要水防箇所等の共同点検に水防団（消防団）が参加するよう検討を行う。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	県が実施する重要水防箇所等の共同点検へ市職員が参加し、実施している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。	毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われるよう確認	令和年度	市町村	越谷県土整備事務所とのホットラインや、市職員の巡回等により確認した。	出水時、職員が重要水防箇所の巡回を行っている。	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。	今後、確認を実施予定	出水時には災害対策本部情報班及び消防本部による水防箇所の見回りを行っている	出水時に重要水防箇所のパトロールを実施する。	今後、必要に応じて検討していく。	重要水防箇所等について水防団（消防団）と情報共有していく。	水防事務所との連携により確認する。
	47	水防資機材等の配備・確認	令和年度	市町村	土のう、トラロープ、シート、スコップ等を水防倉庫に保管し、定期的に水防倉庫の点検を実施している。引き続き必要な水防資機材の配備等を行う。	必要な水防資機材の更新及び点検等を実施している。引き続き必要な水防資機材の配備等を行う。	水防資機材等については、2箇所に配備している。土のう、ブルーシートを保管している。定期的に土のうを作成し、計画的に保管している。H30年度に水防資機材備蓄倉庫を設置。	土のう、ブルーシートなどを水防倉庫に分散して保管している。また、市内の道路冠水の常態化の防止を図る。市内の防災倉庫等に内水排除用の可搬式排水ポンプを備蓄している。引き続き資機材の配備に努める	水防資機材については市内3か所の水防倉庫に保管している。資機材は毎年購入するようになっている。	水防倉庫等に分散して保管している。数量について台帳で管理している。	利根川東横流域水防事務所において水防倉庫を設け、資機材を保管している。	現在、市・各消防団にライフジャケットを配備し、河川の氾濫が予想される分団にはボートを配備しているが引き続き整備の充実を進めたいと考えている。	利根川東横流域水防事務所において水防倉庫を3箇所設置し、資機材を保管している。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用できること確認	令和年度	市町村	市民への土のう配布や、避難所での毛布等の備蓄物資の提供を行った。	出水前と出水後に備蓄資材の確認を行っている。	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたことを確認している。	今後、必要に応じて検討していく。	台風19号通過後、下水道事業で保有している可搬式エンジンポンプ（3.3m ³ /分）2台を道路冠水箇所へ設置、排水作業を実施した。	土のう作成のため、土のう袋等を利用した。また、情報収集のためにライフジャケットやヘッドライト等を活用した。	出水時には資機材が有効かつ迅速に活用し水防活動を実施する。	今後、必要に応じて検討していく。	出水時に、各班や消防署・水防団（消防団）の活動結果を迅速に取りまとめるように努める。	水防事務所との連携により確認する。
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）														
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	令和年度	市町村	水防団員の募集については、消防団員が水防団員を業務しているため、消防団員募集のポスターの掲示やイベントでのチラシの配布などPR活動を実施し、募集している。	草加八潮消防組合で消防団（水防団）のホームページを作成し、紹介し、常時団員募集を行っている。引き続き広報の充実について、草加八潮消防組合と協議している。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。経営市独自のリーフレットを作成、市内の公共施設や商業施設等に配布し、消防団の魅力を発信、募集活動を行っている。	草加八潮消防組合においては、ホームページや消防訓練及び火災予防週間出張キャンペーン実施時に募集を行っている。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。広報紙やホームページ等で広く水防団員の募集や自主防災組織、企業等の参加を促していく。	消防団（水防団）のホームページを作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。	広報紙や町中などで広く消防団員（水防団員）の募集や自主防災組織、企業等の参加を促している。	ホームページ、広報、チラシ、ポスター等により消防団員の募集を行っている。	出前講座において自主防災組織等に対して水防活動に対する理解と協力を求める。	市のホームページや広報誌で消防団（水防団）の組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。
	50	水防団強化。若手の継承を目的とした広報の充実（水防団員募集）	令和年度	市町村	県河川については今年度未実施。なお、消防団員（水防団員）は、令和元年5月25日江戸川水防演習を視察した。また、令和元年6月2日利根川水防訓練に参加した。	水防訓練（土のう）を実施し、地域の企業も参加している。地域住民等の訓練参加について検討していく。	重要水防箇所等において共同点検を実施を行っている。	地域住民等の訓練参加について検討していく。	江戸川水防事務所（構成団体 春日部市、松伏町、吉川市、三郷市）の水防演習に参加した。	江戸川水防事務所による江戸川水防演習を4年に1度、三郷市と共催している。他市町で開催される場合、消防団長等が見学に行く。	毎年、江戸川水防事務所が実施する水防訓練に参加している。	毎年、利根川水防事務所が実施する水防訓練に参加している。	毎年、市総合防災訓練において市内事業者の協力を得て市民参加の土のう作成訓練を実施している。令和2～4年度については新型コロナウイルス感染症の影響により中止。	毎年、利根川東横流域水防事務所が実施する水防訓練に参加している。
(18) 水防団での連携、協力に関する検討														
	51	大規模氾濫に対して広域的、防衛的な水防活動が実施できるような関係者の協力関係等について検討、調査	令和年度	市町村	利根川水防事務所及び江戸川水防事務所との事務局と会議等で検討している。	近隣消防団（水防団）との協力について、草加八潮消防組合と協議していく。	消防団（水防団）や自主防災組織と具体的な協力内容について検討していく。	県、国等関係機関と協議しつつ、検討していく。	江戸川水防事務所を構成する春日部市、三郷市、吉川市、松伏町の消防団（消防団）と水防活動について相互支援することとしている。	近隣の消防団（水防団）と具体的な協力内容について検討する。	江戸川については春日部市、松伏町、吉川市と連携して水防活動を実施する。県河川については今後、検討していく。	毎年、江戸川水防事務所（三郷市、吉川市、春日部市、松伏町）において、水防訓練を実施しており、具体的な協力内容については検討していく。	利根川東横流域水防事務所を通じて、近隣市町村消防団との連携を図っている。	近隣の消防団（水防団）との協力が必要な場合は、利根川東横流域水防事務所が中心となって、近隣市町村消防団との連携を図っている。情報共有できるようにしている。
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実														
	52	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報共有。各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	令和年度	市町村	市内の医療機関等と災害時医療体制のマニュアルを作成済み。また、5つの医師会と合同で災害時医療連携訓練を実施した。	庁舎、災害拠点病院等については、全庁的な電子メール及び職員用メールシステムを活用し、情報共有を図っている。	災害対策本部を設置する庁舎は洪水想定域に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ洪水の影響を受けにくいよう対策を行っている。	災害拠点病院等の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	各関係機関と検討予定。	市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	庁舎管理部署と情報を共有している。	町庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	地域防災計画において、関係機関との情報伝達体制・方法を規定。災害拠点病院への情報伝達について、検討を行う。	災害拠点となる市役所及び消防署については、施設関係者との連携を図る。また、防災行政無線設備については消防署からも発信することが可能。
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実														
	53	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報共有。非水害時における非常用電源等の対策の施設関係者への実施するよう調整	令和年度	市町村	市役所本庁舎建て替えを予定しており、新庁舎において、防災機能の向上を検討する。	本庁舎、災害拠点病院では、非常用電源を浸水しない高さで設置している。	災害対策本部を設置する庁舎は洪水想定域に入っていないが、各庁舎ごとに非常用発電設備を設けており、それぞれ洪水の影響を受けにくいよう対策を行っている。	災害拠点病院等の施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討する。	庁舎は洪水想定域内にあり、浸水が発生すると浸水する恐れがあるが、災害対策本部代替施設である八潮消防署においては、本部を強固に位置づけており、非常用電源も屋上に設置しているため、浸水の恐れはないと想定される。庁舎については令和5年度に建設中の新庁舎が完成する予定である。	対象施設：吉川市役所庁舎。（H30年5月竣工）	対象施設：三郷市役所庁舎 浸水想定区域にあるが、災害対策本部や自家発電設備等は、浸水しない場所にあり、非常用電源も屋上に設置している。	対象施設：松伏町役所庁舎 災害対策本部は浸水しない2階に置き、非常用電源設備は浸水想定区域よりも高くして設置した。	市庁舎の非常用電源を高所に設置済み。庁舎管理部署と情報を共有し、対策の検討を行う。	市役所は浸水想定区域外。非常用電源についても、庁舎裏口に設置している。

〇概ね5年で実施する取組内容

項目		課題	目標時期	取組機関	春日部市	草加市	越谷市	八潮市	吉川市	三郷市	松伏町	久喜市	蓮田市	幸手市
取組の柱														
実施する施策														
具体的取組														
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組														
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有														
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係施設・市町村・水資源機構	・市で管理する各ポンプ場、排水機場の運転操作マニュアルを作成し、均一な運転管理に努めている。 ・ポンプ場の運転状況について臨時監視をしており、故障などが発生した際は、メールで職員個人のアドレスに状況通知を送信することで、情報の共有化に努めている。	・市管理のポンプ施設が48箇所ある。	・水防資機材等については、2箇所に配備している。	・市内に排水ポンプ施設が31箇所（県の施設を含む）がある。 ・市内排水施設（1箇所）について、排水能力の増強を予定している。	大型可搬式排水ポンプを4台所有している。 市内に排水ポンプ施設が3箇所ある。 可搬式の排水ポンプの設置箇所について検討を行う。	・市内各所に排水ポンプを設置済み。 ・県管理河川については大場川上流・下流排水機場が存在し、有事の際の操作について、市職員が操作を委託されている。	・可搬式排水ポンプを4台所有している。 ・市内に排水ポンプ施設が5箇所ある。	可搬式排水ポンプ及び排水ポンプ施設を配備済み	排水対策部は継続して排水施設等の点検・確認を実施し、情報を危機管理本部と共有する。	・市内に排水ポンプ施設が20箇所ある。
55	排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化	AX	88年度	関係施設・市町村・水資源機構	・雨水ポンプ場の自動遠隔化を進めており、稼働状況をクラウド上で確認できるよう整備を進めている。 ・遠避基準については近隣河川の水位情報を参考にしているが、明確な基準は設定していない。	今後、検討していく。	・排水機場の遠隔操作化、遠避基準の明確化している。	関係機関と協議しつつ検討していく。	排水機場の遠隔操作は、セキュリティの脆弱性や費用対効果の観点から計画していない。 排水機場からの職員遠避基準については、河川管理者からの指示により遠避する。	限の排水機場について、操作は手動で行っており遠隔操作はできない。遠避基準等について明確化されている。	必要性について検討する。	遠隔操作化は予定なし。 排水施設は水位による稼働設定を行っており、水位上昇前に市職員と関係業者による確認を行っているため、増水時には現場にいない。	排水機場の稼働状況が把握できる。	遠隔操作化は予定なし。 排水施設は水位による稼働設定を行っており、水位上昇前に市職員と関係業者による確認を行っているため、増水時には現場にいない。
(22)浸水被害軽減地区の指定														
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が期待される土地に係る情報（地価データや地価シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県										
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理本部で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村	必要に応じて、隣接市町村と共同で浸水被害軽減地区の指定に向けた必要な検討を行う。	必要に応じて、隣接する自治体と浸水被害軽減に向けた検討を行う。	予定なし。	予定なし。	浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	・必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	予定なし	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。
(23)出水後の対応														
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村	関係課との調整や調査の手法・方針等について情報共有を徹底する。	災害情報共有システムを活用し、迅速化を図っている。	・協議会等の場において情報を共有し、被災状況調査の効率的な実施を図る。	・関係部署と連携して、被災状況調査の迅速化に努める。	地盤高の低い一部の排水機場については、電気設備を上層に設置することでリスクを低減している。	関係部署と連携し平穏な情報収集に努めている。	被災状況調査の体制及びマニュアル等の整備を検討する。	・台風の上陸が予想されるときは災害対策本部で事前に会議し、職員体制の確認等を行う。 ・積極的に国や県の制度を活用する（TEC-FORCEなど）。	出水時に、各組や消防署・水防団（消防団）の活動結果を迅速に取りまとめるように努める。	・職員による浸水時調査班をあらかじめ編成し、迅速に調査を行う。
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台										
■ハード対策の主な取組														
④河川管理施設の整備等に関する事項														
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策														
60	現行の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引続き実施	県										
61	浸水リスクの考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・市町村										
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河床掘削）	BA	引続き実施	県										
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村	現在ストックマネジメント計画に基づいて耐震化・長寿命化を進めているため、実施予定はない。	関係課と協議を行う。	・耐震化計画策定済		既存の施設は浸水による機能停止リスクは低い場所に設置されているが、更なるリスク低減策について検討していく	浸水リスクについて調査する。				・災害時における職員出勤体制を確保しており、今後もリスク軽減措置について研究を進める。
64	土砂・流木捕捉効果の高い遠遊型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県										
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し、市民への円滑な水防活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村	河川防災ステーションの設置について、検討していく必要がある。	・水防時に市の本庁舎に設置される本部との情報共有を行っている。		現在、江戸川河川事務所が吉川市河川防災ステーションの整備を進めている。 ・その敷地内において、吉川市が水防センターの整備を検討している（構想、設置する諸室及び河川防災ステーションを含めた平時の利活用など）。 ・広く県政を踏まえ、水防センター整備検討中						
(24)危機管理型ハード対策														
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県										
(25)排水機場の耐水化の検討														
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県										

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所
■ソフト対策の主な取組														
①円滑かつ迅速な避難のための取組														
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供														
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村	・令和3年度は未実施	防災訓練等で活用できないか検討する。	防災訓練等で活用できないか検討する。							
(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）														
2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	毎年度	県・市町村・気象台		避難時の対応も含めタイムラインの作成を検討する。	各機関の連携体制を整備するため、杉戸町に関連する河川が多機関連携型タイムラインを作成した。							
3	水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年	協議会主体	・タイムラインを作成後、水害タイムラインを活用した訓練に向けて検討を行う。	タイムラインを作成したため、来年度以降の防災訓練での実施を検討する。	タイムラインを作成し、それに基づいたロールプレイング及び避難行動実施訓練等の実践的な避難訓練を実施できるよう検討する。	・洪水対応講習を実施。 ・関係機関との連携タイムラインを活用し、訓練内容を充実させ、継続的に実施する。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。	・船・神流川の洪水想定区域である神川町、上里町、本庄市、深谷市もしくは埼玉県からの要請に応じて、水害タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 県管理河川については要請なく参加・支援実績無し。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 ・平成31年1月23日に実施された、さいたま市の荒川（国管理河川）水害対応訓練へ参加し、技術支援を行った。 ・荒川上流域水防タイムライン（流域タイムライン）の運用、訓練、見直しを適宜実施する。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。 ・荒川下流域水防タイムライン（流域タイムライン）の運用、訓練、見直しを適宜実施する。	・水害対応タイムラインを活用した洪水対応訓練への参加・支援を行う。
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,D,R	必要に応じて	県・市町村・気象台	・水防法改正に伴い、発令基準や警戒レベルを反映したタイムラインを作成した。	地域防災計画の見直しを完了し、避難勧告の発令基準について見直しを実施した。タイムラインについても修正した。	避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準の見直しを行い、地域防災計画等修正した。							
5	マイ・タイムライン（避難行動計画）の作成・普及啓発	R	毎年度	関係地域・気象台・県・市町村		町独自で実施する防災防犯マスター講座にてマイタイムライン作成講座を開催した他、作成の説明動画を掲載予定。	自主防災組織の防災訓練や町で行う防災講座にて、マイ・タイムラインの普及啓発を実施した。	・出前講座や水防学校等において普及啓発を実施中。		出前講座等を通じて普及啓発活動を行っている。	・学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）は実績無し。 ・令和2年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし）（※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和3年度 1件※実施（埼玉県内の実績なし）（※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和4年度 1件※実施（併し、埼玉県内の実績なし）（※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施）	・講習会の運営支援等を行っている。 各自治体用のマイ・タイムライン作成の手引きを作成。 ・令和2年度に4自治体においてマイ・タイムラインの講習会を実施。	・地域の防災イベントでマイ・タイムラインの作成、普及啓発を実施。	
(3) 水害危険性の周知促進														
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	毎年度	県										
7	ハザードマップの見直しと水害の事前準備に関する問い合わせ対応の促進	Z	0	関係地域・気象台・県・市町村		町自主防災組織管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。	ハザードマップの見直しや水害に関する問い合わせについて、危機管理課において対応している。	・災害情報普及支援室を設置済み。		災害情報普及支援室の設置済み	災害情報普及支援室を設置済み	防災対策課にて対応している。	洪水等水害想定区域図、3D洪水ハザードマップ等を事務所に掲載し、担当窓口も併せて掲載している。	
(4) ICTを活用した洪水情報の提供														
8	洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	毎年度	県										
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒レベルの表示」等の改善	N,O,G	引続き実施	気象台										
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AC,AE	引続き実施	市町村	・令和3年8月、戸別受信機を導入した。対象者は要支援者名簿に該当する市民。 ・平成28年度、防災行政無線のデジタル化再整備により、メール配信やSNS等の他の情報伝達手段との連携を強化した他、テレホンサービスを導入した。	防災行政無線、ツイッター、メール配信サービス、テレビ埼玉の地上デジタル放送等を活用している。今年には特に防災行政無線と連携した登録制メールサービスの周知を徹底した。	避難準備情報・避難勧告・避難指示を発令した場合は、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急通報メール、Lアラート、報道機関の協力を得て広報を行っている。							
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	毎年度	関係地域・県・市町村		実施（地元メディア）なし。	災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。	・事務所としては実施予定無し。		実施等としては実施していない。	高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし	平成15年に「公共情報通信情報を利用した情報提供及び活用に関する協定」として、テレビ埼玉と協定を締結済み。	今後、実施予定。	
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実														
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,G	毎年度	関係地域・県・水資源機構										R2出水期より実施に向け検討中
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の目録や他のタイムラインの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	毎年度	関係地域・県・市町村・水資源機構	・国、県河川は「埼玉県水防計画」に明記された河川水位情報等と警戒レベルを活用する。	河川水位情報について避難指示等の発令の目安としている。		・河川水位情報等の通知は未実施。今後、内容・タイミング等について改善を検討し、引続き実施。 ・県Bラインの体制構築を進めている。				河川水位情報システムを活用した河川水位情報等の情報伝達体制を構築済み。		R2出水期より実施に向け検討中

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				課題	目標時期	取組機関	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	
	実施する施策																	
	具体的取組																	
	14	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	88年度	関係地整・県・市町村			実施（地元メディア）なし。	災害協定等により、災害時に地元メディアを通じて情報発信が行えるように体制を整備している。	事務所として未実施予定無し。			事務所としては実施していない。	高崎河川国道事務所単独での連携は予定なし	平成15年に「公共情報通信基盤を利用した情報提供及び応用に関する協定」として、テレビ埼玉と協定を締結済み。	今後、実施予定。		
(6) 近接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等																		
	15	現状の避難場所・避難経路・避難経路体制の再確認と改善	V, N, X, AE	引き続き実施	市町村			・令和3年度は、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を関係課を通じて対象施設へ通知した。 ・平成28年度は、企業との協定により、電柱広告を活用した避難誘導案内を設置した。	避難所としては、公共施設や学校等を指定している。（広域避難を含む。）なお、避難経路については、指定の予定なし。	指定緊急避難所や緊急避難所は、主に小中学校や公民館を指定している。 避難経路については指定予定なし。								
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を受けきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係地整・県・市町村			・近接市町で構成する東部中央都市連絡協議会及び田園都市づくり協議会において構成市町と相互応援及び避難所相互利用の協定を締結している。	避難所については、近接市町で構成する協議会の協定に基づき、協定市町の住民は、協定市町が指定する避難所の相互利用ができるようになっている。	近接市町で構成する田園都市づくり協議会で災害時相互応援協定を結んでおり、各市町が指定する全ての避難所を利用できる。	利根川中流4県境 広域避難協議会にて、対応実施済。更に実用化に向け検討中。	県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。	市町避難所の浸水深、収容人数について調査し、直轄減災対策協議会において共有している。	・市町協定・人間関係づくりについて検討し、広域避難計画策定に向けた検討を実施し、検討報告としてとりまとめ、検討会で得られた課題や知見についてはブロック協議会を通じて共有する。 ・令和2年度に2ブロック、令和3年度に1ブロック、令和4年度に1ブロックについて検討会を開催し、広域避難や避難タイムライン等について検討。また、令和3年度に避難元自治体での意見交換会を実施。 ・今後も引き続き広域避難について支援を行っていく。	・要請に応じて、関係各機関の広域避難検討会等に参画し、必要な支援を行う。	直轄協議会における検討結果を踏まえ、県協議会における広域避難体制の構築を支援していく。		
	17	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係地整・県・市町村、水資源機構			・必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	必要となる避難場所、避難経路等の整備にあたっては、建設工事における発生土砂等の活用を図っていく。	・市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町避難所の浸水深、収容人数について調査し、直轄減災対策協議会において共有している。	市町から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	88年度	県・市町村			・調査、検討していく。	地区の集会所や神社・寺などが応急的な避難場所にできないか検討する。	予定なし								
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	88年度	市町村			・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、風水害を想定した避難所開設訓練を実施した。	年に1度、防災訓練を実施している。風水害を想定した避難訓練を組み込めないか検討する。	調査、検討していく。								
	20	救助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難経路等の訓練及び出発時における要請の事項の共有を共有し、より充実した取組を検討・調整	V, AD, AE	88年度	県・市町村			・職員、自主防災組織、行政区、避難所運営職員を対象に、風水害を想定した避難所開設訓練を実施した。	各自主防災組織に避難所運営のマニュアルを配布。	他市町における事例を参考に対応予定								
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	88年度	市町村			・広報紙に簡易的なタイムラインを掲載したほか、改訂作業中のハードマップにマイ・タイムラインを掲載した。	県管理河川の洪水想定浸水区域の見直しを反映したハードマップ改訂したため、それをもとに住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進の方法を検討する。	他市町における事例を参考に対応予定								
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	88年度	関係地整・県・市町村			・令和3年度、例年実施している防災研修は中止。	町主催の防災・防犯マスター講座を実施している。	防災士の育成	専門家等の派遣について専門リスト作成済。専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	国土交通省において、住民避難の取組支援の実績を有する専門家を作成済。専門家の派遣について要請があった場合には支援していく。	減災協議会において検討を進める			・県協議会の運営支援等を行っていく。 ・各自自治体のマイ・タイムライン作成の手引きを作成。 ・令和2年度に4自治体においてマイ・タイムラインの講習会を実施。	モズル地区においてコミュニティタイムライン作成を支援。	実施を検討中

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所			
	実施する施策 具体的取組	課題	目標時期	取組機関													
7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施	23	指定が他県のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	令和年度	関東地区・県・市町村	・要配慮者施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	・要配慮施設を所管する担当課の方で、対応内容を検討している。	モデル施設における避難確保計画に関する知見について、対象となる要配慮者利用施設と情報共有を図る。	川崎市、茨城県取手市における要配慮者施設避難確保計画の実施。利根川上流河川協議会において情報提供済み。今後も最新情報について共有を図る。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）を、江戸川河川事務所管内4都県22市区町へ情報提供済み。令和元年11月29日に千葉県野田市において開催した「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の開催について、江戸川、中川、渡良瀬川協議会構成員に情報提供済み。	構成員が実施した「要配慮者利用施設の避難確保計画作成に向けた説明会」の情報を、渡良瀬川協議会構成員において共有している。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）について、他・埼玉県川越市大規模災害に関する防災対策協議会の幹事会等において情報共有。今後も最新情報について共有を図る。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。令和2年度に4自治体、令和3年度に2自治体において、避難確保計画作成支援を実施。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。要配慮者利用施設における避難確保計画作成を支援する映像・手引きを作成。	要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。		
	24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とした先進的事例等の必要な情報提供を行う。	AD	令和年度	県・市町村	・要配慮施設に対して避難行動計画の策定及び訓練の実施を呼びかけを行った。	要配慮施設を所管する担当課の方で、対応内容を検討している。	要配慮者利用施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけてもらうように助言する。福祉担当課と連携し、要配慮者利用施設における訓練の実施支援を検討していく。									
8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用	25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	令和年度	市町村	・他市町村における優良事例を参考に、洪水ハザードマップの作成、周知及び訓練等の改善を検討する。	令和2年度に水害ハザードマップについても改定した。	洪水ハザードマップを令和2年度改定他市町村における優良事例を参考に、周知及び訓練方法の改善を検討する。									
	26	ハザードマップの見方や洪水などの事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	令和年度	市町村				町民生活課危機管理担当にて、住民から相談があった場合など窓口対応している。	ハザードマップの見方や水害に関する問い合わせについて、危機管理課において対応している。							
	27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引き続き実施	市町村	・想定最大規模降雨を対象とした洪水ハザードマップを登録している。	登録済み。	想定最大規模降雨を対象とした水害ハザードマップを登録する予定。									
	28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引き続き実施	市町村	・洪水ハザードマップを活用した出前講座を今後実施している。	実施内容を検討していく。	水害ハザードマップを活用した防災訓練を今後実施していく。									
	29	水害ハザードマップの改良、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	引き続き実施	市町村	・他市町村における優良事例を参考に、洪水ハザードマップの作成、周知及び訓練等の改善を検討する。	令和2年度に水害ハザードマップについても改定した。	洪水ハザードマップを令和2年度改定他市町村における優良事例を参考に、周知及び訓練方法の改善を検討する。									
9) 浸水実績等の周知	29	全県が国に伝えている浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引き続き実施	県・市町村・水資源機構	・浸水実績をハザードマップに掲載している。	町ホームページで浸水実績図を公開している。	把握している浸水実績を、市町村HPにおいて公表									
	30	企業と協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。【平成28年度】	B	引き続き実施	市町村	・令和3年度は、実績なし。今後も、国、県の動向を確認しつつ、対応する。 ・企業との協定により、電柱広告を活用した避難所誘導案内を設置した。【平成28年度】	企業と「地域貢献型広告」に関する協定を締結し、町内の避難場所を示している。	令和2年度、既存の看板更新及び新規設置									
	31	浸水実績をハザードマップに掲載している。	A	引き続き実施	市町村	・浸水実績をハザードマップに掲載している。	町ホームページで浸水実績図を公開している。	把握している浸水実績を、市町村HPにおいて公表	・浸水実績をハザードマップに掲載している。	町ホームページで浸水実績図を公開している。	把握している浸水実績を、市町村HPにおいて公表						
11) 防災教育の促進	32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A, E, Z	令和年度	関東地区・県・市町村	・国の指導により作成した指導計画を、市内全ての対象となる学校に情報共有する予定。	国の指導により作成した指導計画を、全ての学校に共有することを検討する。	国の支援により作成した指導計画を、市町村内の全ての対象となる学校に情報共有する。	群馬県板倉町をモデルに作成した指導計画について、利根川上流河川協議会を通じて、情報共有済み。防災教育資料を整備し、利根川上流河川協議会へ提出済み。	作成した指導計画について、江戸川河川事務所の減災対策協議会を通じて、管内4都県22市区町へ情報提供済み。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。	・作成した指導計画（支援した内容、それらをもとに学校側で作成した資料など）について、県の協議会と連携して全ての学校へ情報共有を図るとしてきたが、江戸川河川事務所が作成した学習指導計画等を情報共有し、市町村河川・防災部局に対し、教育関係部局への情報提供や協力をお願いしている、ど河川砂防課から伺っているため、当事務所は本項目について、対象外とする。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。	市区が作成した指導計画について、教育施設を含めた関係機関に情報共有を図る。	作成された指導計画について、協議会を通じて学校へ情報共有を図る。		
	33	教職員を対象とした講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	・校長会、教頭会等の際に防災に関する情報提供を行う。	要望に応じて、出前講座を実施する。	要望に応じて、出前講座を実施する。	・減災対策協議会にて、板倉町指導計画を共有済み。また、防災教育資料を整備し、引き続き支援を実施していく。	埼玉県東部地区防災教育担当主事会議に参加し、江戸川河川事務所において、過去に取り組んだ防災教育支援内容・埼玉県東部地区における浸水特性・防災情報発信等について、情報提供を実施した。	協議会を通じて支援していく。	・教職員を対象とした講習会を要望に応じて関係機関と連携し、実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）から令和4年度までの実績無し。	埼玉県内の社会科教職員を対象とした講習会を平成31年度に実施。今後も関係機関と連携し、実施していく。	教育委員会と連携し、教職員を対象とした防災安全講習会を実施。	平成30年8月28日（火）さいたま市の教職員など約20名を対象に水資源機構（滝沢ダム、浦山ダム）と合同で「気象キャスターと学ぶ防災教室&治水施設見学」を開催した。		
	34	出前講座等を活用した講習会の実施	A, E, Z	引き続き実施	協議会全体	・洪水時の避難方法等について、自主防災会等に対して出前講座を実施。	要望に応じて、出前講座を実施する。	出前講座などで防災情報の入手方法や洪水時の避難方法などについて住民への周知を実施している。	・学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	・学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施していく。 ・平成31年度（令和元年度）は実績無し ・令和2年度 1件（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和3年度 1件（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施） ・令和4年度 1件（埼玉県内の実績なし） （※高崎市小学校（小5対象）の出前講座を実施）	・さいたま市、富士見市自治会など学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座を実施している。	出前前に「放流連絡会議」にて幼稚園、小学校、中学校の教諭に対して実施している。		
	35	合機管理型水位計の拡充	Q, AH	令和年度	県												
36	河川監視カメラの拡充	Q, AH	引き続き実施	県													
37	河川管理施設の維持状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急状況に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	令和年度	関東地区・県・水資源機構												関係機関と連携し、実施中	
38	ダム放流警報等の耐水化や改良	AX, N	令和年度	関東地区・県・水資源機構												R 2年度に対象の必要箇所の抽出し、順次改良を実施中	

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	課題	目標時期	取組機関	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	
	実施する施策														
	具体的取組														
	39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関係機関・県・水資源機構									実施について関係機関と調整中	
	40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村	・国、県の動向と併せ、所管課を情報共有する。	関係部署と協力して指定していく。	予定なし							
	41	洪水予測（水害タイムライン）の高度化による災害対応や避難行動の実施	E	88年度	関係機関・県			・洪水予測や水防情報の発表による対応の実施例、減災ラインの体制構築を進めている。		水害リスクマップ等の周知を行っている。			今後、実施予定。		
2.的確な水防活動のための取組															
(13) 水防団（消防団）への河川水位等に係る情報提供															
	42	水防団（消防団）への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村	・令和3年度は、無線、メールの他、団長、副分団長、分団長にはSNSによる連絡手段を設けた。 ・消防団活動マニュアルを作成し、水防警報等の河川水位に係る情報は、市から直接消防団へ連絡することとしている。	消防団については、移動系防災行政無線で情報交換ができる体制を整えている。	水防警報等の河川水位に係る情報は、災害対策本部から直接消防団へ電話・メールで連絡することとしている。							
	43	水防団が行う河川現場の受け持ち区域や定規等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関係機関・県・市町村		令和3年度には町主催の避難所開設訓練にて無線機を使用した情報伝達訓練を実施した。今後も訓練について検討する。	実施体制の見直しを検討。		重要水防箇所や伝達訓練の情報提供を行うとともに、出水前には共同点検を実施している。	水防団が行う河川現場の受け持ち区域は、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。水防連絡部会等での伝達訓練を実施している。	水防団が行う河川現場の受け持ち区域は、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。伝達訓練については要調整。			
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保															
	44	樋と樋管の点検や修繕に関する関係機関等において、樋の無能力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関係機関・県			未定	未定	未定			未定	・要望に応じて情報提供可能	
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認															
	45	洪水に対しリスクが高い区域や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関係機関・県・市町村・地域住民	・毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加し、実施している。	杉戸県土整備事務所と実施。		毎年、県が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加している。						
	46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われること確認	AL	出水後速やかに	県・市町村	・越水等なし。	台風19号通過後に実施。								事後速やかに実施予定
	47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関係機関・県・市町村	・定期的に職員が土のうを作成し、必要な数量を確保するよう管理している。	町内の土木事業者と連携し、土のうのストックを常に確保している。	土のう、縄、シートなどを水防団の水防倉庫に分散して保管している。資機材点検も実施している。	・必要な資材を配備中であり、配備状況については、洪水対策計画に基づき情報共有を行っている。	水防資機材等の配備状況については、洪水対策計画に基づき、江戸川水防部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	水防資機材等については、洪水対策計画等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	
	48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたこと確認	BH	出水後速やかに	県・市町村	・土のうや避難所において毛布等を活用した。	台風19号通過後に実施。								事後速やかに実施予定
(16) 水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）															
	49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村	・市ホームページに消防団に関する項目を作成し、組織や活動内容について紹介し、常時団員募集を行っている。 ・担当課窓口にて消防団啓発品を配布している。	庁舎内にポスターを掲示するとともに、窓口でチラシ、広告付きティッシュを配架し、団員の募集に努めている。	消防団（水防団）のホームページやポスター等を掲示し、常時団員募集を行っている。							
(17) 水防訓練の充実															
	50	水防団強化、団員の継承を目的とした広報の充実（水防訓練等）、水防団での連携、協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AX, AP	88年度	関係機関・県・市町村	・市総合防災訓練等において水防に関する訓練の実施を検討する。	地域防災訓練において、農地水防工法や土のう訓練を実施している。		毎年、利根川水防事務所が実施する水防訓練に参加している。						
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討															
	51	大規模氾濫に対して広域的、効率的な水防活動が実施できるよう関係者の協力内容について検討、調整	AH, AI, AL, AO, AP	88年度	市町村	・近隣の消防団（消防団）と具体的な協力内容について検討する予定。	必要に応じて近隣の消防団（消防団）と連携できるように、随時町と消防団でも連絡をとれる体制をとる。	近隣の消防団（水防団）との連絡が必要な場合は、団長同士で連絡を取り合うこととしている。							
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実															
	52	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設管理者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	88年度	県・市町村	・市庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。	庁舎については、各課で情報を共有できるポータルサイトを整備している。なお、災害拠点病院については、所管となる保健センターを通じて情報の共有を図る予定。	町庁舎施設管理部署と洪水に係る情報について共有している。							
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実															
	53	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、洪水化に伴う非常用電源等の対策を施設管理者が実施するよう調整	AR, AS, AI	88年度	県・市町村	・対象施設：白岡市役所庁舎 市役所庁舎に隣接する生涯学習施設の屋上に72時間使用可能な非常用発電設備を設置。	庁舎及び災害拠点病院とも、非常用電源対策を実施している。	対象施設：町役場庁舎 非常用電源を浸水しない高さに設置している。							

〇概ね5年で実施する取組内容

取組の柱				課題	目標時期	取組機関	白岡市	宮代町	杉戸町	利根川上流河川事務所	江戸川河川事務所	渡良瀬川河川事務所	高崎河川国道事務所	荒川上流河川事務所	荒川下流河川事務所	国土交通省 二瀬ダム管理所	
取組の柱	実施する施策	具体的取組															
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組																	
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有																	
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関係地盤・県・市町村・水資源機構			市内に排水ポンプ施設が2箇所ある。	町内に排水機場が1箇所ある。地域防災計画に記載し、情報共有を図っている。	可搬式排水ポンプを2台所有している。	HP及び洪水対策計画書により共有済	HP及び洪水対策計画書により共有済	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： https://www.mlit.go.jp/river/housai/gch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	高崎河川国道事務所HP及び国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： https://www.ktr.mlit.go.jp/housai/Bousai_003.html https://www.mlit.go.jp/river/housai/gch-tec/activity/pdf/activity2.pdf 参考（関東地方整備局 緊急災害対策連絡）URL： https://www.ktr.mlit.go.jp/teforce/index.html	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/housai/gch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	水害リスク情報、施設の施設・機材については、洪水対策計画書等により、水防連絡部会等で情報共有を行っている。	国土交通省HPにて保有台数を掲載している。 参考URL： http://www.mlit.go.jp/river/housai/gch-tec/pdf/TEC-FORCE.pdf	
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	昭和年度	関係地盤・県・市町村・水資源機構			調査、検討していく。	担当課の方で対応を検討。	他市町における事例を参考に検討する。								
(22)浸水被害軽減地区の指定																	
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果が認められる土地に係る情報（地形データや冠水シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県													
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理本部で指定の手続きや課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村			必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	必要に応じて、浸水被害軽減地区の指定に向けた検討を行う。	浸水被害軽減地区について情報提供があれば指定の検討を行う。								
(23)出水後の対応																	
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村			調査、検討していく。	台風19号通過後に冠水地区の調査を実施。今後は関係各課とも協力して実施。	調査、検討していく。								
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台													
■ハード対策の主な取組																	
④河川管理施設の整備等に関する事項																	
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策																	
60	現行の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引続き実施	県													
61	浸水被害の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・市町村													
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河堤整備）	BA	引続き実施	県													
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	昭和年度	県・市町村			調査、検討していく。	担当課の方で対応。	調査、検討していく。								
64	土砂・流木捕捉効果の高い遠隔型防砂堰の整備	-	引続き実施	県													
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報共有し、市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村				近隣の羽生市や加須市の河川防災ステーションについて情報共有や現地視察等を検討し、活用方法を考える。									
(24)危機管理型ハード対策																	
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県													
(25)排水機場の耐水化の検討																	
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	昭和年度	県													

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合事業所	(独)水資源機構 下久保ダム管理所	(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
■ソフト対策の主な取組											
①円滑かつ迅速な避難のための取組											
(1) 洪水時における河川管理者からの情報提供											
1	ホットラインの情報を活用する検討	D,G	引続き実施	県・市町村							
(2) 避難指示発令の対象区域、判断基準等の確認(水害対応タイムライン)											
2	多機関連携型タイムラインの検討	L,N,R	毎年	県・市町村 気象台			・タイムラインの作成について、必要に応じた助言等を行う。 ・市町村のタイムライン作成・見直しにおいて、気象情報に対する防災行動との対応について助言する。				多機関連携型タイムラインの作成について検討する。
3	水害対応タイムラインを活用して洪水対応訓練を実施	N,AF	毎年	協議会主体			・訓練の実施時に必要に応じた助言等を行う。 ・水防管理者が実施する訓練に協力する。	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携した洪水対応演習を毎年実施している。 ・令和4年度に策定した武蔵水圏内水排幹中止タイムラインに基づいて、関係機関と連携した内水排除演習伝達訓練を実施する。	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携したダムの洪水対応演習を毎年実施している。	・国の洪水予報伝達演習に毎年参加している。 ・他機関と連携したダムの洪水対応演習を毎年実施している。	県・市町村などと共々、洪水情報伝達訓練を毎年実施している。 タイムラインを活用して、他機関と連携した洪水情報伝達訓練を行う。
4	避難指示の発令基準やタイムラインの見直しを実施	L,N,R	必要に応じて	県・市町村 気象台			・タイムラインの見直し等において、必要に応じた助言等を行う。 ・洪水対応訓練等で明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直しを必要に応じて行う。 ・自治体からのタイムラインや避難情報の判断基準の見直しの照会や自治体との意見交換を通じて、必要に応じて大雨警報(土砂災害)及び洪水警報の危険度分布(キキクル)、流域雨量指数の予測値等の利活用を促進した。				「避難情報の判断・伝達マニュアルの作成例」を作成し、市町村へ周知している。 また、国の改正に合わせて更新を実施している。 ・市町村における水害対応タイムラインの見直し支援を行う。 ・「避難訓練情報の判断・伝達マニュアルの作成例」を必要に応じて改正し、市町村へ周知を行っている。
5	マイ・タイムライン(避難行動計画)の作成・普及啓発	R	毎年	関係地域・気象台・県・市町村			・台風・豪雨等から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を自ら学んでいただけるように学習教材(eラーニング)を気象庁HPにて提供しており、必要に応じた支援を行う。				マイ・タイムライン作成についての説明や事前に確認するべき事項をまとめた防災マニュアルブックを発行している。
(3) 水害危険性の周知促進											
6	水位周知河川の拡大及び運用	K	毎年	県							・洪水予報河川として4河川、水位周知河川として14河川を指定済み ・水位周知河川への新規指定や指定区間の延伸を検討中。
7	ハザードマップの見直しと水害の事前準備に関する取組の進捗の調査	Z	0	関係地域・気象台・県・市町村			・防災気象情報の解説用パンフレットを気象台内に継続的に設置している				・河川砂防課等に問い合わせ先を記載しており、不動産業者や県内市町村等からの質問に対応している。
(4) ICTを活用した洪水情報の提供											
8	洪水情報のプッシュ配信の実施及び運用基準の明確化	P,Z,AA	毎年	県							水信周知河川における洪水情報のアラートを活用した提供、洪水予報河川における洪水予報のプッシュ型配信を運用している。
9	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警戒情報の発令」等の改善	N,O,G	引続き実施	気象台			○危険度が高まる時間帯や危険度分布など、より適切な形態での伝達を図り、気象等に関する警戒等の利用の高度化に努める。 ・線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ(令和4年6月1日～) ・キキクル(危険度分布)の「高」の新設と「うす紫」と「濃い紫」の統合(令和4年6月30日～) ・大雨特別警報(浸水害)の指図書改善(令和4年6月30日～) ・大雨警報(浸水害)、洪水警報注意報の基準変更(令和4年5月26日～) ・指定河川洪水予報の応急危険情報を予測でも発表(令和4年6月13日～) ○「警戒情報の現象」等の改善に努める。 ・早期注意情報の「中」「高」が発表されたときや週末前、今後の気象の見直しや留意点等について、防災メールを自治体に配信。 ・大雨等顕著現象が予想される時ホットラインによる首長への助言を実施。 ・台風等の接近等に伴う影響や防災上の留意事項等について、オンラインで台風等説明会を開催し、関係機関に注意、警報を呼びかけるとともに解説資料を提供(7月13日、7月15日、8月12日(台風第8号)、9月16日(台風第14号)、9月22日(熱帯低気圧))。				
10	住民等への情報伝達方法の改善	P,Z,AA,AA,C,AE	引続き実施	市町村							
11	災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	Z	毎年	関係地域・県・市町村							緊急連絡メール・アラートの運用を行っている。 ・「防災1web」ページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・N水全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。
(5) 防災施設の機能に関する情報提供の充実											
12	洪水時のダムの操作に関する分かりやすい情報の提供	N,N,O	毎年	関係地域・県・水資源機構				貯水状況(流入量、放流量、貯水位、貯水量等)をウェブサイトで見報発信していく。		令和元年度洪水期までにダム放流通知文(FAX)の文書の全面改訂を実施した。	川の防災情報リンクにより、貯水状況(流入量、放流量、貯水位、貯水量等)をウェブサイトで見報発信している。
13	避難行動に繋がるダムの放流情報の目や機種のタイミングの改善、河川水位情報等の活用	N,N,O	毎年	関係地域・県・市町村・水資源機構				放流通知文の見直しを実施した。 異常洪水時防災操作移行時の通知時間「1時間及び3時間」に加え、必要に応じて事前の情報提供を行う。	・令和元年度洪水期までにダム放流通知文(FAX)の文書の全面改訂を行うとともに、異常洪水時防災操作(非常用洪水吐きからの越流を含む)に係る関係機関への情報提供のタイミングの見直し(追加)を行った。 ・令和4年度より事務所ホームページにおいてリアルタイムダム操作状況の配信が行っており、継続して運用している。	川の防災情報リンクにより、貯水状況(流入量、放流量、貯水位、貯水量等)をウェブサイトで見報発信していく。異常洪水時防災操作時には関係機関への情報提供を行う。また、県HPでも情報発信を行う。	

○概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱		課題	目標時期	取組機関	熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合事業所	(独)水資源機構 下久保ダム管理所	(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県	
	実施する施策										
	具体的取組										
	実施する施策	具体的取組									
	14	避難時の情報発信における地元メディアとの連携強化	2	88年度	関係機関・県・市町村	・台風等の接近等に伴う影響や防災上の留意事項等について、オンラインで台風等説明会を開催し、報道機関にも注意、警戒を呼びかけるとともに解説資料を提供(7月13日、7月15日、8月12日(台風第8号)、9月16日(台風第14号)、9月22日(熱帯低気圧))。				緊急連絡メール・アラートの運用を行っている。 ・Twitter!webページへ河川監視カメラ映像を提供している。 ・NEX全国ハザードマップへ水害リスク情報図データを提供し掲載している。	
(6) 近接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等											
	15	現状の避難場所・避難経路・避難誘導体制の再確認と改善	V, N, X, AE	引き続き実施	市町村						
	16	当該市町村内の避難場所だけでは避難者を収容しきれない場合には、近接市町村における避難場所の設定や連絡体制等について検討し、そのための情報提供の実施。	S, T, U, X, Y, AG	必要に応じて	関係機関・県・市町村						広域避難所の確保のため、隣接する県の協力が必要となる事案に顕著、市町と一緒に協議を行うなどの支援を行っている。市町村の広域避難所の確保のための必要な支援を行っていく。
	17	必要となる避難場所、避難経路の整備にあたり、河川工事等の発生と砂を有効活用するなど、連携による効果的な整備を実施	S, T	必要に応じて	関係機関・県・市町村・水資源機構	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、ダムの貯水池内から除去した堆積土砂や工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。	市町村から依頼があった場合には、工事で発生した土砂等の提供を行うなど、可能な範囲で避難所等の整備に協力していく。		
	18	応急的な避難場所の確保	S, T, U, V, X	88年度	県・市町村						取組事例の共有を随時行っていく。
	19	避難訓練への地域住民の参加促進	S, T, U, Z, AD, AF	88年度	市町村						
	20	自助の仕組みの強化として、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び体験における実際の事例の共有を共同し、より充実した取組を検討・調整	V, AD, AE	88年度	県・市町村						
	21	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	V, S, T, U	88年度	市町村						
	22	地域防災力の向上のための人材育成	AD, AE, AF	88年度	関係機関・県・市町村						県内消防学校へ講師として毎年水防に関する講習を行っている。

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱				熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合事業所	(独)水資源機構 下久保ダム管理所	(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県	
	実施する施策		課題	目標時期						取組機関
	具体的取組									
(7) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施										
23	指定が地元のモデル施設で作成する避難確保計画に関する知見について共有	AD	88年度	関東地区・県・市町村					要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の集約集（水害・土砂災害）に関する情報共有を図る。	
24	対象となる全ての要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・避難訓練の実施を目的とする進捗的取組等、必要な情報提供を行う。	AD	88年度	県・市町村					要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成28年度】対象となる全ての要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成・避難訓練の実施がなされるよう、関係機関と協力して施設管理者に促している。国・川越市・県の意向で要配慮者利用施設の管理者向け説明会を実施【平成30年度】。市町村ごとに避難確保計画のひな型を作成し配布している【令和3年度】	
(8) 水害ハザードマップの改良、周知、活用										
25	水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例の共有	C	88年度	市町村						
26	ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	必要に応じて	88年度	市町村						
27	水害ハザードマップの国土交通省ハザードマップポータルサイトへの登録	C	引続き実施	市町村						
28	水害ハザードマップを活用した訓練の実施	C	引続き実施	市町村						
(9) 浸水実績等の周知										
29	会報誌等に活用する浸水実績を共有し、市町村において速やかに住民等に周知	A	引続き実施	県・市町村・水資源機構	内水排除に伴う浸水等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には関係機関に情報提供を行う。	ダムの放流警報発報時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	ダムの放流警報発報時等に、県管理河川に係る浸水実績を把握した場合には、関係機関に情報提供を行う。	・洪水想定区域を市町村に提供する。・洪水予報河川・水位周知河川の区間外における主要洪水時の浸水実績について、関係市町村に提供する。		
30	まるごとまちごとハザードマップの整備・拡充	B	引続き実施	市町村						
31	市町村のまちづくり担当課に対し、中長期の水害リスク情報の提供	A	88年度	関東地区・県					中高層度の水害リスク情報図（県管理河川）を作成中。	
(11) 防災教育の促進										
32	国の支援により作成した指導計画を全ての学校に共有	A,E,Z	88年度	関東地区・県・市町村					江戸川河川事務所の指導により作成された指導計画を各市町村と情報共有。今後も、指導計画が作成されたら情報共有を図る。	
33	教職員を対象とした講習会の実施	A,E,Z	引続き実施	協議会全体	・平成31年2月、副読本「わたしたちのまち行田」改訂編集委員会と武蔵水路内水排除について研修会を実施。 ・令和2年3月31日に副読本「わたしたちのまち行田」が改訂発行され、武蔵水路の内水排除が追記された。	教職員を対象とした講習を実施している。	平成30年8月、国土交通省関東地方整備局に協力して教職員等を対象として防災教室を実施。	要望に応じて出前講座を実施。		
34	出前講座等を活用した講習会の実施	A,E,Z	引続き実施	協議会全体	・鴻巣市や行田市のイベントに参加し、パネル展示等により事業概要や内水排除操作を説明。（令和3年度は、昨年に引き続きコロナによりイベント中止。） ・熊谷市「わくわく探検隊」にて、「気象台のしごと」を講演、ペットボトル、雨靴浮遊実験などを行った（令和4年7月29日）。 ・本庄東高等学校附属中学校にて、「天気のお話」を講演した（令和4年9月27日）。 ・オンラインによる気象防災ワークショップを県と共催して市町村を対象に実施した（中小河川洪水災害編8月25日、令和5年1月18日、土砂災害編9月7日）。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施している。	学校や自治体、企業、自治会等の要望に応じて出前講座・現地見学を実施。	要望に応じて出前講座を実施。		
(11) 洪水予測や水位情報の提供の強化										
35	危機管理型水位計の拡充	Q,AR	88年度	県					河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っている。	
36	河川監視用カメラの拡充	Q,AR	引続き実施	県					河川管理者として河川を管理する上で監視が必要な箇所に、危機管理型水位計や河川監視カメラの設置を行っている。	
37	河川管理施設の操作状況に係る警戒情報の伝達（特に複数のダム管理者からの緊急放送に係る警戒情報）に関する基準や運用の明確化	H	88年度	関東地区・県・水資源機構		貯水地状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサイトで情報発信していく。	令和元年度洪水期までにダム放流通知文（FAX）の文書の全面改訂を行うとともに、異常洪水時防災操作（非常用洪水吐きからの越流を含む）に係る関係機関への情報提供のタイミングの見直し（追加）を行った。	川の防災情報中のリンクにより、貯水地状況（流入量、放流量、貯水位、貯水量等）をウェブサイトで情報発信していく。		
38	ダム放流警報等の耐水化や改良	AX,N	88年度	関東地区・県・水資源機構		放流警報局舎の緊急効果音、放送内容の変更をした【令和元年度】	堤内地向けサイレン・スピーカーの増設と異常洪水時防災操作（非常用洪水吐きからの越流含む）時のスピーカー音声への緊急効果音の追加を実施。	警報用のサイレン・スピーカーの設置改良工事実施		

取組状況

〇概ね5年で実施する取組内容

項目	取組の柱	実施する施策	具体的取組	課題	目標時期	取組機関	熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合事業所	(独)水資源機構 下久保ダム管理所	(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県									
39	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	AX, N	88年度	関東地方・県・水資源機構	令和元年台風19号に伴う内水排除中止を踏まえ、内水排除の機能向上を図るため操作方法の見直し等を実施【令和2年度】						河川水素高水想定に基づき、ダム事前放流実施要領を策定【令和2年度】									
												40	水位周知下水道の指定	AX, N	88年度	県・市町村				
												41	洪水予測(水害タイムラウド)の高度化による災害対応や避難行動の実施	E	88年度	関東地方・県				
2.的確な水防活動のための取組																				
(13) 水防団(消防団)への河川水位等に係る情報提供																				
42	水防団(消防団)への河川水位等に係る確実な情報伝達手段の検討	AI	引続き実施	市町村																
43	水防団が行う河川堤防の受け持ち区間や定路等水防活動の実施体制を見直し、伝達訓練の実施	AI	必要に応じて	関東地方・県・市町村																
(14) 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保																				
44	樋と樋道前線が参加する技術研修会等において、樋の運転力化の取組について情報提供	BC	必要に応じて	関東地方・県							未定									
(15) 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認																				
45	洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所を水防団や地域住民等との共同点検の実施	AH	引続き実施	関東地方・県・市町村・地域住民							毎年、管内市町村と重要水防箇所の共同点検を実施している。									
46	出水時に重要水防箇所において水防が適切に行われたこと確認	AL	出水後速やかに	県・市町村																
47	水防資機材等の配備・確認	AN	引続き実施	関東地方・県・市町村							・県内に県管理水防倉庫を17箇所設置し、資機材の整備・確認を行っている。 ・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。									
48	出水時に備蓄されている資材が有効かつ迅速に活用されたこと確認	BH	出水後速やかに	県・市町村							・水防計画に基づき、水防資材の補充を随時行っている。									
(16) 水防に関する広報の充実(水防確保に係る取組)																				
49	水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための広報の充実	AJ	引続き実施	市町村																
(17) 水防訓練の充実																				
50	水防団強化、防災の継承を目的とした広報の充実(水防訓練)、水防団での連携、協力に関する検討及び多様な関係機関や住民等の参加による、実践的な水防訓練の実施	AK, AP	88年度	関東地方・県・市町村							毎年、水防技術講習会へ参加している。 ・毎年、水防管理団体が行う水防訓練、講習会へ参加している。 ・消防学校に対し、水防に関する講習、水防工法の実施講習を行っている。 ・第71回府県川洪水連合・総合水防講習を開催し、県内全市町村に演習開催の案内を行った。									
(18) 水防団間での連携、協力に関する検討																				
51	大規模氾濫に対して広域的、協力的な水防活動が実施できるような関係者の協力内容等について検討、調査	AH, AI, AL, AO, AP	88年度	市町村																
(19) 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報提供の充実																				
52	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有し、各施設関係者に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討	AR, AS	88年度	県・市町村							想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。									
(20) 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実																				
53	洪水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有し、耐水化や非常電源等の対策も施設管理者が実施できるよう調査	AR, AS, AT	88年度	県・市町村							想定最大規模の洪水浸水想定区域図の浸水深・浸水継続時間を関係機関に情報共有している。									

〇概ね5年で実施する取組内容

項目		課題	目標時期	取組機関	熊谷地方気象台	(独)水資源機構 利根導水総合事業所	(独)水資源機構 下久保ダム管理所	(独)水資源機構 荒川ダム総合管理所	埼玉県
取組の柱	実施する施策								
具体的取組									
③氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組									
(21)排水施設、排水資機材に関する情報の共有									
54	水害リスク情報の共有とともに、現状の施設・機材の情報を共有	AV	引続き実施	関東地整・県・市町村・水資源機構	関東ブロックの水機所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。 参考URL: https://www.water.go.jp/honsya/honsya/torikum1/support/support.html	関東ブロックの水機所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。	関東ブロックの水機所有施設機材は、ポンプ車2台、可搬ポンプ6台等があり、地域防災連携の対象設備となっている。		埼玉県水防計画に県所有の水防資器材、県内市町村所有の水防資器材の情報を掲載し共有している。 ・埼玉県川の防災情報ホームページにおいて、県内の雨量及び水位、河川監視カメラの画像をリアルタイムで提供
55	排水機場の遠隔操作化、遠隔基準の明確化	AX	88年度	関東地整・県・市町村・水資源機構	事業所から遠隔操作で糠田排水機場のポンプ操作が可能。	対象施設なし			排水機場の遠隔操作化については未実施。 遠隔基準については明確化済み。
(22)浸水被害軽減地区の指定									
56	浸水エリアの拡大を抑制する効果があると認められる土地に係る情報（地形データや氾濫シミュレーション結果）を水防管理者に提供	AV	必要に応じて	県					浸水エリア拡大を抑制する効果があると思われる地形等の情報を把握した場合には、地元市町村への情報提供を適宜行っていく。
57	複数の市町村に係る浸水被害軽減地区の指定については、水防管理者間で指定の予定や課題等を共有し、連携して指定に取り組む	AV	必要に応じて	市町村					
(23)出水後の対応									
58	被災状況調査の迅速化	AY	出水後速やかに	県・市町村					
59	想定水位基準の設定	AZ	出水後速やかに	県・気象台	令和元年台風第19号による堤防の決壊等の被災状況を考慮し、10月18日に県内全市町村を対象に洪水警報・注意報の発表基準（流域雨量指数基準）を引き下げて運用。令和2年3月18日通常基準に戻す。				
■ハード対策の主な取組									
④河川管理施設の整備等に関する事項									
(23)洪水氾濫を未然に防ぐ対策									
60	河川の増勢等河川管理施設の整備計画のスピードアップ	AK, BA, BB, BE	引続き実施	県					引続き、河川整備計画に基づく河川改修工事を行うとともに、早期に整備効果を確認できるため、浸水被害リスクが高い箇所を重点的に整備し、上流部の増勢等を抑制して整し、その上で発生している浸水被害を軽減するなど、効果的に河川整備を進めることで早期対応に向けて取り組んでいく。
61	流域治水の考えに基づき、流域全体で持続可能な河川整備と流域対策に取り組む	BB, BE	必要に応じて	県・県・市町村					
62	多数の家屋や重要施設等の安全対策等（樹木伐採、河邊掘削）	BA	引続き実施	県					
63	浸水による機能停止リスクが高い下水施設について、排水機能停止リスク低減策を実施	AV	88年度	県・市町村					
64	土砂・流木捕捉効果の高い透透型砂防堰堤の整備	-	引続き実施	県					埼玉県砂防関係施設整備計画に基づき、砂防関係施設の整備を進めている。砂防堰堤を整備する場合には、透透型砂防堰堤を基本としている。
65	整備した河川防災ステーションについて、関係機関と情報を共有し、市町村の河川防災活動等、活用方法を検討・調整	BB, BE	必要に応じて	県・市町村					水防資器材の保管場所等として活用されている。必要に応じて更なる活用を検討する。
(24)危機管理型ハード対策									
66	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫	BC	引続き実施	県					堤防にコンクリートブロック、遮水シート、ドレーン等を設置することにより、災害に対して粘り強い河川整備を行っている。引続き、河川の整備状況や点検結果、背後地の利用状況等を踏まえて検討を行う。
(25)排水機場の耐水化の検討									
67	排水機場の耐水化の検討	AX, BD	88年度	県					現在は排水機場全体の耐水化を実施しており、耐水化の完了した排水機場より順次耐水化に着手する。